

福島県地域防災計画

一般災害対策編

福島県防災会議

令和5年3月20日修正

<<一般災害対策編目次>>

第1章 総則	1
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	1
・第1 計画の目的	
・第2 計画の位置づけ	
・第3 計画の構成	
1 一般災害対策編	
2 地震・津波災害対策編	
3 事故対策編	
4 原子力災害対策編	
5 資料編	
・第4 計画の推進及び修正	
・第5 他の法令に基づく計画との関係	
・第6 計画の周知徹底	
1 防災教育及び訓練の実施	
2 防災広報の徹底	
・第7 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	3
・第1 災害対策の基本理念	
・第2 基本方針	
1 地域自立型防災対策の推進	
2 広域連携による災害対応力の強化	
3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化	
4 職員全体の対応能力の強化	
5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり	
6 男女双方の視点に配慮した防災対策	
7 県民運動の展開	
8 新型コロナウイルス感染症対策	
9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成	
・第3 発災直前及び発災後の活動目標	
第3節 福島県の概況と災害要因の変化	7
・第1 県土の自然的条件	
1 位置及び面積	
2 地勢	
3 地質	
4 気象	
・第2 本県の社会的条件	
1 県土構造	
2 人口	
3 土地利用	

4	交通	
・第3	本県における社会的災害要因の変化	
第4節	調査研究推進体制の充実	13
・第1	県による調査研究体制	
1	危険地域の把握	
2	防災情報システムの研究・整備	
・第2	市町村による調査研究体制	
1	防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備	
2	災害素因情報の蓄積と活用環境の整備	
・第3	自主防災組織等地域における取組	
第5節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	14
・第1	防災関係機関の実施責任	
1	県	
2	市町村	
3	指定地方行政機関	
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	
5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
・第2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1	県	
2	市町村	
3	指定地方行政機関	
4	自衛隊	
5	指定公共機関	
6	指定地方公共機関	
7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
第6節	住民等の責務	21
・第1	住民の責務	
・第2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	

第2章 災害予防計画 ----- 22

第1節 防災組織の整備・充実 ----- 24

- ・ 第1 県の防災組織
 - 1 福島県防災会議
 - 2 福島県災害対策本部
 - 3 福島県水防本部
 - 4 福島県石油コンビナート等防災本部
- ・ 第2 市町村の防災組織
 - 1 市町村防災会議
 - 2 市町村災害対策本部
 - 3 水防管理団体（市町村）
- ・ 第3 防災関係機関の防災組織
- ・ 第4 自主防災組織
 - 1 設置の目的
 - 2 組織編成
- ・ 第5 応援協力体制の整備
 - 1 県と市町村の相互協力
 - 2 他都道府県との相互応援
 - 3 福島県受援応援計画
 - 4 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援
 - 5 国への応援の要求等
 - 6 県内防災関係機関の相互応援
 - 7 消防の相互応援
 - 8 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備
 - 9 経費の負担
 - 10 民間協力計画
- ・ 第6 県と自衛隊との連携体制
- ・ 第7 その他の防災組織
- ・ 第8 公的機関等の業務継続性の確保
- ・ 第9 県の各部局における平常時からの業務
 - 1 危機管理監の職務
 - 2 各所属における平常時からの業務分担（各所属共通）
 - 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

第2節 防災情報通信網の整備 ----- 36

- ・ 第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室）
 - 1 福島県総合情報通信ネットワークの概要
 - 2 局数
 - 3 各機関の機能
 - 4 防災事務連絡システム
 - 5 気象情報伝送処理システム
 - 6 職員参集システム

- 7 代行統制局の設置
- ・第2 市町村防災行政無線の整備
- ・第3 その他通信網の整備・活用
 - 1 非常通信体制の充実強化
 - 2 その他通信連絡網の整備・活用
 - 3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討
- ・第4 通信手段の周知
 - 1 県と関係機関間の連絡体制の周知
 - 2 住民への連絡体制の周知

第3節 気象等観測体制 ----- 40

- ・第1 気象等観測施設網
 - 1 雨量観測施設
 - 2 水位観測所
 - 3 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ
 - 4 積雪（雪量）観測所
 - 5 風（風向・風速）観測所
 - 6 海象観測所
 - 7 市町村観測所
 - 8 統一河川情報システム
（東北地方整備局、北陸地方整備局、市町村、（一財）河川情報センター）
 - 9 レーダー雨量システムの設置（東北地方整備局）
- ・第2 事業計画

第4節 水害・土砂災害予防対策 ----- 43

- ・第1 水害予防対策
 - 1 河川対策
 - 2 ダムによる防災対策
 - 3 高潮・浸食等対策
 - 4 下水道対策
 - 5 その他施設の維持補修
 - 6 災害危険箇所
- ・第2 土砂災害予防対策
 - 1 土砂災害が発生するおそれがある箇所
 - 2 土砂災害危険箇所について
 - 3 土石流対策
 - 4 地すべり対策
 - 5 急傾斜地崩壊対策
 - 6 土砂災害警戒区域等の指定
 - 7 道路落石等防止対策
 - 8 治山対策
 - 9 森林整備対策
 - 10 宅地防災対策

- 11 盛土による災害防止対策
- 12 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

第5節 火災予防対策 ----- 53

- ・ **第1 消防力の強化**
 - 1 消防力の強化
 - 2 消防水利の整備
 - 3 救助体制の整備
- ・ **第2 広域的な応援体制の整備**
 - 1 広域的な応援体制の整備
 - 2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制
- ・ **第3 火災予防対策**
 - 1 火災予防思想の普及啓発
 - 2 住宅防火対策の推進
 - 3 防火管理者制度の効果的運用
 - 4 予防査察指導の強化
 - 5 火災原因調査
- ・ **第4 初期消火体制の整備**
 - 1 消火器等の普及
 - 2 自主防災組織の初期消火体制
 - 3 家庭での初期消火
- ・ **第5 火災拡大要因の除去計画**
 - 1 道路等の整備
 - 2 建築物の防火対策
 - 3 薬品類取扱施設対策

第6節 建造物及び文化財災害予防対策 ----- 56

- ・ **第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策**
 - 1 民間の建築物
 - 2 公共建築物の対策
- ・ **第2 特殊建築物、建築設備の防災対策**
- ・ **第3 文化財災害予防対策**
 - 1 文化財保護思想の普及啓発
 - 2 防災設備等の整備強化
 - 3 火災予防体制の強化
 - 4 予防査察の徹底
 - 5 訓練の実施

第7節 電力、ガス施設災害予防対策 ----- 58

- ・ **第1 電力施設災害予防対策**
 - 1 防災体制の確立
 - 2 事業計画
- ・ **第2-1 ガス施設〔都市ガス〕災害予防対策**

- 1 現況
- 2 防災体制の確立
- 3 事業計画
- ・第2-2 ガス施設〔簡易ガス〕災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画
- ・第2-3 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画

第8節 緊急輸送路等の指定 ----- 64

- ・第1 緊急輸送路等の指定
 - 1 緊急輸送路
 - 2 緊急支援物資等受入れ港
 - 3 緊急支援物資等受入れ空港
 - 4 ヘリコプター臨時離着陸場
 - 5 広域陸上輸送拠点
 - 6 市町村緊急輸送路等の指定
 - 7 道の駅の活用
- ・第2 緊急輸送路等の整備

第9節 避難対策 ----- 73

- ・第1 避難計画の策定
 - 1 避難指示等を発令する基準
 - 2 避難指示等の伝達方法
 - 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
 - 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - 6 指定避難所の管理に関する事項
 - 7 指定避難所の整備に関する事項
 - 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - 9 広域避難に関する事項
 - 10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- ・第2 指定緊急避難場所の指定等
 - 1 指定緊急避難場所の指定
 - 2 管理者の同意等
 - 3 知事への通知等
 - 4 管理者の届出義務
 - 5 指定の取消
- ・第3 指定避難所の指定等
 - 1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

- 2 管理者の同意
- 3 知事への通知等
- 4 管理者の届出義務
- 5 指定の取消
- 6 指定した避難所の運営・管理
- ・第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点
 - 1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係
 - 2 地域との事前協議
 - 3 学校を指定する場合の措置
 - 4 県有施設の利用
 - 5 その他の施設の利用
- ・第5 避難路の選定
- ・第6 避難場所等の居住者等に対する周知
- ・第7 学校、病院等施設における避難計画
 - 1 学校等の避難計画
 - 2 社会福祉施設等における避難計画
 - 3 病院における避難計画
 - 4 その他の防災上重要な施設の避難計画
 - 5 広域避難計画
- ・第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進
- ・第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 ----- 88

- ・第1 医療（助産）救護体制の整備
 - 1 医療（助産）救護活動体制の確立
 - 2 災害派遣医療チーム（DMAT）活動体制の確立
 - 3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備
 - 4 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備
 - 5 災害時医療品等備蓄供給体制の確立
 - 6 血液確保体制の確立
 - 7 後方医療体制の整備
 - 8 災害時救急医療情報システムの整備
 - 9 トリアージ・タグの整備
 - 10 傷病者等搬送体制の整備
 - 11 医療関係者に対する訓練等の実施
- ・第2 防疫対策
 - 1 防疫体制の確立
 - 2 防疫用薬剤等の備蓄
 - 3 感染症患者等に対する医療体制の確立
- ・第3 応援医療体制の整備
 - 1 広域的医療協力体制の確立
 - 2 応援要請のための情報連絡体制の整備

第11節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	92
・第1	食料、生活物資等の調達及び確保	
1	食料	
2	生活物資	
3	燃料	
4	県による物資供給体制	
・第2	飲料水の確保	
1	応急飲料水の確保	
2	資機材等の整備	
・第3	物資等輸送力の把握	
1	一般物資輸送力の把握	
2	燃料輸送力の把握	
3	荷捌きスペースの確保	
・第4	防災資機材等の整備	
1	防災資機材の整備	
2	備蓄倉庫等の整備	
・第5	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	
1	災害廃棄物処理計画の策定	
2	広域処理体制の確立や民間連携の促進	
・第6	罹災証明書発行体制の整備	
第12節	航空消防防災体制の整備	97
・第1	消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点	
1	活用の目的と範囲	
2	消防防災ヘリコプター基地の整備	
3	消防防災ヘリコプターの運航体制	
・第2	場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保	
1	場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進	
2	訓練地の確保	
・第3	福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議	
・第4	広域航空消防防災応援体制の確立	
1	消防防災ヘリコプター応援協定	
2	隣接県等とのヘリコプター相互応援	
第13節	防災教育	99
・第1	一般県民に対する防災教育	
1	防災知識の普及啓発	
・第2	防災上重要な施設における防災教育	
・第3	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	
・第4	学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、	

市町村教育委員会)

- 1 趣旨
- 2 学校行事における防災教育
- 3 教科等による防災教育
- 4 教職員に対する防災研修

・第5 消防学校の防災教育

- 1 目的
- 2 基本方針

・第6 災害教訓の伝承

- 1 災害教訓の収集、公開
- 2 災害教訓の伝承の取組

第14節 防災訓練 ----- 103

・第1 総合防災訓練

- 1 概要
- 2 訓練項目

・第2 個別訓練

- 1 概要
- 2 個別訓練の種類

・第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

- 1 概要
- 2 事業所（防火管理者）における訓練
- 3 自主防災組織等における訓練
- 4 一般県民の訓練

・第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

第15節 自主防災組織の整備 ----- 106

・第1 自主防災組織の育成指導

・第2 自主防災組織の編成基準

・第3 自主防災組織の活動

- 1 自主防災計画の策定
- 2 日常の自主防災活動

・第4 企業防災の促進

・第5 地区防災計画の作成

第16節 要配慮者対策 ----- 109

・第1 市町村地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

- 1 市町村地域防災計画において定める事項
- 2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例
- 3 条例の定めを検討すべき事項

・第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

- 1 避難行動支援者名簿の作成
- 2 要配慮者の情報利用等
- 3 名簿情報の提供と活用
- 4 名簿情報の提供における配慮
- 5 秘密保持義務
- ・ 第3 市町村地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項
 - 1 市町村地域防災計画において定める事項
 - 2 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例
 - 3 条例の定めを検討すべき事項
- ・ 第4 個別避難計画の策定
 - 1 個別避難計画の作成
 - 2 個別避難計画の提供と活用
 - 3 地区防災計画との整合
- ・ 第5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築
- ・ 第6 社会福祉施設等における対策
 - 1 施設等の整備
 - 2 組織体制の整備
 - 3 緊急連絡体制の整備
 - 4 防災教育・防災訓練の充実
 - 5 大規模停電への備え
- ・ 第7 在宅者に対する対策
 - 1 情報伝達体制の整備
 - 2 防災知識の普及・啓発
 - 3 支援体制及び避難用器具等の整備
- ・ 第8 病院入院患者等対策
- ・ 第9 外国人に対する防災対策
- ・ 第10 避難所への移送
- ・ 第11 避難所における要配慮者支援
 - 1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）
 - 2 福祉避難所の指定
 - 3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備

第17節 ボランティアとの連携 ----- 116

- ・ 第1 ボランティア活動の意義
- ・ 第2 ボランティア団体等の把握、登録等
- ・ 第3 ボランティアの連携体制の整備
 - 1 県、市町村からの情報共有
 - 2 コーディネート体制の整備
 - 3 ボランティア活動保険
 - 4 ボランティアの連携体制の構築
- ・ 第4 ボランティアの種類

第18節 危険物施設等災害予防対策 ----- 119

- ・ 第1 危険物施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画
 - 4 安全対策の強化
- ・ 第2 火薬類施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画
- ・ 第3 高圧ガス施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画
- ・ 第4 毒物・劇物施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 防災体制の確立
 - 3 事業計画

第19節 災害救助基金の積立及び運用 ----- 123

- ・ 第1 災害救助基金の概要
- ・ 第2 災害救助基金の運用

第20節 災害時相互応援協定の締結 ----- 124

- ・ 第1 自治体間の相互応援協力
 - 1 都道府県間、知事会の枠組み
 - 2 市町村間の枠組み
- ・ 第2 民間事業者・団体との災害時応援協定
 - 1 食料、生活必需品等の供給
 - 2 物流、物資配送等の災害対応業務
 - 3 徒歩帰宅者への支援
 - 4 市町村と民間事業者等との協定締結
- ・ 第3 応援協定の公表
- ・ 第4 連絡体制の整備

第3章 災害応急対策計画 ----- 126

第1節 応急活動体制 ----- 129

- ・第1 災害応急対策の防災行動計画
 - 1 防災行動計画作成の意義
 - 2 防災行動計画の作成
 - 3 県の防災行動計画
- ・第2 県の活動体制（県災害対策本部）
 - 1 県災害対策本部の設置
 - 2 県災害対策地方本部の設置
 - 3 東京支部の設置
 - 4 現地災害対策本部の設置
 - 5 国の現地対策本部との連絡調整
 - 6 複合災害発生時の体制
 - 7 県災害対策本部組織
 - 8 本部設置の場所
 - 9 記録と文書管理の徹底
 - 10 福島県特別警戒本部
- ・第3 市町村の活動体制
 - 1 組織及び配備体制
 - 2 災害救助法が適用された場合の体制
- ・第4 指定地方行政機関等の活動体制
 - 1 組織等の整備
 - 2 職員の派遣
- ・第5 防災連絡員の設置
- ・第6 部隊間の活動調整

第2節 職員の動員配備 ----- 156

- ・第1 配備基準
- ・第2 職員の配備体制
- ・第3 配備人員
- ・第4 動員伝達方法
- ・第5 非常参集等
- ・第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

第3節 災害情報の収集伝達 ----- 160

- ・第1 気象特別警報・警報・注意報等について
 - 1 定義と種類について
 - 2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成
 - 3 防災気象情報の解説
 - 4 警報等の伝達
- ・第2 被害状況等の収集、報告
 - 1 被害状況等の調査・収集

- 2 被害状況等の報告方法
- 3 現地の状況確認
- 4 被害区分別報告系統
- 5 報告の種類等

第4節 通信の確保 ----- 188

- ・ 第1 通信手段の確保
 - 1 災害時の通信連絡
 - 2 通信の統制
 - 3 各種通信施設の利用
 - 4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置
- ・ 第2 県総合情報通信ネットワークの運用
 - 1 災害時の通信連絡
 - 2 県総合情報通信ネットワークの運用
- ・ 第3 市町村における通信の運用
- ・ 第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置
 - 1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保
 - 2 東日本電信電話(株)の無線の運用

第5節 相互応援協力 ----- 192

- ・ 第1 県と市町村の相互協力
 - 1 県と市町村の相互協力
 - 2 災害対策基本法に基づく知事の指示等
 - 3 市町村への情報連絡員(県リエゾン)の派遣体制整備
- ・ 第2 国に対する応援要請
 - 1 知事の応援職員派遣要請
 - 2 市町村長の応援職員派遣要請
 - 3 職員応援派遣要請手続き
 - 4 応急措置及び災害応急対策の実施要請
- ・ 第3 緊急消防援助隊の派遣要請
 - 1 市町村長等の応援要請
 - 2 知事の応援要請
- ・ 第4 他都道府県に対する応援要請
 - 1 知事の応援要請
- ・ 第5 県と防災関係機関との事前協議
 - 1 日本赤十字社福島県支部との委託契約
 - 2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定
 - 3 防災関係機関会議の開催
- ・ 第6 民間事業者との災害時応援協定
 - 1 県における協定
 - 2 市町村における協定
- ・ 第7 市町村と公共的団体等との協力
- ・ 第8 他の都道府県等への応援

1	応援体制	
2	北海道・東北地域への応援	
3	2以外の地域への応援	
・第9	受援体制の構築	
1	県における受援体制	
2	市町村における受援体制	
第6節	災害広報	199
・第1	県の広報活動	
1	報道機関、国機関等との連携体制の強化	
2	広報内容	
3	広報の方法	
・第2	市町村等の広報活動	
1	広報する内容	
2	市町村間の協力による広報	
・第3	防災関係機関の広報活動	
第7節	救助・救急	202
・第1	自主防災組織、事業所等による救助活動	
・第2	市町村（消防機関を含む）による救助活動	
・第3	県の業務	
・第4	消防本部による救助・救急活動	
1	救助・救急活動	
2	救助・救急における出動	
3	救助・救急体制の整備	
・第5	広域的な応援	
第8節	自衛隊災害派遣	205
・第1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	
1	災害派遣要請基準	
2	災害派遣要請の範囲	
・第2	災害派遣要請	
1	災害派遣要請者	
2	災害派遣要請要領	
3	自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口	
・第3	市町村長の災害派遣要請の要求	
1	災害派遣要請の要求	
2	災害派遣要請の要求要領	
・第4	防災関係機関の災害派遣要請の依頼	
1	災害派遣要請の依頼	
2	災害派遣要請の依頼要領	
・第5	部隊の自主派遣	

- 1 初動における情報収集
- 2 災害派遣の自主派遣
- ・ 第6 自衛隊との連絡
 - 1 情報の交換
 - 2 連絡班の派遣依頼
 - 3 連絡班の自主派遣
- ・ 第7 災害派遣部隊の受入れ体制
 - 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
 - 2 作業計画及び資材等の準備
 - 3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立
 - 4 派遣部隊の受入れ
- ・ 第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
- ・ 第9 派遣部隊の撤収
- ・ 第10 経費の負担区分
 - 1 県、市町村の負担
 - 2 部隊の負担

第9節 避難 ----- 211

- ・ 第1 避難指示等の発令
 - 1 避難の実施機関
 - 2 避難のための指示の内容
 - 3 避難措置の周知等
 - 4 避難指示等の解除
- ・ 第2 警戒区域の設定
 - 1 警戒区域の設定権者
 - 2 指定行政機関等による助言
 - 3 警戒区域設定の時期及び内容
 - 4 警戒区域設定の周知
- ・ 第3 避難の誘導
 - 1 実施機関
 - 2 避難指示等の伝達
 - 3 避難誘導の方法
 - 4 避難順位及び携行品の制限
 - 5 避難道路の通行確保
 - 6 県の業務
- ・ 第4 避難行動要支援者等対策
 - 1 情報伝達体制
 - 2 避難及び避難誘導
- ・ 第5 広域的な避難対策
 - 1 県内市町村間の避難調整
 - 2 県外避難の調整
 - 3 病院、社会福祉施設等の広域避難
- ・ 第6 安否情報の提供等

- 1 照会による安否情報の提供
- 2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合
- 3 安否不明者の氏名等公表

第10節 避難所の設置・運営 ----- 221

・第1 避難所の設置

- 1 実施機関
- 2 市町村長の措置
- 3 県の措置

・第2 避難所の運営

- 1 避難所運営の主体
- 2 住民の避難先の情報把握
- 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策
- 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営
- 5 要配慮者対策
- 6 指定避難所以外の被災者への支援

第11節 医療（助産）救護 ----- 226

・第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

・第2 医療（助産）救護活動

- 1 県
- 2 市町村
- 3 その他の機関

・第3 傷病者等の搬送

- 1 傷病者搬送の手順
- 2 医療スタッフ等の搬送

・第4 医薬品等の確保

- 1 県（健康衛生班）
- 2 市町村

・第5 血液製剤の確保

・第6 人工透析の供給確保

・第7 広域的救護活動の調整

第12節 緊急輸送対策 ----- 230

・第1 緊急輸送の範囲

- 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
- 2 緊急輸送活動の対象
- 3 輸送に当たっての配慮事項

・第2 緊急輸送路等の確保

- 1 緊急輸送路の確保
- 2 陸上輸送拠点の確保
- 3 緊急支援物資等受入れ港の確保
- 4 緊急支援物資等受入れ空港の確保

5	ヘリコプター臨時離着陸上の確保	
・第3	輸送手段の確保	
1	県の確保体制	
2	市町村の確保体制	
3	防災関係機関の確保体制	
・第4	緊急輸送路の情報の集約と提供	
第13節	災害警備活動及び交通規制措置	234
・第1	災害警備活動	
1	災害警備体制	
2	災害警備活動	
・第2	交通規制措置	
1	被害状況の把握	
2	被災地域への流入抑制と交通規制の実施	
3	交通規制時の車両の運転者の義務	
4	公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等	
・第3	海上警備活動等	
第14節	防疫及び保健衛生	239
・第1	防疫活動	
1	県の業務	
2	市町村の業務	
・第2	食品衛生監視	
1	食品衛生監視班の編成及び派遣	
2	食品衛生監視班の編成及び指揮	
3	食品衛生監視活動内容	
・第3	栄養指導	
1	栄養指導班の編成及び派遣	
2	栄養指導活動内容	
・第4	保健指導	
・第5	精神保健活動	
1	精神科医療体制の確保	
2	被災者のメンタルヘルスケア	
3	精神科入院病床及び搬送体制の確保	
・第6	保健所の指揮調整機能支援	
・第7	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	
1	県（健康衛生班）	
2	市町村	
・第8	動物（ペット）救護対策	
1	県（健康衛生班）の業務	
2	市町村の業務	
第15節	廃棄物処理対策	244

- ・第1 災害廃棄物処理
 - 1 排出量の推計
 - 2 収集体制の確保
 - 3 処理対策
- ・第2 し尿処理
 - 1 し尿排出量の推計
 - 2 収集体制の確保
 - 3 処理対策
- ・第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧
 - 1 事前対策
 - 2 復旧対策
- ・第4 応援体制の確保

第16節 救援対策 ----- 247

- ・第1 給水救援対策
 - 1 飲料水供給の概要
 - 2 飲料水の応急給水活動
 - 3 生活用水の確保
- ・第2 食料救援対策
 - 1 対応の概要
 - 2 調達及び供給
 - 3 協定に基づく応急物資の調達
- ・第3 生活必需物資等救援対策
 - 1 供給方針
 - 2 生活必需物資等の範囲
 - 3 生活必需物資等の調達及び供給
 - 4 避難者への給与
- ・第4 燃料等の調達・供給対策
 - 1 調達・供給体制
 - 2 燃料等の範囲
- ・第5 支援物資等の支援体制
- ・第6 義援物資及び義援金の受入れ
 - 1 物資の受入れ
 - 2 義援金の受入れ

第17節 被災地の応急対策 ----- 251

- ・第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談
- ・第2 障害物の除去
 - 1 住宅関係障害物の除去
 - 2 道路における障害物の除去
 - 3 河川における障害物の除去
 - 4 港湾・漁港の航路等における障害物の除去
 - 5 除去した障害物の集積

- 6 関係機関との連携
- ・第3 災害相談対策
 - 1 臨時災害相談所の開設
 - 2 臨時災害相談所の規模等
 - 3 相談業務の内容
- ・第4 応急金融対策
 - 1 日本銀行福島支店の措置

第18節 応急仮設住宅の供与 ----- 255

- ・第1 建設型応急仮設住宅の建設
 - 1 実施機関等
 - 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設
 - 3 応急仮設住宅の運営管理
- ・第2 賃貸型応急仮設住宅等の提供
 - 1 賃貸型応急仮設住宅の提供
 - 2 公営住宅等のあつせん
- ・第3 住宅の応急修理
 - 1 実施機関等
 - 2 実施方法等

第19節 死者の捜索、遺体対策等 ----- 259

- ・第1 一般的な事項
 - 1 衛生及び社会心理面への配慮
 - 2 県医師会及び県歯科医師会との協力体制の整備
 - 3 広域的な遺体対策体制の整備
- ・第2 遺体の捜索
 - 1 捜索活動
 - 2 災害救助法適用の場合の捜索活動
 - 3 市町村以外の機関の対応
- ・第3 遺体の収容
 - 1 遺体の搬送
 - 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容
 - 3 災害救助法を適用した場合の遺体対策
 - 4 警察本部及び福島海上保安部の対応
- ・第4 遺体の火葬・埋葬
 - 1 遺体の火葬実施基準
 - 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

第20節 生活関連施設の応急対策 ----- 262

- ・第1 上水道施設等応急対策
 - 1 被害状況調査及び復旧計画の策定
 - 2 応急復旧のための支援要請
 - 3 的確な情報伝達・広報活動

- ・ 第2 下水道施設等応急対策
 - 1 要員の確保
 - 2 応急対策用資機材の確保
 - 3 復旧計画の策定
 - 4 広報
- ・ 第3 電力施設等応急対策
 - 1 災害対策組織の設置
 - 2 人員の確保
 - 3 応急復旧用資機材の確保等
 - 4 災害時における広報
 - 5 被害状況の把握（情報収集）
 - 6 災害時における危険予防措置
 - 7 復旧計画等
 - 8 県の措置
- ・ 第4-1 ガス施設〔都市ガス〕 応急対策
 - 1 災害対策本部
 - 2 人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 災害時における緊急措置
 - 6 復旧作業等
- ・ 第4-2 ガス施設〔簡易ガス〕 応急対策
 - 1 災害対策本部
 - 2 人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 災害時における緊急措置
 - 6 復旧計画等
- ・ 第4-3 ガス施設〔LPガス〕 応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 復旧計画等
- ・ 第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策
 - 1 災害応急体制の確立
 - 2 乗客の救援、救護
- ・ 第5-2 鉄道施設〔その他の民有鉄道事業者〕 応急対策
- ・ 第6 電気通信施設等応急対策
 - 1 電話（通信）の確保
 - 2 災害時の応急措置
- ・ 第7 放送施設等応急対策
 - 1 基本方針

- 2 応急対策
- ・第8 工業用水道施設等応急対策
 - 1 的確な情報伝達・広報活動
 - 2 要員の確保
 - 3 応急復旧用資機材の備蓄品の活用と確保
 - 4 復旧計画の策定
 - 5 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

第21節 文教対策 ----- 276

- ・第1 児童生徒等保護対策
 - 1 学校の対応
 - 2 教職員の対応、指導基準
- ・第2 応急教育対策
 - 1 応急教育の実施
 - 2 被害状況の把握及び報告
 - 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応
 - 4 教育施設の確保
 - 5 教員の確保
 - 6 学用品の確保のための調査
 - 7 避難所として使用される場合の措置
 - 8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策
 - 9 入学金等の免除
 - 10 私立学校
- ・第3 文化財の応急対策

第22節 要配慮者対策 ----- 280

- ・第1 要配慮者に係る対策
- ・第2 社会福祉施設等に係る対策
- ・第3 障がい者及び高齢者に係る対策
- ・第4 児童に係る対策
 - 1 要保護児童の把握
 - 2 児童のメンタルヘルスケアの確保
 - 3 児童の保護等のための情報伝達
- ・第5 外国人に係る対策
 - 1 避難誘導
 - 2 安否確認
 - 3 情報提供
 - 4 相談窓口の開設

第23節 ボランティアとの連携 ----- 283

- ・第1 ボランティア団体等の受入れ

- 1 ボランティアの受入れ
- 2 情報提供
- 3 活動拠点等の提供
- ・第2 ボランティア団体等の活動
- ・第3 ボランティア活動保険の加入促進

第24節 危険物施設等災害応急対策 ----- 285

- ・第1 危険物施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
 - 5 県（災害対策本部各班）、市町村その他防災関係機関の対応
- ・第2 火薬類施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
- ・第3 高圧ガス施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
- ・第4 毒物劇物施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置

第25節 災害救助法の適用等 ----- 290

- ・第1 災害救助法の適用
 - 1 災害救助法の概要
 - 2 災害救助法適用における留意点
- ・第2 災害救助法の適用基準
 - 1 適用基準
 - 2 住家滅失世帯の算定等
 - 3 大規模な災害における速やかな適用
 - 4 災害が発生するおそれがある段階の適用〔法第2条第2項〕
- ・第3 災害救助法の適用手続き
 - 1 市町村
 - 2 県
 - 3 救助の実施状況の記録及び情報提供
 - 4 特別基準の申請

- ・第4 災害救助法による救助の種類等
 - 1 救助の種類
 - 2 救助費の繰替支弁
 - 3 迅速な救助の実施
- ・第5 災害対策基本法に基づく従事命令等
 - 1 従事命令等の発動
 - 2 公用令書の交付
 - 3 損害補償等

第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援等-----295

- ・第1 被災者生活再建支援法の適用
 - 1 支援法の対象となる自然災害
 - 2 支援法の対象となる世帯
 - 3 支援法の適用手続き
 - 4 支援金支給の基準
 - 5 支給申請書等の提出
- ・第2 罹災証明書の交付
- ・第3 被災者台帳の作成
 - 1 被災者台帳に記載する内容
 - 2 台帳情報の利用及び提供
- ・第4 被災者の生活支援

第27節 水害・土砂災害応急対策-----300

- ・第1 水害応急対策（水防計画）
 - 1 水防の責任
 - 2 水防組織
 - 3 水防活動
- ・第2 土砂災害応急対策
 - 1 土砂災害警戒情報
 - 2 土砂災害・斜面災害応急対策
 - 3 土砂災害緊急情報

第28節 ヘリコプター等による災害応急対応-----307

- ・第1 消防防災ヘリコプターの運航方針
- ・第2 消防防災ヘリコプターによる活動
- ・第3 運航管理体制
- ・第4 市町村等の受け入れ態勢の整備
- ・第5 災害対策本部総括班による運用調整
- ・第6 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容
- ・第7 広域応援要請

第4章 災害復旧計画 ----- 309

第1節 施設の復旧対策 ----- 309

- ・ 第1 災害復旧事業計画の作成
 - 1 復旧事業計画の基本方針
 - 2 災害復旧事業の種類
- ・ 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
 - 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの
 - 2 激甚災害に係わる財政援助措置
- ・ 第3 激甚災害の指定
 - 1 激甚災害に関する調査
 - 2 激甚災害指定の促進
- ・ 第4 災害復旧事業の実施

第2節 被災地の生活安定 ----- 313

- ・ 第1 義援金の配分
 - 1 義援金の受入れ配分
 - 2 配分計画
 - 3 迅速、透明な配分
- ・ 第2 被災者の生活確保
 - 1 公営住宅の一時使用
 - 2 職業あっせん計画
 - 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置
 - 4 被災事業主に関する措置
 - 5 租税の徴収猶予等の措置
 - 6 郵便関係措置等
 - 7 生活必需品等の安定供給の確保
- ・ 第3 災害弔慰金の支給
 - 1 対象災害
 - 2 支給限度額
- ・ 第4 被災者への融資
 - 1 農林水産業関係
 - 2 商工関係（中小企業への融資）
 - 3 住宅関係
 - 4 福祉関係

第5章 火山災害対策 ----- 318

第1節 火山災害対策の概要-----318

- ・ 第1 火山災害対策について
 - 1 本章の目的
 - 2 本県の火山の概況
- ・ 第2 火山地域市町村
- ・ 第3 火山災害警戒地域
- ・ 第4 過去の火山による被害

第2節 火山災害予防対策-----321

- ・ 第1 本県の火山防災協議会
 - 1 避難計画等の策定
 - 2 噴火警戒レベルの運用
 - 3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発
 - 4 登山届等の提出の周知・啓発
 - 5 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実
 - 6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）
 - 7 情報の共有等
- ・ 第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画
- ・ 第3 防災対策の推進

第3節 火山災害応急対策-----334

- ・ 第1 活動体制
- ・ 第2 噴火警報等の伝達
 - 1 噴火警報等の種類
 - 2 伝達気象官署
 - 3 伝達系統
- ・ 第3 災害情報の収集及び伝達
 - 1 通信手段の確保
 - 2 災害情報の収集、伝達
- ・ 第4 避難対策
 - 1 避難の指示等
 - 2 立入規制
 - 3 広域的な避難対策
 - 4 交通路の確保
 - 5 災害警備活動
- ・ 第5 救助・救急、医療活動
 - 1 救助・救急活動
 - 2 救急医療
- ・ 第6 各機関の応急対策
- ・ 第7 災害復旧

第6章 雪害対策-----343

第1節 雪害対策の概要-----343

- ・ 第1 雪害対策について
 - 1 本章の目的
 - 2 本県の特徴
- ・ 第2 過去の雪害被害

第2節 雪害予防対策-----345

- ・ 第1 雪害予防体制の整備
 - 1 県の活動体制
 - 2 市町村の活動体制
- ・ 第2 生活基盤の耐雪化
 - 1 建築物の安全確保
 - 2 ライフライン施設の雪害対策
 - 3 道路交通対策
 - 4 公共交通機関対策
- ・ 第3 雪崩対策等の推進
 - 1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止
 - 2 警戒避難体制の確立
 - 3 融雪期における土砂災害対策
 - 4 消防防災ヘリコプター等の活用
- ・ 第4 救済体制の整備
 - 1 孤立集落の防止
 - 2 ボランティアの活動支援
 - 3 避難行動要支援者の避難行動
 - 4 県の支援体制
- ・ 第5 広報活動
 - 1 防災意識の高揚
 - 2 県民に対する防災知識の普及

第3節 雪害応急対策-----353

- ・ 第1 防災活動体制
 - 1 応急対策
 - 2 被害状況等の収集、報告
- ・ 第2 応急活動体制の整備
 - 1 県の活動体制
 - 2 非常配備の基準について
 - 3 県の支援体制
- ・ 第3 地域ぐるみの除排雪
 - 1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進
 - 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等
- ・ 第4 避難
 - 1 避難指示等の発令及び避難誘導等

2 避難行動要支援者の援助

・第5 災害復旧

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

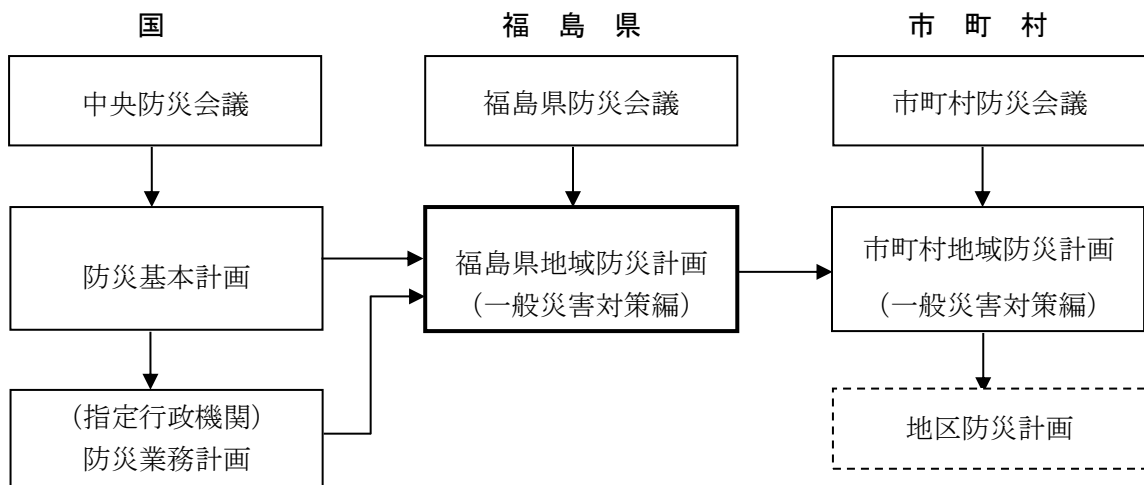
第1 計画の目的

この計画は、県内の風水害、雪害、火山災害等に対処するため、平成10年8月末豪雨災害や平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害等に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。

国、県、市町村における防災会議と防災計画（一般災害対策編）の位置づけ



第3 計画の構成

福島県地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編

風水害、雪害等及び火山災害の対策について定める。

2 地震・津波災害対策編

地震及び津波災害対策について定める。

3 事故対策編

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。

4 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、県の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第7 市町村地域防災計画の作成又は修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画（一般災害対策編）の作成又は修正に当たっては、この計画を参考として作成又は修正するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念にもとづき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災生活圏の形成

本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道軸、北部軸、南部軸からなる横軸を県土の骨格とし、その結節点を7つの生活圏と捉えた「多極ネットワークの形成」を地域整備の目標として掲げている。

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、これら7つの生活圏それぞれが自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い県土づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、7つの生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしきみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、県、市町村、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。県のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討

し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 県民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切である。

このため、県は、県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、市町村、県民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、県民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」においてもうたわれているとおり、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、各種災害におけるハザードマップなどにより事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するため

には、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の防災行動計画については、第3章第1節において整理している。

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・ 生活再建に係る支援の実施
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 都市環境の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 福島県の概況と災害要因の変化

第1 県土の自然的条件

1 位置及び面積

本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の総面積は、13,784.14km²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3位の面積を有し、東西約166km、南北約133kmで、広大な県土を有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっている。

方 位	地 名	経 緯 度
最東端 (E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分49秒
最西端 (W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	〃 139度10分 5秒
最南端 (S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒
最北端 (N)	福島市飯坂町竜ヶ岳	〃 37度58分25秒

2 地勢

本県は、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈が南北に走り、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

浜通りでは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈山地を水源として東流し、直接太平洋に流入する単独河川が多く、これら河川の流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。

阿武隈山地と奥羽山脈にはさまれた地域を中通りといい、阿武隈川が南から北へ流れ、郡山（安積）盆地、福島（信達）盆地などを形成し、大部分が肥沃な平坦地である。南端に位置する東白川郡の一部は、茨城県へ南下する久慈川の流域に属している。

奥羽山脈とその周縁部には、標高2千m級の成層火山と数多くの温泉及び大小の湖沼群が発達しており、美しい景観をつくっている。これと新潟県境に連なる越後山脈に抱かれた広大な地域が会津地方である。

この会津地域には、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見川、猪苗代湖から流出して西流する日橋川、さらに栃木県境に源を発する阿賀川が流れ、これらの河川は合流して、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注いでいる。日橋川と阿賀川の合流点付近を中心に、広大な平地が南北に拡がっており会津盆地を形成している。

3 地質

本県は、奥羽山脈以西の新第三系が広く発達する“グリーンタフ地域”から、先第三系の基盤岩類からなる阿武隈山地、さらにはその東側の第三系・第四系が発達する太平洋沿岸の丘陵地域にまたがっている。そのため、古生代から第四紀にわたる様々な地質時代の、多種多様な地層・岩石が分布するという特徴がある。

(1) 会津地方

本県の西半分をしめる広大な地域のため、その地質も多岐にわたっている。

北部の県境付近の飯豊山一帯、南会津郡西部の伊南川流域及び会津盆地南方の大戸岳周辺には、中生代の堆積岩類と花崗岩類が分布しており新第三系の基盤となっている。

会津盆地周辺山地及び阿賀川・只見川流域の広い地域には、緑色凝灰岩を主とする堆積岩類・火山岩類からなる海成の新第三系が厚く発達している。また、会津盆地西縁の丘陵には陸水成の

堆積物からなる鮮新・更新系が広く分布している。さらに、南会津町中央部から昭和村にかけての地域と沼沢湖周辺の地域及び会津盆地東南縁の背炙山一帯には、鮮新世以降の新しい時代に噴出したデイサイト質溶結凝灰岩が広く分布している。

一方、会津・田島・野沢などの内陸盆地には未固結の第四紀層が発達するほか、猪苗代湖付近の奥羽山脈には、新第三系をおおって磐梯山や猫魔ヶ岳などの火山噴出物が分布する。

地質構造としては、様々な方向性の褶曲や断層が各所にみられるが、比較的新しい時期のものとしては、棚倉破碎帯の北方延長部に位置する川桁山断層や会津盆地西縁に発達する褶曲構造などがある。

(2) 中通り地方

阿武隈川及び久慈川に沿った低地と、奥羽山脈や八溝山地などの山地部でそれぞれ特徴ある地質が発達している。

南部の県境付近に位置する八溝山地には、一部花崗岩により熱変成を受けた中生代の堆積岩類が分布しており、会津地方の先第三系基盤岩類とともに一連の地質区(足尾帯)を構成している。

福島盆地周辺、本宮市及び郡山盆地の西側一帯、さらには棚倉町周辺の久慈川流域には新第三系中新統が広く分布している。また、白河市北方から須賀川市の西部にかけては、新第三系を不整合におおって、デイサイト質の溶結凝灰岩が広く分布している。

阿武隈川流域の福島・郡山・白河などの内陸盆地には第四系が広く発達しているほか、奥羽山脈には、脊梁火山列に属する吾妻・安達太良・那須などの火山があり、安山岩質の火山噴出物が新第三系をおおって分布している。

地質構造としては、島孤の地質区を画する棚倉破碎帯が久慈川に沿って発達するほか、新しい構造としては福島盆地西縁断層などがある。

(3) 阿武隈山地

この地域は、大部分が中生代白亜紀の花崗岩類からなっている。このうち北部阿武隈山地には主として古期花崗閃緑岩が分布し、新期の各種花崗岩類は山地西縁部や東縁部に分布している。

南部の東白川郡からいわき市西部にかけては、高温低圧型の御斎所変成岩及び竹貫変成岩が発達している。また、各所に小規模なはんれい岩体が、花崗岩に貫入された形で分布している。

一方、山地内部の谷底部には、最終氷期以降の第四紀層が小規模に分布している。

(4) 浜通り地方

この地域北部の阿武隈山地北東縁には、畑川破碎帯の東側に相馬古生層が、さらに双葉断層に沿って中生代の相馬中村層群が分布している。また、南部のいわき地域にも古生層と中生代後期の双葉層群が分布している。これらはいずれも、砂岩、泥岩(粘板岩)、石灰岩などの堆積岩からなっている。

いわき地域には、石灰層を挟む古第三系(白水層群)が白亜系を不整合におおって発達するほか、双葉郡以南には新第三系が南北に分布している。また、太平洋沿岸の丘陵及び低地には、鮮新系や第四系が広く分布している。

地質構造としては、阿武隈山地東縁部の畑川破碎帯のほか、双葉断層が阿武隈山地の縁に沿ってほぼ南北に発達している。

4 気象

本県の地勢は、阿武隈・奥羽の二つの山系により三分され、気候区も、日本海側気候の会津、太平洋側気候の浜通り、両気候の特徴を持つ中通りの三つに区分される。

(1) 春(3～5月)

シベリア高気圧が弱まり、冬型の気圧配置が緩み始め、低気圧と高気圧が交互に通過するように

なる。周期的に天気に変化し寒暖の差が激しい時期である。また、移動性高気圧圏内では晴れて空気が乾燥し、夜間は放射冷却により気温が下がり農作物に霜害が起こりやすい。さらに、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪が降り大雪となることもある。

また、この時期は、低気圧が日本海で急速に発達するため、強風を伴うことが多い。本県では春が10m/s以上の風が吹く日数が最も多い時期である。

(2) 夏（6～8月）

本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけ梅雨となる。中通りと浜通りでは降水量が最も多い時期である。また、梅雨の初め頃にはオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った北東の風が入り、気温の上昇が抑えられぐずついた天気となる。太平洋高気圧の強まりと共に梅雨前線は北上して梅雨が明けるが、その過程で前線の活動が活発化し、大雨をもたらすことがある。

太平洋高気圧が日本に張り出し、本県は弱い南よりの風が卓越して高温多湿の日が持続し、中通りや会津の盆地を中心に猛暑日となる日がある。また、大気の状態が不安定となり、雷雨となりやすい。なお、太平洋高気圧の勢力が強い時には、無降水の日が続き干ばつとなることもある。

(3) 秋（9～11月）

9月になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、本州付近に秋雨前線が停滞して雨の日が続く。また、この時期に台風の襲来が多い。台風に伴う暖かく湿った空気により秋雨前線の活動が活発化して大雨となり、台風本体の雨が加わり、更に雨量が増すことがある。

10月になると移動性高気圧や低気圧が次々と日本付近を東進するようになり、天気は周期的に変わる。

10月後半から11月は移動性高気圧に広く覆われ、晴天の日が多い。夜間は放射冷却により気温が下がり、農作物に早霜の被害が発生する時期でもある。また、会津では明け方に盆地特有の放射霧が発生して、交通機関等に大きな影響を与える。11月下旬になると日本付近を低気圧が通過した後、一時的に冬型の気圧配置となり、平地でも雪が降るようになる。

(4) 冬（12月～2月）

12月中旬以降はシベリア高気圧が強まって冬型の気圧配置となり、北西の季節風が卓越するようになる。

会津は雲に覆われ、雪の降る日が多い。浜通りは乾燥した晴天の日が続き降水量が最も少ない時期となり、空気の乾燥が著しく火災が起きやすい。中通りは会津と浜通りの中間の天気となる。

冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。会津の年間降水量の半分がこの時期に降り、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

第2 本県の社会的条件

1 県土構造

本県は、地形的に浜通り、中通り、会津と大きく分けられる地域区分となっており、それぞれの地域に人口集積からみると、2～3の核が存在している状況である。

また、本県の長期総合計画では、浜通り、中通り、会津それぞれの地域を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地域間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が設定されている。

これらの核および軸により、本県は7つの生活圏が構成される県土構造となっている。



2 人口

人口の推移を長期的にみると、戦前の160万人台から戦時中の疎開による人口流入や、戦後の海外からの引き揚げ、第1次ベビーブームなどから人口が急増し、昭和23年には200万人台にのり、昭和32年3月の209万9千7百人をピークとして、その後、新規学卒者の就職や進学のため、若年層を中心とした首都圏への人口流出が相次ぎ、年々減少の傾向をたどり、昭和47年4月には192万7千9百人となり、この間で約17万2千人の減少となっている。

しかし、これを底に首都圏からのUターンや第2次ベビーブームなどから増加に転じ、昭和50年の国勢調査では197万1千人と増加し、昭和53年には再び200万人台にのり、平成2年国勢調査では210万4千人と少しずつ回復した。平成7年国勢調査では、213万4千人と過去最高となっているが、その後の平成22年国勢調査では、202万9千人と減少している。

自然増減のすう勢をみると、出生率は昭和25、26年頃から低下を続け、最近では当時の1/3程度のところで横ばいの状態であり、減少傾向にある。また、死亡率においても、出生率とほぼ時期を同じくして低下の兆しをみせ始め、年々、わずかながら減少傾向を示してきたが、昭和63年以降は増加傾向にある。

一方、社会増減に目を転じると、昭和35、36年頃を中心に転出者の数は転入者の2倍前後に達していたが、その後、転出者の減少傾向が続いていたが、平成4年より僅少なながら社会増加に転じ、国勢調査間でみても、平成7年までの5年間は、戦後初めて社会増加を記録した。

3 土地利用

平成24年における本県の土地利用は、森林が9,716km²と県土面積の70.5%を占め、次いで農地1,447km² (10.5%)、道路519km² (3.8%)、宅地487km² (3.5%)となっている。

平成22年と比較すると、農地や森林等の自然的土地利用が0.5%減少し、宅地や道路等の都市的土地利用が0.4%微増しており、自然的土地利用が減少し、都市的土地利用が増加する傾向にある。

4 交通

(1) 道路

本県の道路網は、県の面積が広大であることから主要幹線道路も多く、東北縦貫自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道及び東北中央自動車道の四つの高速道路と広域的な一般幹線道路である国道4号、6号、13号、49号、115号、118号、121号、289号を主軸として基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加えて、前記以外の国道、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市町村道を加えて、全体として一つの道路網を

構成している。

(2) 鉄道

本県中央部を東北新幹線が縦貫し、新白河、郡山、福島の三つの駅が設置されている。また、山形新幹線が、平成4年7月、ミニ新幹線として開通した。在来線については、東北本線、常磐線、磐越東・西線など7路線が県民の足として活用されており、このほか第3セクターによる会津線、会津鬼怒川線、阿武隈急行線の3路線、民間運営による福島交通飯坂線が、地域住民の重要な交通機関となっている。また、貨物用路線として福島臨海鉄道が利用されている。

(3) 空港

福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港し、平成12年には滑走路長2,500mに拡張され、全面供用を開始した。

現在、県内はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

(4) 港湾

本県は、小名浜港、相馬港の二つの重要港湾を有し、小名浜港は国際貿易港として、南東北の物流拠点及び背後企業を支援する港湾としての役割を果たし、相馬港は相馬地域開発の拠点及び相双・県北地域の流通拠点としての役割を担っている。

また、地方港湾として江名港、中之作港のほか、猪苗代湖で観光の役割を果たしている翁島港、湖南港、さらに避難港の久之浜港の7つの港湾が指定されている。

第3 本県における社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1には、地域間の人口分布の変化である。都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、本県では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率（65歳以上人口が全人口に占める割合）が20～25%程度であるのに対して、農村部では30～50%となっている。

このために、災害時には都市部に被災者が集中して、かつ増大する可能性が非常に高い。さらに、農山村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。

本県では大都市圏ほどは昼夜間人口格差が大きいものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在する。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に人口が集中しているために、市街地中心部に被害が集中する可能性が非常に高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては初動体制への影響も考えられる。

第4は、コミュニティ意識の低下である。本県においては、他地域と比べて低下の度合は小さい

が、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という県民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本県における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、国勢調査間での社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

本県における国勢調査間の社会構造変化の比較

区 分		平成22年	平成27年	備 考	
人 口		2,029,064人	1,914,039人	国勢調査10月1日現在	
世 帯 数		720,794世帯	737,598世帯	国勢調査10月1日現在	
宅地面積		431平方km	493平方km	1月1日現在	
危険物施設数		12,650施設	11,029施設	3月31日現在	
石油 コン ピナ ート	特定事業所数	18事業所	18事業所	平成29年4月1日現在	
	貯蔵取扱 数量	石油	2,462千k l		2,248千k l
		高压ガス	9,826千N m ² /D		8,670千N m ² /D

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
07201	福島市	31.5	07364	檜枝岐村	40.0	07484	塙町	40.5
07202	会津若松市	32.5	07367	只見町	48.5	07485	鮫川村	42.6
07203	郡山市	28.2	07368	南会津町	43.7	07501	石川町	39.1
07204	いわき市	32.5	07402	北塩原村	40.7	07502	玉川村	33.5
07205	白河市	31.4	07405	西会津町	49.0	07503	平田村	38.2
07207	須賀川市	30.0	07407	磐梯町	38.8	07504	浅川町	36.2
07208	喜多方市	37.9	07408	猪苗代町	41.2	07505	古殿町	42.2
07209	相馬市	32.6	07421	会津坂下町	38.4	07521	三春町	36.5
07210	二本松市	36.0	07422	湯川村	35.5	07522	小野町	38.5
07211	田村市	37.9	07423	柳津町	47.2	07541	広野町	33.2
07212	南相馬市	38.1	07444	三島町	55.3	07542	檜葉町	37.6
07213	伊達市	37.1	07445	金山町	61.6	07543	富岡町	16.2
07214	本宮市	29.2	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	52.9
07301	桑折町	38.5	07447	会津美里町	41.7	07545	大熊町	-
07303	国見町	43.6	07461	西郷村	26.3	07546	双葉町	-
07308	川俣町	43.9	07464	泉崎村	34.2	07547	浪江町	-
07322	大玉村	28.3	07465	中島村	31.8	07548	葛尾村	43.1
07342	鏡石町	28.9	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	34.6
07344	天栄村	38.6	07481	棚倉町	34.0	07564	飯舘村	70.4
07362	下郷町	46.8	07482	矢祭町	42.1			

出所) 福島県現住人口調査月報 (令和4年1月1日現在)

※ 大熊町、双葉町及び浪江町は基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。

将来の本県の高齢者比率

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
高齢者比率	65歳以上	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
生産年齢人口比率	15~64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2018年3月推計)

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 県による調査研究体制

1 危険地域の把握

県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等災害危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

2 防災情報システムの研究・整備

平成9年6月に改正された国の防災基本計画においては、災害の予防、応急対策、復旧・復興の3つの段階における「情報の重要性」を指摘しており、「国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。」と記述されている。

県（関係各部署）では、この点を踏まえ、地形・地質特性、人口、建築物、防災施設などの情報をコンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）を利用することにより、災害に対する「事前の備え」、「応急対策」、「復旧・復興対策」の各段階における対応を支援する防災情報システムの研究・整備に努める。

第2 市町村による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

市町村により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援

- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関名のあとに記した（ ）書きの機関名は、県防災会議又は同幹事会の構成機関を示している。

- (1) 東北管区警察局
 - ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制
- (2) 東北総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
 - イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること
 - ウ 各種非常通信訓練に関すること
 - エ 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (3) 東北財務局（福島財務事務所）
 - ア 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
 - イ 地方公共団体に対する災害融資に関すること
 - ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること
- (4) 東北厚生局
 - 災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
- (5) 福島労働局
 - 工場事業場における労働災害の防止

- (6) 東北農政局
 - ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
 - イ 農業関係被害情報の収集報告
 - ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
 - オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
 - カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
 - キ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- (7) 関東森林管理局（福島森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (8) 東北経済産業局
 - ア 工業用水道の応急復旧対策
 - イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
 - ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (9) 関東東北産業保安監督部東北支部
 - ア 鉱山に関する災害の防止
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
 - ウ 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全
- (10) 東北地方整備局（小名浜港湾事務所）
 - ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力
 - ウ 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (11) 東北地方整備局（福島河川国道事務所、郡山国道事務所、磐城国道事務所）、北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における通行規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (12) 東北運輸局（福島運輸支局）
 - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
 - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- (13) 東京航空局（福島空港出張所）
 - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助
 - ウ 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底
- (14) 東北地方測量部
 - ア 防災関連情報及び地理空間情報の収集・提供

- イ 測量等の実施及び測量結果の提供
- (15) 仙台管区気象台（福島地方気象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (16) 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 災害時における管内防災関係機関との連携
 - ウ 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
 - エ 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
 - オ 防災に関する啓発活動、訓練
- (17) 東北地方環境事務所
 - ア 環境モニタリングの実施・支援
 - イ 環境関連公共施設の整備及び維持管理
 - ウ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示
 - エ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整
 - オ 愛玩動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援
- (18) 東北防衛局
 - ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整
 - イ 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整
 - ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

4 自衛隊

県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (3) 日本赤十字社
 - ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (4) 日本放送協会
 - ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 県民に対する防災知識の普及

- (5) 東日本高速道路(株)
 - ア 道路の耐災整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
 - (6) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）
 - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
 - (7) 通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
 - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
 - (8) 運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - (9) 電力事業者（東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)）
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
 - (10) 東京電力ホールディングス(株)
 - ア 原子力施設の防災管理
 - イ 放射能災害対策の実施
- 6 指定地方公共機関**
- (1) バス機関（(公社)福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、会津乗合自動車(株)）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
 - (2) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
 - ア 気象（津波）予報、警報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 県民に対する防災知識の普及
 - (3) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞(株)）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
 - (4) 運輸業者（(公社)福島県トラック協会）
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - (5) (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力

- (6) (一社)福島県LPガス協会
災害時におけるLPガスの安全対策の実施
- (7) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) (一社)福島県警備業協会
災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) 森林組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 漁業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
 - エ 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん
- (4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - ア 県、市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (6) 金融機関
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (7) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における受入者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (8) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 燃料供給業者（福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）

- ア 施設の安全管理
 - イ 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
- (11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
- ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
 - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (12) LPガス関係（（一社）福島県LPガス協会、LPガス販売業者）
- ア 安全管理の徹底
 - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (13) 都市ガス・簡易ガス事業者
- ア 安全管理の徹底
 - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (14) 火薬類事業者
- ア 安全管理の徹底
 - イ 火薬類施設の災害応急対策の実施

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第 2 章 災害予防計画

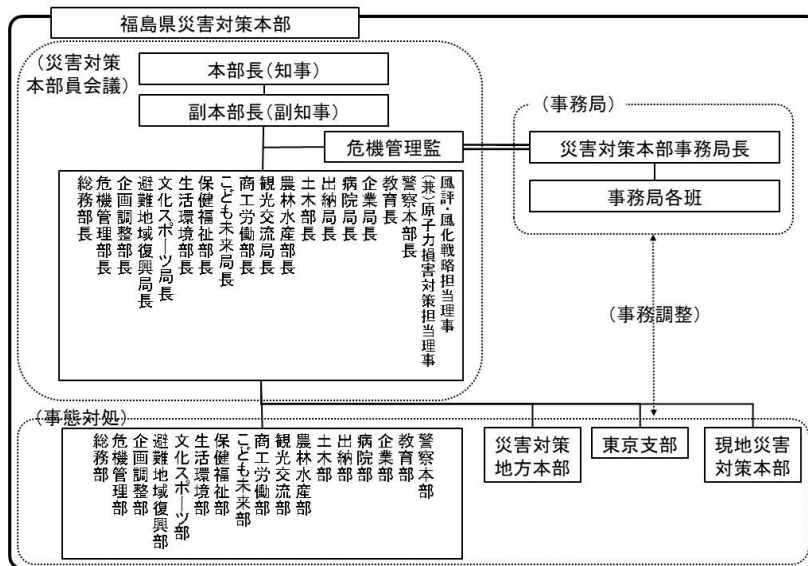
担当部署の記載について

○ 県の災害対応について

- ・ 災害対策本部が設置される場合

県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

災害対策本部には、各部局から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部局・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。



- ・ 災害対策本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部局・総室において、平時の所掌事務に係る災害応急対応を実施することとする。



※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部局・総室として対応する。

○ 担当部署の記載について

- ・ 第2章の担当部署の記載について

第2章災害予防計画では、県のそれぞれの業務について、平時から対応しており災害予防対策の主体となる部署を明記した。

ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害予防対策に取り組むこととする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【災害発生時の対応については第3章 第1節 応急活動体制
及び 第2節 職員の動員配備を参照】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期すものとする。

第1 県の防災組織

1 福島県防災会議

県は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第14条

(2) 所掌事務

ア 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。

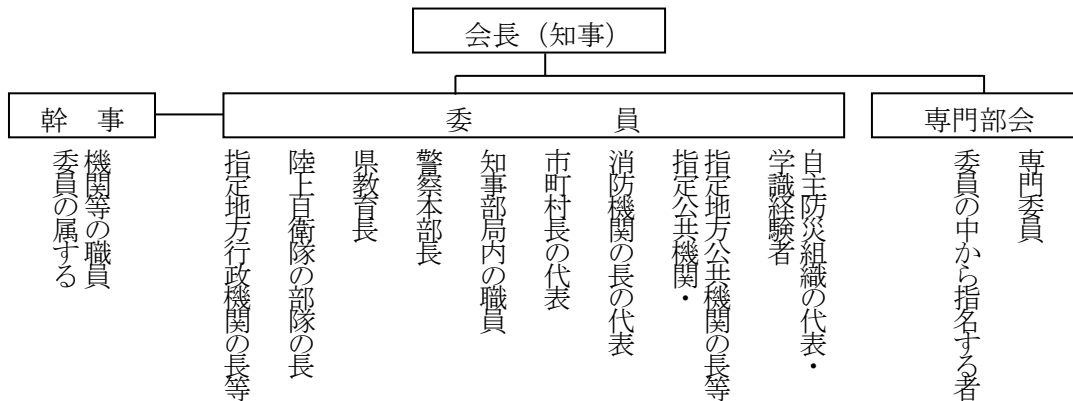
イ 知事の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。

エ 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



2 福島県災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

(2) 所掌事務

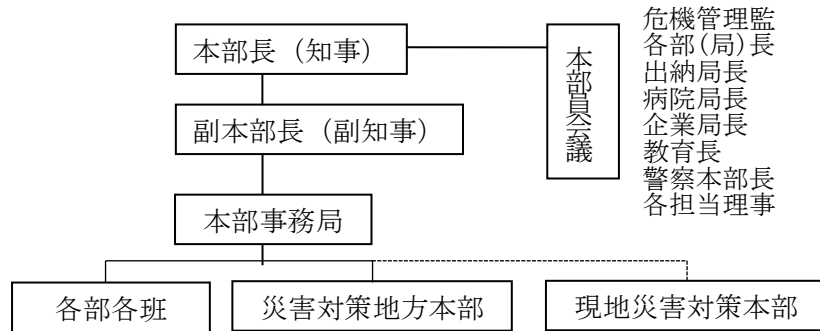
県地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。

ア 本県に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 本県に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

ウ 本県に係る災害予防及び災害応急対策に関し、本県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 組織



3 福島県水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第7条

(2) 所掌事務

洪水又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第3章災害応急対策計画第27節）のとおり

(4) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

4 福島県石油コンビナート等防災本部

(1) 設置の根拠

石油コンビナート等災害防止法第27条

(2) 所掌事務

ア 県石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施を推進すること。

イ 防災に関する調査研究を推進すること。

ウ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

エ 関係機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

オ その他防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(3) 組織

県石油コンビナート等防災計画（計画編）のとおり

第2 市町村の防災組織

市町村は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 市町村防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務及び組織

県防災会議に準じ、市町村の条例で定める。

2 市町村災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

市町村地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

ア 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

イ 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、市町村の職員又は市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、市町村長が任命する。

3 水防管理団体（市町村）

水防法第3条に基づき設置し、市町村における河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御する。

第3 防災関係機関の防災組織

県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、福島県地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

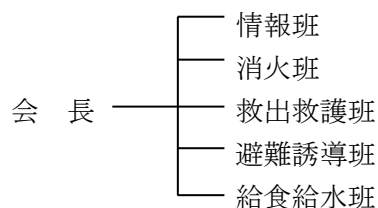
第4 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置するものであり市町村はその組織の充実を図ることが義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節自主防災組織の整備」のとおりである。



第5 応援協力体制の整備

1 県と市町村の相互協力

県（危機管理総室・地方振興局）は、発災初期に迅速かつ確かな災害情報収集・連絡を行うため、市町村へ情報連絡員（県リエゾン）を派遣するものとし、あらかじめ情報連絡員を指定しておくものとする。

県（危機管理総室・地方振興局）は平時から情報連絡員指定職員に対して研修を行うとともに、スマートフォンや衛星携帯電話などの配備に努めるものとする。

2 他都道府県との相互応援

県（危機管理総室）は、大規模災害時において他道県の相互応援が必要となる場合に備えて、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」を締結している。

さらに、県（危機管理総室）は、上記以外の都道府県からの災害対策基本法第74条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

なお、上記の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合のために、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結されており、全国知事会の調整の下に広域的な応援が行われることになっている。

また、他都道府県とは、共同訓練の実施、資機材の共同整備・利用、受援だけでなく福島県からの応援も見据えた体制構築等について、平時より連携に努めるものとする。

3 福島県受援応援計画

県（危機管理総室）は、大規模災害発生時に、他自治体等から派遣される応援職員、義援物資及び災害ボランティア等の受入れ、業務の調整のため「福島県受援応援計画」を策定した。

同計画に基づき、円滑に受援ができるよう、具体的な受入体制の整備に努めるものとする。特に、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、新型コロナウイルス感染症対策のため、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮するものとする。

4 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

市町村は、当該市町村の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

県（危機管理総室）は市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

5 国への応援の要求等

県（危機管理総室）は、都道府県並びに市町村間による相互応援のみでは災害応急対策が円滑に実施できないと認めるときは、災害対策基本法第70条第3項及び74条の3の規定により、国に対して応援を求めるものとする。

また、県（危機管理総室）及び市町村は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職

員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとする。県（危機管理総室）は、同システムに基づき本県へ応援要請がなされた場合に備えて必要な準備を行うものとする。

6 県内防災関係機関の相互応援

県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡調整して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

7 消防の相互応援

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域的な応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び政令市等の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

8 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

県（危機管理総室、関係各部局）は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は他都道府県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

9 経費の負担

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

10 民間協力計画

県（関係各部局）、市町村及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、県の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、県（危機管理総室）は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくものとする。

第6 県と自衛隊との連携体制

県（危機管理総室）と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制を構築し、その強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。

知事（危機管理総室）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の確認や連絡員の受入スペースの確保など必要な準備を整えておくものとする。

県（危機管理総室）は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急

輸送、消火等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定や訓練を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第7 その他の防災組織

不特定多数の者を受け入れる施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等の災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第8 公的機関等の業務継続性の確保

県(危機管理総室)、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

また、業務継続体制の整備を通じて、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第9 県の各部局における平常時からの業務

県(「知事部局及びその他の執行機関等」をいう。)は、災害応急対策を的確かつ確実に実施するため、平常時から災害に備え、次に掲げる業務を行うものとする。

1 危機管理監の職務

危機管理監は、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

2 各所属における平常時からの業務分担(各所属共通)

- 1 所掌事務に係る災害対策の実施に関する業務の実施要領等の整備に関すること。
- 2 発災時所掌する業務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理、更新に関すること。
- 3 所掌事務に係る関係部署・機関との連携体制の構築・整備(協定締結等を含む)に関すること。
- 4 職員の安全確保に係る職員への周知に関すること。
- 5 職員に対する災害応急対策の実施に必要な知識の習得に関すること。
- 6 災害対策に関する訓練への参加に関すること。

3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

所属		業務分掌
総務部	知事公室	1 災害発生時における広聴及び県民の苦情、相談等の処理手続きに関すること（臨時災害相談所への派遣を含む。）。 2 放送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 3 災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関すること。
	財務総室	1 部内各総室における防災対策の推進に関すること。 2 災害発生時における県税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 3 部内の配備編成計画の作成に関すること。 4 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	人事総室	1 各部等における配備計画の把握に関すること。 2 災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 災害発生時における都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。 4 借上げ避難施設の把握に関すること（共済組合関係施設に限る。）。
	文書管財総室	1 公立大学法人及び私立学校の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集に関すること。 3 災害発生時における個人情報の適正な取扱いに関すること。 4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の情報収集体制に関すること。 5 私立学校における要配慮者対策に関すること。 6 災害発生時における私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 7 災害発生時における私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 8 災害発生時における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 9 災害発生時における災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関すること。 10 災害発生時における通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークを除く。）の確保に関すること。 11 災害時における集中管理自動車の配車手続きに関すること。
	市町村総室	1 災害発生時における市町村の起債に関すること。 2 災害発生時における市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。 3 災害発生時における市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。
危機管理部	危機管理総室	1 部内における防災対策の推進に関すること。 2 危機管理における県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること。 3 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関すること。 4 災害対策基本法に関すること。 5 災害救助法の適用に関すること。 6 県地域防災計画及び市町村地域防災計画に関すること。 7 指定地方公共機関の指定に関すること。 8 県災害ボランティアセンターとの連携に関すること。 9 防災ヘリコプターに関すること。 10 応援・支援物資の受入れ及び配分に関すること。 11 避難行動要支援者対策の全庁的な調整に関すること。 12 災害発生時における通信設備の確保に関すること。 13 関係機関との調整等に関すること。 14 消防機関に関すること。 15 自主防災組織に関すること。 16 高圧ガス及び火薬類に関すること。 17 ガス関係施設に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 18 ガス事業者等である指定地方公共機関に関すること。 19 原子力発電所に関すること。 20 環境放射線モニタリングに関すること。 21 その他防災対策一般に関すること。 22 災害時相互応援協定に関すること。 23 部内の配備編成計画に関すること。 24 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。
企画調整部	企画調整総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における災害対策業務の推進に関すること。 2 災害発生時における政府及び国会に対する要望等並びに資料の作成の総合調整に関すること。 3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。 4 部内の配備編成計画の作成に関すること。 5 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	地域づくり総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における総室内の応援職員の編成に関すること。
	情報統計総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関すること。
	避難地域復興局	<ul style="list-style-type: none"> 1 駐在市町村の情報収集に関すること。 2 災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 3 災害救助基金に関すること。 4 災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。 5 被災者生活再建支援法に関すること。
	文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供等に関すること。 2 文化施設、体育施設等の防災対策に関すること。 3 災害教訓の伝承に関すること
生活環境部	生活環境総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 避難所運営等に係る人権・男女共同参画に関すること。 3 外国人等の要配慮者対策に関すること。 4 災害発生時における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 5 災害発生時における消費者保護対策に関すること。 6 災害発生時における物価対策についての連絡調整に関すること。 7 災害発生時における食料品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に関すること（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。 8 輸送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間輸送事業に関すること。 9 部内の配備編成計画の作成に関すること。 10 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。 11 緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。
	環境共生総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然公園等施設の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関すること。
	環境保全総室	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 災害発生時における被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。

保健福祉部	保健福祉 総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 災害発生時における県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 4 災害発生時におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 5 災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 6 福祉避難所の把握及び部内の調整に関すること。 7 部内の配備編成計画の作成に関すること。 8 災害対策本部事務局への保健医療福祉調整本部職員の派遣に関すること。 9 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、派遣に関すること。 10 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	生活福祉 総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。 4 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に関すること。 5 災害発生時における障がい者の援護対策に関すること。 6 災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所の把握に関すること（生活福祉総室が所掌するものに限る。）。 8 災害発生時における災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。
	健康衛生 総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害発生時における感染症の予防に関すること。 4 N B C災害発生時における関係機関との連絡体制及び対処に関すること。 5 災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 6 災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 7 災害発生時における医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 8 災害発生時における環境衛生及び食品衛生に関すること。 9 災害発生時における飲料水の供給に関すること。 10 災害発生時における医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。 11 災害発生時における医療救護所（臨時的医療施設を含む。）の設置に関すること。 12 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 13 借上げ避難所対応施設等の把握に関すること（観光交流局が所掌するものを除く） 14 災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 15 毒物及び劇物に関すること。 16 食生活支援等の必要な要配慮者対策に関すること。
	こども 未来局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の連絡体制に関すること。 2 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。 3 災害発生時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 4 災害発生時における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 5 福祉避難所の把握に関すること（こども未来局が所掌するものに限る。）。
	商工労働部	商工労働 総室
	産業振興 総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く）。 2 災害発生時における物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。

	観光交流局	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援物資の受入及び配送の把握に関する事。 2 借り上げ避難所対応施設等の把握に関する事(観光交流局が所掌するものに限る)
農 林 水 産 部	農林水産総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における防災業務の推進に関する事。 2 部内の配備編成計画の作成に関する事。 3 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関する事。
	農業支援総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業気象に関する事。 2 災害発生時における農業金融(他総室の所掌に属しないものに限る。)及び農業保険法に関する事。 3 農作物の技術対策に関する事。
	生産流通総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事。 2 災害発生時における応急救助用漁船の調達に関する事。 3 災害時における水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関する事。 4 災害発生時における応急救助のための主食の調達に関する事。 5 災害発生時における応急救助のための農産物の調達に関する事。 6 災害発生時における応急救助のための畜産物の調達に関する事。 7 災害発生時における応急救助のための水産物の調達に関する事。 8 災害発生時における漁業金融及び漁業災害補償に関する事。 9 災害発生時における家畜救護対策に関する事。
	農村整備総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における農業水利の確保に関する事。 2 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事。
	森林林業総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事。 2 災害発生時における林業金融に関する事。
土 木 部	土木総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内における防災業務の推進に関する事。 2 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関する事。
	企画技術総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における防災業務の推進に関する事。 2 部内の配備編成計画の作成に関する事。 3 国土交通省(東北地方整備局)の災害発生時における連携体制に関する事。
	道路総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路に関する事。 2 災害発生時における道の駅等の活用方法の国土交通省(東北地方整備局)等との調整に関する事。
	河川港湾総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防管理団体に関する事。 2 水防情報の収集及び通報体制に関する事。 3 水防活動に関する事(水防資材の調達を含む。) 4 災害発生時における港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入れに関する事。 5 災害発生時における福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入れに関する事。
	建築総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震対策に関する事。 2 災害発生時における応急仮設住宅の建設に関する事。 3 災害発生時における応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事。 4 災害発生時における被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 災害発生時における公営住宅等の一時使用に関する事。 6 災害発生時における賃貸型応急住宅に関する事。
出納局	出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における防災業務の推進に関する事。 2 局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 災害発生時における局内の応援職員の編成に関する事。

病院局	病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における防災業務の推進に関する事。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事。 3 災害発生時における応急医療の提供及び助産の実施手続きに関する事。 4 被災地への医療救護班（県立病院関係）の派遣手続きに関する事。 5 局内の配備編成計画の作成に関する事。
企業局	企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における災害対策業務の推進に関する事。 2 局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 災害発生時における局内の応援職員の編成に関する事。
教育庁	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内各課における防災業務の推進に関する事。 2 災害発生時における教育関係職員の動員に関する事。 3 災害発生時における教育関係職員の非常招集に関する事。 4 災害発生時の被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関する事。 5 教育庁内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 6 教育庁内の配備編成計画の作成に関する事。 7 庁内他課の所掌に属しない事務に関する事。
	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校の応急復旧に関する事。
	職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対応要員の安全確保に関する事。
	福利課	<ol style="list-style-type: none"> 1 借上げ避難施設の把握に関する事（教育庁所管施設に限る。）。 2 災害発生時における被災地の教育関係職員の福利厚生に関する事。
	社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 美術館及び博物館等収蔵品の防災対策に関する事。 2 災害発生時における避難所の開設支援等に関する事。 3 社会教育施設の防災対策に関する事。
	文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の防災対策に関する事。
	義務教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。 2 災害発生時における公立学校（小学校、中学校）における被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 3 災害発生時における義務教育の確保及び教職員の動員に関する事。 4 災害発生時における義務教育関係職員の宿泊及び食料確保に関する事。
	高校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関する事。 2 災害発生時における公立学校（高等学校）の生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 3 災害発生時における高校教育の確保及び教職員の動員に関する事。 4 災害発生時における教育関係職員の宿泊及び食料確保に関する事。
	特別支援教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校（特別支援学校）における児童及び生徒の要配慮者対策に関する事。 2 災害発生時における公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。 3 災害発生時における公立学校（特別支援学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 4 災害発生時における特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。 5 災害発生時における特別支援教育関係職員の宿泊及び食料確保に関する事。
	健康教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校における児童及び生徒の要配慮者対策に関する事（特別支援教育課が所掌するものを除く。） 2 災害発生時における公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 3 公立学校における防災管理等に関する事。

警察本部	警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 災害警備部隊の運用に関する事。 4 住民避難、誘導等に関する事。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 6 犯罪の予防、取締りに関する事。 7 災害発生時における交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関する事。 8 災害発生時における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事。 9 広報、報道対策に関する事。 10 警察通信に関する事。 11 その他災害対策一般に関する事。
その他委員会 事務局	その他委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局内における災害応急対策事務の推進に関する事。 2 事務局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 災害発生時における応援職員の編成に関する事。

第2節 防災情報通信網の整備

(危機管理部、企画調整部、福島地方気象台、市町村、東北地方非常通信協議会、(一社)テレコムサービス協会)

【災害発生時の対応については第3章 第3節 災害情報の収集伝達及び第4節 通信の確保を参照】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室）

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始し、平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

2 局数

局数は県庁統制局など138機関147局（うち中継局9局）であり、このうち衛星系、地上系の両方が整備されているのは87機関である（下表の※印80機関、大峠・日中総合管理事務所、消防防災航空センター、消防学校、環境創造センター、環境放射線センター、南相馬原子力災害対策センター、楢葉原子力災害対策センター）。

衛星携帯電話は車載型90台、可搬型30台及び固定型71台の合わせて191台である。

区分	県庁※	合庁※	市町村※	消防本部※	県出先	防災関係機関
衛星系	○	○	○	○	—	—
地上系	○	○	○	○	○	○
衛星携帯電話	○	○	—	—	○	○
整備機関数	1	8	59	12	43	15

(注) 合庁とは県合同庁舎をいい、県出先とはその他の県出先機関をいう。

3 各機関の機能

区分	県庁	合庁	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
一斉指令	送信	送受信	受信	受信	受信	受信
電話、FAX	○	○	○	○	○	○
データ通信	○	○	○	○	○	○
画像伝送	○	○	○	○	○	○

4 防災事務連絡システム

県（危機管理総室、河川港湾総室）は、県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを県機関、市町村及び消防機関へ配信し、災害対策に役立てる。

なお、県河川流域総合情報システムについては、令和元年東日本台風等を踏まえて、インターネットからのアクセスの改善に取り組むことに加え、土砂災害関係情報については、気象情報とともに分かりやすい表示に改善する。

5 気象情報伝送処理システム

県（危機管理総室）は下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じ、市町村等に伝達又は提供するものとする。

- (1) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- (2) 気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報
- (7) 地震・津波に関する情報
- (8) 噴火警報等
- (9) 気象通報

6 職員参集システム

勤務時間外においても、地震の発生、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び気象特別警報・気象警報の発表を迅速に伝達するため、職員参集システムを整備している。

このシステムでは、福島地方気象台からの気象情報伝送処理システムによる情報に基づき、危機管理総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員の携帯電話または加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

7 代行統制局の設置

不測の事態により県庁統制局が機能できなくなった場合に備えて、県庁と同時に被災する可能性の小さい場所に、代行統制局を設置する。

第2 市町村防災行政無線の整備

県内市町村における防災行政無線の整備率は、同報系、移動系ともに全国平均を上廻っているが、市町村は大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として市町村防災行政無線の整備充実に努める。なお、整備に当たっては通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。非常用電源設備の整備に当たっては、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

なお、同報系の整備に当たっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機を導入するとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県（危機管理総室）は、（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）、市町村、防災関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。また、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市町村は、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

なお、県、市町村、国、公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

県（危機管理総室、情報統計総室）、市町村、関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第4 通信手段の周知

1 県と関係機関間の連絡体制の周知

県（危機管理総室）は、通信連絡網を整備し、市町村及び防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておくものとする。

2 住民への連絡体制の周知

県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）、市町村は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

(危機管理部、土木部、福島地方気象台、東北地方整備局、北陸地方整備局、市町村、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東日本旅客鉄道(株))

【災害発生時の対応については第3章 第3節 災害情報の収集伝達を参照】

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 気象等観測施設網

気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。

1 雨量観測施設

(1) 福島地方気象台

38カ所（気象官署1、特別地域気象観測所3、地域気象観測所26、地域雨量観測所8）

(2) 福島県

雨量観測所105カ所（令和2年水防計画で、水防活動に必要とする箇所、土木部102カ所、農林水産部3カ所、福島県道路公社1カ所。）

(3) 国土交通省

東北地方整備局福島河川国道事務所27カ所、北陸地方整備局阿賀川河川事務所13カ所、関東地方整備局（久慈川水系）4カ所（※いずれも（一財）河川情報センターを通じての情報公開箇所数。）

(4) 東北電力(株)福島支店等

2 水位観測所

水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。令和2年の水防計画では、水防活動に必要とする水位観測所は117ヶ所（国土交通省を含む。）である。

他に、（一財）河川情報センターを通じての情報公開箇所として、東北地方整備局福島河川国道事務所22カ所、北陸地方整備局阿賀川河川事務所15カ所がある。

3 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ

より多くの地域住民に対して、住民の避難行動につながる河川情報をリアルタイムに発信するために、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を拡大する。

(1) 福島県

危機管理型水位計371箇所、簡易型河川監視カメラ70箇所（令和3年3月末時点）（川の防災情報を通じての公開箇所数）

(2) 東北地方整備局福島河川国道事務所

危機管理型水位計30箇所、簡易型河川監視カメラ73箇所（川の防災情報を通じての公開箇所数）

(3) 北陸地方整備局阿賀川河川事務所

危機管理型水位計9箇所、簡易型河川監視カメラ10箇所（川の防災情報を通じての公開箇所数）

4 積雪（雪量）観測所

県土木部 48カ所

東北地方整備局 11カ所

北陸地方整備局 4カ所

福島地方気象台 13カ所（気象官署1、特別地域気象観測所2、地域気象観測所10）
委託3カ所

東日本旅客鉄道(株)等

5 風(風向・風速)観測所

福島地方気象台 30カ所（気象官署1、特別地域気象観測所3、地域気象観測所26）

6 海象観測所

東北地方整備局 2カ所（波高、周期、波向）

福島地方気象台 1カ所（潮位）

国土地理院 1カ所（潮位）

県土木部 1カ所（波高、周期、波向）

7 市町村観測所

市町村においても、検定を受けた機器その他により観測所が設けられている。

8 統一河川情報システム（東北地方整備局、北陸地方整備局、市町村、（一財）河川情報センター）

国土交通省は、関係機関と協力し、雨量、水位、水質等の河川、土砂災害に関する情報伝達システムの高度化、情報伝達範囲の拡大を行う。

（一財）河川情報センターの情報は以下のとおりである。

(1) 雨量情報

ア 雨量観測所概況図（10分更新）

イ 時間雨量概況表（10分更新）

ウ 時間雨量現況表（10分更新）

エ 時間雨量経過表（10分更新）

オ 時間雨量グラフ（10分更新）

カ 日雨量現況表（1日更新）

キ 日雨量経過表（1日更新）

ク 日雨量グラフ（1日更新）

(2) 雪情報

ア 毎時刻積雪深状況（1時間更新）

イ 日降雪量・積雪深一覧表（8時又は16時更新）

※県土木部内では「豪雪災害時に於ける道路交通確保のための緊急措置要領について」に基づき、平常時は1日1回、警戒時は3回、緊急時は3回+随時の気象状況等の情報連絡を行っている。

(3) 水位情報

ア 水位流量観測所概況図（1時間更新）

イ 時刻水位量概況表（10分更新）

ウ 時刻水位流量現況表（10分更新）

エ 時刻水位流量経過表（10分更新）

オ 時刻水位流量グラフ（10分更新）

カ 水位流量伝播グラフ（1時間更新）

(4) 警報

ア 警報発表状況一覧表

イ 雨量・水位概況一覧表

ウ 洪水予警報

- エ 水防警報状況図
- オ 水防警報
- (5) その他
 - 臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

9 レーダー雨量システムの設置（東北地方整備局）

- (1) 雨量
 - ア 東北（北陸）地方全域定性分布
 - イ 東北（北陸）全域定量分布
 - ウ 河川流域別時間雨量
 - エ ダム流域別時間雨量
 - オ 道路路線別時間雨量
 - カ 東北（北陸）地方定性分布
 - キ 近接地方定性分布
- (2) 降雪
 - 東北地方他の定量分布
- (3) 予測雨量
 - 東北（北陸）全域予測雨量分布（1時間、2時間、3時間）

第2 事業計画

各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第4節 水害・土砂災害予防対策

(農林水産部、土木部、各道路管理者、各鉄道事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、地方整備局)

【災害発生時の対応については第3章 第27節水害・土砂災害応急対策を参照】

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本県の河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。また、気候変動等の影響により全国で甚大な水害が全国で頻発し、本県においても令和元年東日本台風により甚大な被害を受けて、復旧工事を最優先に進めている。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、ダム、海岸、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

1 河川対策

(1) 現状

本県の管理する河川は、阿武隈川水系、阿賀野川水系、久慈川水系、那珂川水系及び太平洋に注ぐ二級水系に大別され、一・二級合わせて、491河川4,642km余あり、うち改修を要する河川延長は、2,582kmに及んでいるが、改修計画延長は、1,242km、改修率では48.1%になっている。

(平成28年3月31日現在)

特に、近年の都市化現象に伴う流域開発は、より多くの人口、資産の集中が促進され、治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

(2) 計画（河川港湾総室、地方整備局）

ア 大河川の整備

多くの中小河川が合流している阿武隈川水系や阿賀野川水系等の流域全体の治水安全度を高めるため、阿武隈川、阿賀川等の大河川の整備を進める。

イ 中小河川の整備

人口の密集地域や宅地開発による市街化の著しい都市河川をはじめ災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

また、河川の適切な維持管理に努める。

(3) 洪水ハザードマップ整備の促進

ア 国及び県（河川港湾総室）は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川（洪水予報河川・水位周知河川）において、想定される最大規模の降雨によって氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される推進、浸水継続時間等を公表するとともに、市町村へ通知する。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

イ 市町村は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハ

ザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。

なお、上記に関する市町村地域防災計画の記載例を、福島県水防計画に記載する。

ウ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

エ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたとときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(4) 水位周知河川における水位情報提供

県（河川港湾総室）は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位が洪水時特別警戒水位に達したとき、水防計画の定めにより、水防管理団体（市町村）に水位情報を提供するとともに、報道機関を通じて一般に周知する。

なお、水位周知河川については、より多くの地域住民の避難確保のため、指定河川の拡充に取り組んでいく。（※令和3年11月末時点で水位周知河川は35河川）

(5) 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用

国及び県（河川港湾総室）は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として組織した「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県及び市町村等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

2 ダムによる防災対策

(1) 現状

近年における河川流域の急激な都市化または地域開発の影響により水害の危険度が高まっているため、ダムを建設することにより一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域の水害を防止する必要がある。

県内における管理中のダムは、県のダムとして10ダム（高柴、東山、四時、日中、真野、小玉、田島、堀川、こまち、木戸）、国直轄のダムとして3ダム（大川、三春、摺上川）の合計13ダムがある。さらに県では、裏磐梯三湖（桧原湖、小野川湖、秋元湖）及び猪苗代湖において、湖沼による治水管理を行っている。

建設中のダムは、県のダムとして1ダム（千五沢ダム再開発）がある。

農地等を洪水から守るために築造された防災ダムも6ダム（大笹生ダム、岳ダム、龍生ダム、栃沢ダム、宮川ダム、二岐ダム）あり、水害を防いでいる。

なお、利水ダムにおいても洪水調整機能強化が求められている。

(2) 計画（農村整備総室、河川港湾総室）

ア 管理中のダムについては、さらに管理の効率化を期するため、施設の維持、補修及び管理体制の充実、強化を図るものとする。

イ 建設中のダムについては、早期に地域住民の生命と財産を水害から守るため、建設を促進するものとする。

(3) 利水ダムも含めた既存ダムの洪水調節機能強化

一級河川の阿武隈川・阿賀野川（阿賀川）と二級水系の既存ダムにおいて、治水協定を締結し、台風等により大雨が予想される場合にダムの水位を下げる「事前放流」と大雨が降る時期に水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」を行い、下流の氾濫や浸水被害の軽減を図る。

3 高潮・侵食等対策

(1) 現状

本県の海岸線の延長は約163kmあり、このうち約111kmについては、国土交通省、水産庁、農林水産省の3省庁によって所管される海岸保全区域に指定されている。海岸保全区域のうち約99kmについては堤防・消波堤等の海岸保全施設が設置されていたが、東日本大震災によりほぼ全域の施設が被災したため、復旧工事等を実施し、令和3年度までに帰還困難区域を除きすべての箇所で工事が完了した。（令和3年9月30日現在）

また、本県の海岸線には5つの港湾と10の漁港があり、物流の拠点として、また沿岸・沖合漁業の基地として活況を呈している。

さらに、農業の面から見ると、海岸沿いは、気候温暖で、冬期も降雪が少なく年間を通して農作物を収穫できる地帯であり、各種土地改良事業を数多く実施している。

この沿岸地域を守るため関係機関と連携した、高潮・侵食対策等の積極的推進が不可欠である。

(2) 計画（農村整備総室、河川港湾総室）

ア 砂浜海岸においては、高潮による越波災害や海岸侵食を防ぐため、堤防の強化・面的防護施設の整備を図るとともに、安定した海浜を確保する。

イ 侵食の著しい崖海岸においては、消波堤の整備を図り、侵食の防止を図る。

ウ 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生する恐れがある海岸においては、老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化、回復を図る。

(3) 高潮ハザードマップ整備の促進

ア 国及び県（農村整備総室、河川港湾総室）は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸において、想定される最大規模の高潮によって浸水が想定される区域を指定し、市町村へ通知する。

イ 市町村は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。

4 下水道対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚

濁をもたらし、また、人口の都市集中は、都市河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。

これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

しかし、本県の下水道処理人口普及率は令和3年度末で55.0%（全国80.6%）、都市浸水対策達成率は令和2年度末で38.8%とまだまだ低い水準にある。

(2) 計画（都市総室）

住民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な都市施設である下水道を早急に整備する。

そのため、県（都市総室）及び市町村は、既に事業実施中の流域下水道及び公共下水道については、速やかな供用開始を図るよう努力するとともに、積極的な普及啓発活動を推進し、普及率の拡大を図る。

さらに、市街化の進展による浸水被害地区に対しては、排水機能の強化に努める。

(3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

ア 県（都市総室）及び市町村は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。

イ 市町村は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。

(4) 下水道管理者の協力

各下水道管理者は、水防計画に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められ、当該事項に同意したときは、水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

5 その他施設の維持補修

(1) 現状

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は県内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により、適切に機能していないものもある。

特に、老朽化の度合いの大きいものなどについては、監視体制を強化するとともに、状況により河川管理者と協議し必要な措置をとることとしている。

(2) 計画（農村整備総室）

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）の整備計画は、福島県農林水産業振興計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、市町村に対し排水路等の改修又は新設などの助言・指導を行う。

また、豪雨等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

6 災害危険箇所

福島県地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川及び海岸に関するものは、「福島県水

防計画書」に定める「重要水防区域」、「洪水予報区域」、「水位周知区間」、「水防警報区域」である。

重要水防区域・・・県下で河川法を適用する河川及び海岸で、資産、生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域。

洪水予報区域・・・流域面積の大きな河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区域（水防法第11条）。

水位周知区間・・・洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区間（水防法第13条）。

水防警報区域・・・洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川の区域（水防法第16条）。

第2 土砂災害予防対策

本県は、面積が広く地質的には多様な構造を有しており、第三紀層や火山噴出物等の脆弱部が多いため、県民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれがある箇所が多数存在している。

このため、土砂災害による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため土砂災害危険箇所等を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化したうえ、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

また、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村が、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定められるよう支援する。

さらに、市町村と連携しながら、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、被災した土砂災害対策施設を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくよう努めるものとする。

県（河川港湾総室）は、土砂災害の未然防止及び被害の軽減を図るためには、広く県民に土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があることから、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）において、土砂災害の周知・啓発に係る広報活動を行うものとする。

1 土砂災害が発生するおそれがある箇所

県内で土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は次のとおりとする。

(1) 土石流危険溪流

土木部河川港湾総室で定める土石流危険溪流箇所調書

(2) 地すべり危険箇所

農林水産部農村整備総室で定める地すべり危険地区一覧表

農林水産部森林林業総室で定める地すべり危険地区一覧表

土木部河川港湾総室で定める地すべり危険箇所調書

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

土木部河川港湾総室で定める急傾斜地崩壊危険箇所調書

(4) 土砂災害警戒区域等

土木部河川港湾総室で定める土砂災害警戒区域等一覧表

- (5) 道路の落石等のおそれのある箇所
土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表
- (6) 崩壊土砂流出危険地区
農林水産部森林林業総室で定める崩壊土砂流出危険地区一覧表
- (7) 山腹崩壊危険地区
農林水産部森林林業総室で定める山腹崩壊危険地区一覧表

2 土砂災害危険箇所について

- (1) 土砂災害危険箇所
土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県（河川港湾総室）が総点検し公表したものであり、上記1のうち土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所をいう。
- (2) 現状
本県には、8,689箇所の土砂災害危険箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進めているが、平成28年9月30日現在、指定数は2,881箇所（土砂災害危険箇所総数に対して33.2%）となっている。
平成26年8月に広島市で発生した大規模土砂災害においては、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも甚大な被害を受けたほか、平成25年10月の台風26号では、伊豆大島で避難の遅れ等から人的被害が発生している。
なお、国において令和3年5月に名称を含め見直し、改訂が行われた「避難情報に関するガイドライン」では、避難指示等の対象とする区域を設定する際、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用するものとされている。
- (3) 計画
現状を踏まえ、県（河川港湾総室）では、ホームページ等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、市町村が避難指示等の判断を的確にできるよう、助言できる体制を整備する。
市町村は、広報誌への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

3 土石流対策

- (1) 現状
土石流の発生のおそれのある渓流は、4,272渓流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、379渓流が概成している。（平成28年3月31日現在）
- (2) 計画
県（河川港湾総室）は、土石流による災害から県民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を提供する。

4 地すべり対策

- (1) 現状
県内の地すべり危険箇所は、国土交通省所管が143箇所、農林水産省所管が263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で61箇所、農林水産省所管で73箇所を概成している（平成28年3月31日現在）。
- (2) 計画

県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、地すべりによる災害から県民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。

5 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状

県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、4,274箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在420箇所を概成している（平成28年3月31日現在）。

(2) 計画

県（河川港湾総室）は、がけ崩れによる災害から県民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。

6 土砂災害警戒区域等の指定

県（河川港湾総室）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

平成30年9月30日現在、土砂災害警戒区域として土石流2,391箇所、地すべり74箇所、急傾斜地の崩壊1,940箇所、計4,405箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流1,721箇所、急傾斜地の崩壊1,918箇所、計3,639箇所を指定している。

(1) 基礎調査の実施

県（河川港湾総室）は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県（河川港湾総室）は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

(3) 土砂災害警戒区域における対策

ア 市町村地域防災計画への記載

市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市町村は、市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県（河川港湾総室）は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県（建築総室）、建築主事を置く市町村及び民間確認検査機関は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告

県（河川港湾総室）は、著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

7 道路落石等防止対策

(1) 現状

本県は、山地を通る道路が多いため落石等のおそれのある箇所が5,626箇所にのぼり、落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうおそれがある。

(2) 計画

県（道路総室）は、交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

8 治山対策

(1) 現状

森林は、県民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

県内の保安林面積は、民有保安林114千ha、国有保安林282千haの合計396千haであり、森林の約41%となっている。このうち、土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林は、民有と国有の保安林の合計で103千haとなっている。

(2) 計画

県（森林林業総室）は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。また、治山施設の整備等のハード対策と山地

災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

9 森林整備対策

(1) 現状

本県の森林面積は、975千haで県土面積の約71%を占めている。これを保有形態別にみると国有林は409千ha（41.9%）、私有林は567千ha（58.1%）である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

(2) 計画

県（森林林業総室）は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、市町村、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

10 宅地防災対策

(1) 現状

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告改善命令を行う。

また、がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生の恐れのある地区にあっては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これに当たらない地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も、県下にまだ相当数散在している。

(2) 計画

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

県（都市総室、建築総室）は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県（建築総室）、市町村が一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付する。

(3) 液状化対策等

市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

11 盛土による災害防止対策

県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）及び市町村は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

12 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、「福島県総合土砂災害対策推進連絡会（事務局：河川港湾総室）」を開催し、関係機関における土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第5節 火災予防対策

(危機管理部、保健福祉部、農林水産部、土木部、市町村、消防本部)

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。なお、林野火災対策については、事故対策編林野火災対策計画に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

県（危機管理総室）は、各市町村が「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防職団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導する。

2 消防水利の整備

県（危機管理総室）は、各市町村に対し、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、湖、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう指導する。

3 救助体制の整備

各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、市町村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備

1 広域的な応援体制の整備

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県（危機管理総室）及び消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、県（危機管理総室）及び消防本部は、広域的な応援に係るマニュアルづくりの検討を行うものとする。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。

さらに、県（危機管理総室）及び消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

県民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県（危機管理総室、森林林業総

室)、市町村及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じて、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市町村及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市町村及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市町村及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

市町村及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

県（道路総室、都市総室）及び市町村は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

県（建築総室、各施設管理者）及び市町村は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭

素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみ、耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県（健康衛生総室）及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

(危機管理部、土木部、県教育委員会、市町村教育委員会、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第21節 文教対策を参照】

都市部の近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、町村部においては、以前として木造建築物が多い。このように本県の建築物は多種・多様であり、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

県（建築総室）は、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国・県・市町村が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2 公共建築物の対策

県（各施設管理者）及び市町村は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査または検査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。

特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

県民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県（文化財課）・市町村教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防機関は、県（文化財課）・市町村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予

防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

県（文化財課）・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

(危機管理部、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、(一社)福島県LPガス協会)

【災害発生時の対応については第3章 第20節 生活関連施設の応急対策を参照】

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等)等を実施するものとする。

また、調整池内の堆砂について、過去に発生した水害を元に適切な維持管理を行うものとする。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋梁
- d 土捨場、巡視路
- e 水位計
- f 発電所建家、屋外機器等

(イ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処するものとする。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施するものとする。

(ア) 水力発電・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施するものとする。

(イ) 送電設備

鉄塔には、耐雪設計及び耐雪結構を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーモロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

(イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行うものとする。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう維持管理し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検

討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2-1 ガス施設〔都市ガス〕災害予防対策

1 現況

都市ガスは、現在、福島ガス(株)、東部ガス(株)、東北ガス(株)、若松ガス(株)、相馬ガス(株)、常磐共同ガス(株)、常磐都市ガス(株)の7社で供給し、約13万9千世帯で使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして広く一般家庭に浸透し、現在の生活を支えている。

このような、都市ガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、ガス工作物の維持・運用及び社員等に対する保安に関する教育等を実施している。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、保安規程及び災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去に発生した水害・土砂崩れ・風害等による被害の実情等を踏まえ、次のとおり、事前措置として設備の強化等を実施するものとする。

ア 河川増水により被害を受ける可能性のある橋梁添架ガス管に対する遮断バルブの点検及びガス管流出防止対策の強化を実施する。

イ がけくずれ、軟弱地盤地域の調査を行い、頻繁に巡回点検を行う等重点的に監視する。

ウ がけくずれ等が予想される区域における道路の路面に露出しているガス管の防護措置の強化を実施する。

エ その他、過去の風水害等による被害予想を行い、設備の強化を段階的に実施するとともに、当該設備を重点的に監視するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

風水害等発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。

また、復旧作業時に大量に必要となる資材等については、非常時の調達ルートを整備しておくものとする。

ア 導管材料

イ その他材料（ガスメーター、バルブ他）

ウ 修理用工具類

エ 車両、機械

オ 漏洩検査機器

カ 無線機

(4) 防災訓練の実施

風水害等発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による二次災害防止等の対策を適切に行えるよう、日ごろから防災関係機関と必要な相互協力について協議しておくものとする。

第2-2 ガス施設〔簡易ガス〕災害予防対策

1 現況

簡易ガスは、一つの団地内におけるガスの供給地点の数が70以上であるものをいい、現在53社において、192地区、約3万4千世帯で使用されている。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

風水害等の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るため、次の事項を考慮に入れた防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 災害予防のための設備計画

過去に発生した水害・土砂崩れ・風害等による被害の実情等を踏まえ、事前措置として設備の巡回・点検及び強化等を実施するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

風水害等発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

風水害等発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第2-3 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

1 現況

LPガスは、現在、県民の80%が使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、LPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設

置、社員等に対する保安教育等を実施している。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に、豪雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除雪時においてもLPガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し

て、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

(危機管理部、土木部、警察本部、東北地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

【災害発生時の対応については第3章 第12節 緊急輸送対策を参照】

県は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、災害(二時災害を含む。)に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

(1) 県(危機管理総室、道路総室)は、県庁(県災害対策本部)、地方振興局(県災害対策地方本部)、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等(別表1)を緊急輸送路として、指定する。

なお、図面については土木部(道路総室)に備えおくものとする。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 緊急支援物資等受入れ港

県(河川港湾総室)は、海路からの緊急支援物資や資材等の受入れ拠点として別表2の港湾、漁港を指定する。

3 緊急支援物資等受入れ空港

県(河川港湾総室)は、空路からの緊急支援物資や資材、災害派遣医療チーム等受入れ拠点として、福島空港を指定する。

4 ヘリコプター臨時離着陸場

県(危機管理総室)は、空路からの物資受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

5 広域陸上輸送拠点

県(危機管理総室)は、県有備蓄物資の保管、発災時における国の物資関係省庁及び他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うため、平時から民間事業者の倉庫を活用する。民間事業者の倉庫は福島市、郡山市、会津若松市、いわき市に所在する倉庫を各1箇所程度活用するものとする。

6 市町村緊急輸送路等の指定

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、市町村緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着

陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

7 道の駅の活用

県（道路総室）は、防災機能を有し、大規模災害時の派遣部隊等による復旧・復興活動の基地となる道の駅（別表3）を広域的な防災活動の拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表1

緊急輸送道路

(1) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
国 道	4号 6号 13号 49号 113号 115号 118号 121号 (会津縦貫北) 289号 294号 349号	栃木県境～宮城県境 茨城県境～宮城県境 国道4号～山形県境 国道6号～新潟県境 相馬港線～宮城県境 国道6号～国道4号 茨城県境～国道4号 国道121号～国道49号 会津若松会津高田線～国道49号 栃木県境～山形県境 会津若松北IC～喜多方IC 国道6号～国道252号 国道289号～栃木県境 国道118号～茨城県境
高速自動車道	東北自動車道 常磐自動車道 磐越自動車道 東北中央自動車道	栃木県境～宮城県境 茨城県境～宮城県境 いわきICT～新潟県境 福島JCT～山形県境 相馬IC～桑折JCT
主要自動車道	古殿須賀川線 中野須賀川線 小名浜平線 矢吹小野線 (あぶくま高原道路)	福島空港西線～国道118号 国道118号～須賀川IC 小名浜港線～国道6号常磐BP 矢吹IC～小野IC (有料区間含む)
一般県道	水原福島線 玉川田村線 長塚請戸浪江線 相馬空港西線	国道13号～福島県庁 古殿須賀川線～国道49号 請戸漁港～国道6号 全線
臨港道路	小名浜臨海道路 相馬臨海道路	臨海道路5・6号ふ頭内線～臨海道路1号渚地区～国道6号 臨海道路3号ふ頭内線～幹線臨港道路1号線～相馬互理線

(2) 第2次確保路線

種別	路線名	区間
国道	114号	全線
	115号	国道4号～国道49号
	118号	中野須賀川線～国道121号
	252号	国道289号～国道49号
	288号	全線
	294号	国道289号～国道118号
	349号	赤坂東野塙線～五十沢国見線
	352号	国道121号～檜枝岐村役場
	399号	国道6号～小野四倉線 小野富岡線～国道114号
	400号	国道349号～福島市役所飯坂支所
	401号	国道252号～国道289号 国道118号～会津坂下会津高田線
		国道289号～国道352号
	459号	国道349号～国道4号 国道4号～須賀川二本松線 国道115号～喜多方会津坂下線
	主要地方道	福島保原線
福島飯坂線		全線
上名倉飯坂伊達線		国道13号～国道115号 国道13号～国道399号
飯野三春石川線		国道114号～川俣安達線 国道288号～三春町役場
福島吾妻裏磐梯線		国道13号～国道13号福島西道路
霊山松川線		飯野三春石川線～大沢広表線
川俣安達線		飯野三春石川線～国道114号
白石国見線		国道4号～国見IC
本宮三春線		国道4号～本宮熱海線
原町川俣線		全線
浪江国見線		国道4号～国道349号
本宮熱海線		国道4号～本宮三春線
船引大越小野線		全線
小野郡山線		国道4号～東部ニュータウン入口 国道349号～船引大越小野線
中野須賀川線		須賀川IC～郡山長沼線
古殿須賀川線		国道4号～国道118号
中ノ沢熱海線		国道49号～磐梯熱海IC
郡山長沼線		国道4号～長沼喜久田線
長沼喜久田線		郡山長沼線～国道118号
郡山停車場線		全線
郡山大越線		郡山停車場線～荒井郡山線
荒井郡山線		郡山大越線～国道288号
郡山湖南線		国道4号～国道4号バイパス
白河羽鳥線		白河停車場線～道の駅「羽鳥湖高原」
塙泉崎線		国道4号～棚倉矢吹線
棚倉矢吹線		国道289号～矢吹小野線
白河石川線		国道294号～南湖公園線
勿来浅川線		国道349号～鮫川村道新宿広畑線
黒磯棚倉線		全線
会津高田上三寄線		国道118号～会津坂下会津本郷線
会津若松裏磐梯線		国道49号～猪苗代塩川線 国道118号～国道49号
会津坂下河東線		国道49号湯川村～国道49号河東町
会津坂下会津本郷線		国道49号～会津高田上三寄線
会津坂下会津高田線		国道49号～国道401号
喜多方西会津線		喜多方停車場線～会津坂下山都線 国道49号～上郷舟渡線
喜多方会津坂下線		国道459号～喜多方停車場線
会津坂下山都線		喜多方西会津線～山都柳津線

一般災害対策編 第2章 災害予防計画
第8節 緊急輸送路等の指定

種別	路線名	区間
主要地方道	猪苗代塩川線 小野富岡線 相馬亙理線 相馬浪江線 原町二本松線 原町海老相馬線 小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 矢吹小野線 古殿須賀川線 塙大津港線 常磐勿来線	全線 国道6号～国道399号 国道6号～新地停車場釣師線 国道115号～草野大倉鹿島線 原町川俣線～原町二本松線 相馬浪江線～原町浪江線 原町浪江線～小浜字町線 国道6号常磐BP～国道399号 常磐勿来線～いわき石川線 国道289号～常磐勿来線 国道6号～四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道4号線～矢吹町役場 福島空港西線～あぶくま高原道路 国道118号～赤坂東野塙線 国道289号～日立いわき線
一般県道	飯坂桑折線 国見福島線 飯坂保原線 穴原十綱線 二本松安達線 須賀川二本松線 本宮岩代線 五十沢国見線 石筵本宮線 大沢広表線 伊達霊山線 水原福島線 南福島停車場線 梁川霊山線 折戸笹谷線 河内郡山線 下松本鏡石停車場線 社田浅川線 赤坂東野塙線 南湖公園線 増見小田倉線 船引停車場線 小栗山宮下線 浜崎高野会津若松線 湯川大町線 会津若松会津高田線 会津高田会津本郷線 山都柳津線 北山会津若松線 猪苗代停車場線 喜多方停車場線 大久保野沢停車場線 上郷舟渡線 下郷会津本郷線 戸赤栄富線 会津田島停車場線 新地停車場釣師線 赤柴中島線 草野大倉鹿島線 浪江鹿島線	国道4号～国見福島線 飯坂桑折線～桑折町役場入口 国道13号～福島保原線 国道399号～福島地方水道用水供給企業団 国道4号～須賀川二本松線 二本松安達線～国道459号 本宮三春線～安達南消防署 国道4号～国道349号 国道4号～大玉村役場入口 霊山松川線～市道金沢立子山線 国道349号～梁川霊山線 福島県庁～国道115号 南福島停車場線～福島市道中町北内町2号線 国道115号～市道南光台黒岩線 国道349号～伊達霊山線 福島飯坂線～福島第一病院 郡山停車場線～国道49号 国道49号～郡山ビッグハート 全線 国道118号～浅川町役場入口 塙大津港線～国道289号 国道289号～国道349号 国道289号～白河石川線 白河羽鳥線～村道役場前線 国道288号～田村市役所 国道252号～国道252号 会津若松市道町3-91～湯川村役場前 若松ガスを結ぶ 国道118号～会津高田会津本郷線 町道2008号線～会津若松会津高田線 国道49号～会津坂下山都線 会津坂下河東線～会津若松市役所河東支所 国道115号～町道城南六角線 国道121号～喜多方西会津線 国道49号～野沢駅 山都柳津線～喜多方西会津線 国道121号～戸赤栄富線 下郷会津本郷線～国道400号 国道121号～会津田島駅 相馬亙理線～赤柴中島線 国道6号～新地停車場線 浪江鹿島線～相馬浪江線 草野大倉鹿島線～鳥崎江垂線

一般災害対策編 第2章 災害予防計画
第8節 緊急輸送路等の指定

種別	路線名	区間
一般県道	鳥崎江垂線 小浜字町線 小良ヶ浜野上線 幾世橋小高線 浪江鹿島線 北泉小高線 小高停車場線 下渋佐南新田線 大芦鹿島線 上北迫下北迫線 相馬新地線 江名常磐線 小名浜港線	国道6号～浪江鹿島線 原ノ町駅～原町海老相馬線 国道6号～大野病院を結ぶ 国道6号～浪江鹿島線 幾世橋小高線～南相馬市小高区役所 国道6号～浪江鹿島線 浪江鹿島線～小高駅 国道6号～南相馬警察署 浪江鹿島線～南相馬市役所鹿島区役所 国道6号～広野IC 国道6号～国道6号(相馬バイパス現道部) 小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所
市町村道 福島市道 本宮市道 大玉村道 二本松市道 桑折町道 伊達市道 郡山市道 須賀川市道 鏡石町道 玉川村道 平田村道 浅川町道 古殿町道 白河市道	南光台黒岩線 南町稲葉線 北八幡金山線 松山町北中川原線 太平寺山口線 金沢立子山線 曾根田三本木線 日ノ下・新田ノ目線 中央1号線 早稲町・清明町1号線 中野・天王寺線 万世舞台線 町宮ノ前線 金色区画街路25号 外2路線 町203号 梁川駅前線 大地内舟橋線 赤沼方八町線 咲田桑野四丁目線 桑野大槻線 向河原大町線 宮ノ前宮本線 本町開成線 桑野一丁目五丁目線 若葉桑野線 荒井八山田線 笹川多田野線 区画道路第27号線 都市計画道路喜久田・富田線 大町大槻線 根木屋鬼生田線 麓山一丁目大久保線 駅前一丁目中町2号線 虎丸町久保田線 1504号 駅中央線 小一7号線 101号線 大明塚・背戸谷地線 桑原大作線 昭和町16号線 総合運動公園線 昭和町南真舟線 立石山線 白河駅八竜神線 市役所中央線	国道4号～南町稲葉線 南光台黒岩線～国土交通省福島河川国道事務所 国道4号～福島市道南町・浅川線(福島南消防署) 信夫ヶ岡競技場を結ぶ 国道13号～福島テレビ 国道4号～大沢広表線 国道13号～NTT東日本福島支店 水原福島線～済生会福島総合病院 国道13号～福島西部病院 福島吾妻裏磐梯線～NHK福島放送局 穴原十網線～福島地方水道用水供給企業団 国道4号～本宮市役所 石筵本宮線～大玉村役場 二本松安達線～二本松土木事務所 国道4号～桑折町役場を結ぶ 梁川霊山線～伊達市役所梁川総合支所 霊山伊達線～伊達市役所 東部ニュータウンを結ぶ 太田西ノ内病院を結ぶ 陸上自衛隊郡山駐屯地を結ぶ 東部ニュータウンを結ぶ 郡山東IC～国道288号 福島中央テレビを結ぶ 福島放送、今西病院、市役所を結ぶ 国道4号～国道49号 国道4号～国道288号 郡山停車場線～荒井八山田線 荒井八山田線～郡山国道事務所 荒井八山田線～郡山北警察署 小野郡山線～郡山大越線 郡山東IC～国道288号 郡山湖南線～河内郡山線 郡山停車場線～寿泉堂総合病院 河内郡山線～FM福島 国道118号～須賀川市役所 国道4号～鏡石町役場 国道118号～玉川村役場 国道49号～平田村役場 社田浅川線～浅川町役場 国道349号～古殿町役場 国道289号～白河羽鳥線 白河総合運動公園を結ぶ 国道4号～白河羽鳥線 白河市水道事業所を結ぶ 白河駅～総合運動公園 国道294号～白河市役所

一般災害対策編 第2章 災害予防計画
第8節 緊急輸送路等の指定

種別	路線名	区間
白河市道	六反山弥次郎線	国道294号～白河厚生総合病院
棚倉町道	中居丸内線	棚倉町役場～広畑古町線
	広畑古町線	中居丸内線～国道118号
	館ヶ丘崖ノ上線	棚倉消防署を結ぶ
	磐城棚倉近津線	国道118号～棚倉警察署
矢吹町道	町道本町4号線	国道4号～会田病院
西郷村道	2078号	国道289号～増見小田倉線
鮫川村道	新宿広畑線	勿来浅川線～道少田線
	道少田線	道少田線～国道349号
会津若松市道	幹I-9号	国道118号～会津若松裏磐梯線
	幹I-11号	会津若松裏磐梯線～竹田総合病院
	若III-206号	国道118号～会津若松市役所
	町III-91号	浜崎高野会津若松線～町III-93号
	町III-93号	町III-91号～会津若松市水道部
会津美里町道	11008号	会津美里警察署を結ぶ
	12009号	町道11008号～会津美里町役場
会津坂下町道	坂下南幹線	国道49号～坂下厚生総合病院
湯川村道	勝常王領線	浜崎高野会津若松線～湯川村役場
三島町道	宮下名入線	小栗山宮下線～宮下病院
金山町道	谷地線	国道400号～金山町役場
喜多方市道	上高額桜が丘線	喜多方合同庁舎を結ぶ
	押切西線	喜多方水道局を結ぶ
	桜が丘稲村線	国道121号～上高額桜が丘線
	桜ヶ丘13号線	上高額桜が丘線～喜多方合同庁舎
	東四谷新町線	へリポート(濁川)を結ぶ
	一中通り線	喜多方第一中学校を結ぶ
	下勝北町線	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部～喜多方警察署
北塩原村道線	松陽台線	国道459号～北塩原村役場
西会津町道	松尾萱本停車場線	西会津町役場を結ぶ
猪苗代町道	城南六角線	猪苗代町役場を結ぶ
	猪苗代新町線	猪苗代町役場を結ぶ
南会津町道	西町1号線	国道121号～南会津地方振興局
	後原丹藤線	国道121号～南会津町役場
	田島駅前線	国道289号～会津田島駅
南相馬市道	駅東12号線	原町川俣線～相双地方振興局
新地町道	富倉赤紫線	国道6号～原団地線
	原団地線	富倉赤紫線～渡辺病院
広野町道	苗代替線	国道6号～広野町役場
飯館村道	草野飯樋線	飯館村役場を結ぶ
いわき市道	榎町九反町線	市営小名浜球場を結ぶ
	三倉子線	いわき地方振興局を結ぶ
	南町東荒田線	国道6号～常磐勿来線
	内郷平線	国道49号～福島労災病院
	田町三崎線	N T Tいわき支店を結ぶ
	小太郎町尼子町線	松村総合病院を結ぶ
	長尾中山線	市営平球場を結ぶ
	十五町目若葉台線	国道399号～国道6号
	久保・下矢田線	江名常磐線～かしま病院
臨港道路	小名浜臨港道路	幹線臨港道路2号線(小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所)
	相馬臨港道路	臨海道路1号線(相馬互理線～相馬港湾建設事務所)

(3) 第3次確保路線

種別	路線名	区間
主要地方道	福島吾妻裏磐梯線 矢吹天栄線 棚倉鮫川線 会津高田柳津線 会津坂下山都線 勿来浅川線 小野四倉線 原町二本松線 飯野三春石川線 矢吹小野線 小名浜四倉線 小野四倉線	国道13号～上名倉飯坂伊達線 国道4号～白河消防署大信分署 磐城棚倉停車場線～棚倉土木事務所 国道252号～会津坂下消防署柳津出張所 喜多方西会津線～喜多方消防署山都分署 旅人勿来線～いわき市役所田人支所 いわき市役所四倉支所を結ぶ 国道349号～市道交差点 国道118号～石川消防署 古殿須賀川線～母畑須賀川線 国道6号～小名浜消防署 国道399号～いわき市役所川前支所
一般県道	保原伊達崎桑折線 丸森梁川線 中野梶町線 荒井郡山線 常葉芦沢線 成田鏡田線 須賀川二本松線 母畑白河線 久田野停車場線 高萩久田野停車場線 社田浅川線 母畑須賀川線 磐城棚倉停車場線 磐城停車場線 熱塩加納山都西会津線 栗山館岩線 小川赤井停車場線 旅人勿来線 甲塚古墳線 高久鹿島線 白岩久ノ浜線 四倉久ノ浜線	伊達中央消防署西分署を結ぶ 国道349号～伊達中央消防署北消防署 国道399号～福島市役所飯坂支所 奥羽大学を結ぶ 国道288号～田村消防署常葉分署 国道4号～町道開拓中道線 国道118号～東北電力須賀川営業所 白河石川線～高萩久田野停車場線 国道4号～高萩久田野停車場線 母畑白河線～久田野停車場線 浅川町役場入口～石川消防署浅川分署 矢吹小野線～石川消防署玉川分署 国道118号～棚倉鮫川線 猪苗代塩川線～猪苗代消防署磐梯出張所 国道121号～喜多方市役所熱塩加納総合支所 国道352号～南会津町役場館岩総合支所 国道399号～いわき市役所小川支所 いわき上三坂小野線～勿来浅川線 東北電力いわき営業所を結ぶ 小名浜平線～県立いわき公園 国道6号(久ノ浜BP)～四倉久ノ浜線 白岩久ノ浜線～いわき市道(いわき市役所大久・久ノ浜支所)
市町村道	福島市道 南光台黒岩線 (都：小倉寺大森線) 矢剣町鳥谷下線 泉・萱場線 南町・浅川線 川俣町道 神崎・田中内南線 北谷地・長畑線 中町・北内町2号線 熊ノ宮・京田線 鶴東・鉄炮町線 五百田中道線 二本松市道 字町・五反田線 芳池・つつじ山線 伊達市道 西陣場北町線 館ノ腰西原線 館ノ腰町線 郡山市道 八山田1号線 静町大徳南線 坂蔭線 須賀川市道 1-17号 1-38号 白河市道 道場小路金勝寺線 城山線	国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ 福島ガスを結ぶ 国道13号～福島消防署清水分署 北八幡金山線～金沢立子山線 国道115号～福島南消防署杉妻出張所 国道115号～福島南消防署信夫分署 福島吾妻裏磐梯線～福島市役所吾妻支所 水原福島線～福島市役所信夫支所 国道114号～鶴東・鉄炮町線 熊ノ宮・京田線～五百田中道線 五百田中道線～伊達中央消防署南分署 原町二本松線～安達北消防署東和出張所 国道459号～安達北消防署岩代出張所 国道349号～伊達市役所霊山総合支所 国道349号～館ノ腰町線 館ノ腰西原線～伊達市役所月館総合支所 郡山北工業高校を結ぶ 郡山高校を結ぶ 小野郡山線～NTT東日本郡山支店 須賀川土木事務所を結ぶ 国道118号～須賀川消防署長沼分署 国道4号～白河羽鳥線 城山公園を結ぶ

種別	路線名	区間
白河市道	駅前東線	新白河駅～国道289号
	老久保田西郷線	国道289号～西郷高山西線
	西郷高山西線	老久保西郷線～東北ガス
鏡石町線	開拓中道線	鏡石消防署を結ぶ
	笠石482号線	鏡石消防署を結ぶ
泉崎村道	上野館中島線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	中島関平線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	桙内如信沢線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	新田矢吹線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
棚倉町道	館ヶ丘線	棚倉消防署を結ぶ
	上志宝一本松線	棚倉土木事務所を結ぶ
	古町花園線	棚倉土木事務所を結ぶ
	合同庁舎線	棚倉土木事務所を結ぶ
矢吹町道	八幡町16号線	棚倉矢吹線～矢吹消防署
石川町道	104号	飯野三春石川線～石川消防署
	201、4047号	いわき石川線～石川土木事務所
会津若松市道	市町3-34号	国土交通省会津若松出張所を結ぶ
	一箕3-62号	会津大学短期大学部を結ぶ
	若3-42号	東北電力会津若松支社を結ぶ
	幹I-12号	鶴ヶ城公園を結ぶ
	幹II-9号	国道118号～NTT東日本会津支社
	幹I-27号	国道401号～会津若松裏磐梯線
喜多方市道	図書館東線	喜多方第一中学校を結ぶ
	小原館ノ原線	会津坂下山都線～喜多方消防署山都分署
	五目赤崎線	熱塩加納山都西会津線～喜多方市役所熱塩加納総合支所
	塩川喜多方線	国道121号～喜多方市役所塩川総合支所
	役場前通り線	喜多方西会津線～喜多方市役所山都総合支所
	役場前線	山都柳津線～喜多方市役所高郷総合支所
猪苗代町道	東谷地八幡線	猪苗代町水防センターを結ぶ
南会津町道	風下線	びわのかげ公園を結ぶ
	小出・田島線	国道401号～南会津消防署伊南出張所
	小塩線	国道401号～南会津町役場伊南総合支所
	山口24号線	国道401号～南会津町役場南郷総合支所
南相馬市道	南町北町線	原町川俣線～東北電力相双営業所
富岡町道	関根小浜線	国道6号～合同庁舎線
	合同庁舎線	関根小浜線～富岡土木事務所を結ぶ
いわき市道	三函・吹田線	いわき石川線～いわき市役所常磐支所
	中之町・根岸線	いわき石川線～いわき市役所遠野支所
	八反田・平太郎線	国道49号からいわき市役所好間支所
	南荒蒔・中町線	四倉久ノ浜線～いわき市役所久ノ浜・大久支所
	北荒蒔・後原線	
	傾城・川平線	国道6号～常磐共同ガス
	日渡・長槻線	
	上荒川・台山線	国道49号～21世紀の森公園
	川部錦線	呉羽総合病院を結ぶ

別表2 物資受入れ港

港湾・漁港名	種別	管理者	耐震強化岸壁
小名浜港	重要港湾	福島県	・5・6号ふ頭 ・5-1バース (バース延長240m、水深12m)
相馬港	重要港湾	福島県	・3号ふ頭 ・3-1バース (バース延長240m、水深12m)
請戸漁港	第3種漁港	福島県	4m岸壁 (岸壁延長80m、水深4m)

別表3

広域的な防災活動の拠点となる道の駅

施設名称	所在地	管理者
道の駅「猪苗代」	猪苗代町大字堅田字五百苺1	猪苗代町、福島県

第9節 避難対策

(危機管理部、保健福祉部、県教育委員会、市町村、消防本部、その他関係機関)

【災害発生時の対応については第3章 第9節 避難 及び 第10節 避難所の設置・運営を参照】

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、県、市町村及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

市町村は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり、並びに高潮等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、市町村は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

なお、県（保健福祉部）（保健所設置市を除く。）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から防災担当部局（管内市町村の防災担当部局を含む。）と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

1 避難指示等を発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

市町村は、避難指示等の要否を検討すべき情報（第3章第9節第1 1(2)）について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ア 市町村は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

エ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

市町村は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、
県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、
県（危機管理総室）
- ・高潮災害 福島地方气象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、
県（危機管理総室）

(3) 留意事項

- ア 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- イ 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

このことについては、「第3章第9節第1」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第2章第9節第2・第3・第4」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第2章第9節第5」を参照するものとする。

誘導方法については、「第3章第9節第3」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

食物アレルギーを始めとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるよう努めることとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したものの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域にお

いて避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理・運営責任者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

- (ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の交流

ボランティア班	ボランティアの要請、調整
---------	--------------

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は指定福祉避難所への避難等を行うため、市町村に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市町村と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。
- (2) 避難受入中の秩序保持
- ア 住民による自主的運営避難所
- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。
- イ 防火・防犯対策
- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防炎品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。
- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。
- (ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- 避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応

急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市町村から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地市町村の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市町村から都道府県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者(医療的ケア児を含む)等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量

が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第2章第16節第3・第9」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

このことについては、「第2章第16節第10 1」を参照するものとする。

(4) 老人デイサービスセンターの活用等

このことについては、「第2章第16節第10 2」を参照するものとする。

9 広域避難に関する事項

県（危機管理総室）及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具

体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

このことについては、「第2章第9節第6」を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

市町村は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 住民に対する巡回指導

このことについては、「第2章第9節第6」を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

市町村は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

市町村が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、市町村は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定との締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

エ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該の内における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 管理者の同意等

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知等

市町村長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届けるものとする。

5 指定の取消

市町村長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

市町村が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。

指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示すること。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市町村は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応

を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者を受入、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

市町村長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

市町村長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届けるものとする。

5 指定の取消

市町村長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した避難所の運営・管理

市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易

- トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - (5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
 - (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
 - (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
 - (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
 - (9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
 - (10) 新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

市町村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市町村から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

県（各施設管理者）は、県有施設の指定緊急避難場所・指定緊急避難所の指定について、可能な限り協力するものとする。

5 その他の施設の利用

市町村は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等によ

り避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

県（危機管理総室）は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速に開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

第5 避難路の選定

市町村が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

市町村は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市町村は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市町村は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したものの。

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法

等について定めておくものとする。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画を作成し、市町村長へ報告するとともに、その公表に努めるものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、県（危機管理総室、生活福祉総室、健康衛生総室）や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

県（危機管理総室・生活環境総室）及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。県（危機管理総室）及び市町村は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

(保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、(一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(社)福島県病院協会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会、(一社)福島県臨床衛生検査技師会、(一社)福島県助産師会)

【災害発生時の対応については第3章 第11節 医療(助産)救護
及び 第14節 防疫及び保健衛生を参照】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

県及び市町村は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療(助産)救護体制の整備

1 医療(助産)救護活動体制の確立

県及び市町村は、災害時における医療(助産)救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

(1) 県(健康衛生総室)

県は、市町村が行う医療(助産)救護体制の確立について協力するとともに、次の事項を含めた後方支援体制の確立を図る。

また、医療救護活動に関する標準的な活動指針として策定した福島県災害医療行動計画(令和3年3月)に基づき、保健福祉事務所は、医療機関、医師会、歯科医師会及び市町村などの関係機関と災害医療ネットワークの確立を推進する。

ア 統括調整機関としての県保健福祉事務所の機能強化

イ 災害拠点病院の整備

ウ 災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の編成計画及び救急医療資器材等の整備

エ (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

(2) 市町村

市町村は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と住民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

(3) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。また、保健医療福祉調整本部に参加する体制を整備するものとする。

イ (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会、(一社)福島県臨床衛生検査技師会及び(一社)福島県助産師会は、災害時において迅速な医療(助産)救護活動を実施するため、郡市地区医師会、地域歯科医師会及び看護協会等の協力により、救護班の編成体制の整備充実を図る。

ウ (一社)福島県薬剤師会

(一社)福島県薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療(助産)救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

エ (公社)福島県看護協会

(公社)福島県看護協会は、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療(助産)救護活動を支援する。

2 災害派遣医療チーム(DMAT)活動体制の確立

(1) 県(健康衛生総室)は、災害発生時に、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うための専門的な訓練を受けたDMATを災害拠点病院に整備するとともに、機能強化のためのDMAT隊員の研修機会を確保する。

(2) 県(健康衛生総室)は、DMATの運用について「福島県災害医療行動計画」に位置づけ、災害の急性期(概ね48時間以内)における支援及び受入れに対応できる医療体制の整備を図る。

3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備

県(生活福祉総室)は、DPATの派遣に向けた研修会の開催及び活動に必要な体制整備を図る。

4 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備

県(保健福祉総室)はDHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上に努めるものとする。

5 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

(1) 県(健康衛生総室)

ア 県(健康衛生総室)は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会の協力を得て、県内6地域に備蓄体制を整備するとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図る。

イ 県保健福祉事務所は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」及び「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」に基づき管内の医薬品卸幹事営業所及び医療機器卸幹事営業所の備蓄状況を把握する。

ウ 県(健康衛生総室)は、特殊な医薬品等については、その取扱いや保管体制、設備環境が整っている事業者と協定を締結するものとする。

(2) 市町村

市町村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

6 血液確保体制の確立

(1) 県(健康衛生総室)は、緊急時における血液確保対策として、県内の赤十字血液センターに常時血液製剤を備蓄するとともに、常時在庫数を確認し、また、血液製剤の供給に万全を図るため、赤十字血液センターとの連携を密にしながら、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図る。

(2) 県(健康衛生総室)及び市町村は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県民への普及啓発を図る。

7 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定し、また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院を一箇所指定している。

(2) 後方医療機関としての機能

災害時、後方医療機関に求められる主な機能は、既存入院患者などの治療の継続、災害による傷病者の受入及び救護班の派遣であるが、災害拠点病院として以下の機能の整備を図る。

- ア 重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能
- イ 患者の受入れ及び搬出を行う航空搬送への対応機能
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能

(3) 後方医療機関としての機能確保のための防災措置

災害時、後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、主に以下の防災措置について整備を図る。

- ア 耐震性構造の強化
- イ 受水槽、自家発電装置の整備強化
- ウ 備蓄倉庫の整備
- エ 救急医療資器材の備蓄
- オ 簡易ベッド、仮設テント等の整備
- カ 通信連絡網の整備強化
- キ その他必要な整備

(4) 災害拠点病院の整備

県(健康衛生総室)は、土砂災害危険箇所等に配慮しつつ、救命救急センターをはじめ地域の中心的な病院を中心に後方医療機関として災害拠点病院を指定し、前記(3)の災害時対応力の計画的な整備を推進する。

8 災害時救急医療情報システムの整備

(1) 県(健康衛生総室)は、平常時において、医療機関及び消防機関等の間で応需情報等の収集・提供を行う救急医療情報システムの機能を強化し、平成10年4月から災害時には県域を超えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集・提供を行う広域災害救急医療情報システムを運用している。国、県、各医療機関及び消防機関等は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 県(健康衛生総室)は、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療機関等に対し、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を利用した定期的な情報の収集・提供を行う研修や訓練の実施に努める。

9 トリアージ・タグの整備

県(健康衛生総室)は、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊要度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ(患者識別票)を作成し、保健福祉事務所、災害拠点病院など救急医療機関等に配備している。

10 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市町村、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

11 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 防災訓練の実施

県(健康衛生総室)及び市町村は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

(2) 災害医療従事者研修の実施

県(健康衛生総室)は、災害拠点病院等のDMATや医療救護班スタッフに対して、災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を行う。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

県(健康衛生総室)及び市町村は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

県(健康衛生総室)及び市町村は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

県(健康衛生総室)は、被災地において 感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者(以下「患者等」という。)の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要を賄うため、県(健康衛生総室)は県内他地域又は県外地域からの応援活動について、各医療関係団体等との協定の締結及び福島空港等既存施設の活用による受入体制の整備を推進し、広域的医療協力体制の確立を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療(助産)救護局面において、県(健康衛生総室)は広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関係自治体、関係機関との調整及び整備を図る。

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、警察本部、東北農政局、市町村)

【災害発生時の対応については第3章 第15節及び第16節を参照】

県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、県民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

(1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

また、調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目(えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生)に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目(アーモンド等)についても配慮することが望ましい。

(2) 県(生活環境総室、産業振興総室、生産流通総室)は、市町村が行う食料応急対策を補完する立場から、広域的な調達能力を有する販売業者、卸売業者等と連携し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県(生産流通総室)は、県内の広域的な調達能力を有する米穀の販売業者9社、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県青果市場連合会、福島県水産市場連合会及び中央卸売市場青果卸売会社3社と物資調達に関する協定を締結し、これに基づき、円滑な食料供給を図ることとしている。

さらに、県(産業振興総室)は、広域的な調達能力を有する販売業者と、県(生活環境総室)は福島県生活協同組合連合会と協定を締結し、食料供給を図ることとしている。

(3) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じることも必要である。

(4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(5) 県(危機管理総室)及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

- (6) 県（危機管理総室）及び市町村は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。
- (7) 県（危機管理総室）は、災害発生初期の避難者への食料供給に対応するため、食料の備蓄を行うものとする。

2 生活物資

- (1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。
なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。
- (2) 県（産業振興総室）は、市町村が行う生活物資応急対策を補完する立場から、必要に応じ、広域的な調達能力を有する販売業者等との災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。
このため、県（産業振興総室）は、広域的な調達能力を有する小売業者と締結した「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき、円滑な生活必需物資の供給を図るものとする。
また、県（危機管理総室、生活環境総室）においては、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するための備蓄を行うほか、福島県生活協同組合連合会との協定に基づき災害時における生活必需物資の供給について連絡・調整を行う。
- (3) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。
また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある（第3章災害応急対策計画第10節避難所の設置・運営を参照。）。
県（危機管理総室）は、上記の流通備蓄のほかに、市町村が行う生活物資備蓄状況を踏まえ、簡易トイレなど協定による調達が困難なものや、ガソリン等燃料、他都道府県で発生した災害に対する支援物資として活用が可能な物資について、備蓄の検討を行う。
- (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (5) 県（危機管理総室）及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

3 燃料

- (1) 県（危機管理総室、地域づくり総室、商工労働総室）は、国（災害対策現地本部や資源エネルギー庁等）と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するものとする。
- (2) 県（危機管理総室）は、東日本大震災時の対応の経験を踏まえ、石油連盟が国（資源エネルギー庁）からの緊急要請に対して、より迅速かつ円滑な対応ができるよう、石油連盟と覚書を締結しており、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設への燃料供給に必要な情報を共有する取組を行うものとする。
- (3) 県（危機管理総室）は、福島県石油業協同組合と「災害時等における燃料等の供給に関する協定書」を締結しており、避難所や、緊急通行車両、災害応急対策のために使用する国又は地方公

共同体の公用車両等への優先給油の体制を整備するものとする。

- (4) 県（産業振興総室）は、ガソリン等燃料の供給が不足する事態に備え、蓄電池として活用するため、外部給電機能を持つ電気自動車等の導入促進に努めるものとする。

4 県による物資供給体制

県（危機管理総室）は、被災した市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難となるか、またはその事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められる場合に備え、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送するための体制について、あらかじめ検討を行う。

また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 市町村は、発災後3日間は避難者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 市町村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 県（危機管理総室）及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 市町村及び県（危機管理総室）は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。
- (5) 県（危機管理総室）は、災害発生初期の避難者への飲料水供給に対応するため、飲料水の備蓄を行うものとする。

2 資機材等の整備

- (1) 県（健康衛生総室）は、市町村が応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置などに対して指導を行う。
- (2) 市町村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 物資等輸送力の把握

1 一般物資輸送力の把握

県（危機管理総室）は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数や輸送事業者など災害時応援協定を締結している（公社）福島県トラック協会等を通じて輸送力の把握に努める。

2 燃料輸送力の把握

県（危機管理総室）は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数など輸送力の把握に努める。

3 荷捌きスペースの確保

県（危機管理総室）は、県内他地域又は県外地域からの支援物資の輸送を効率的に実施するため

の荷捌きスペースの確保に努める。（福島空港の活用等）

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

(1) 市町村、警察本部、消防本部及び県（危機管理総室）は、地震時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

(2) 市町村は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、県（危機管理総室、各施設管理者）は、空港、SA/PA、「道の駅」等の公用施設、公共施設について、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保に努めるとともに、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

県（環境保全総室）は、指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

県（環境保全総室）及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

市町村及び県（環境保全総室）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第6 罹災証明書発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県（危機管理総室）は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。さらに、住家被害調査手法の県内統一について検討するものとする。

第12節 航空消防防災体制の整備

(県、福島県警察本部、市町村、消防本部、東北地方整備局、東京航空局福島空港出張所、第二管区海上保安本部、自衛隊)

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・津波等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県は市町村及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

また、県及びヘリコプターを有する各防災関係機関は、福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議を設置し、大規模災害発災時のヘリコプター等の効率的な運用や相互の連携について検討する。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

本県の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ・河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ・山岳遭難事故における捜索・救助
- ・高層建築物火災における救助
- ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・地震、津波、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・石油コンビナート、高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- ・各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・林野火災等における空中からの消火活動
- ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2 消防防災ヘリコプター基地の整備

消防防災ヘリコプターの活動拠点となる基地は、県内を広域的にカバーし、かつヘリコプターの機動性を十分に確保するとともに、大規模災害時における消防防災活動の拠点基地となる必要があ

ることから、福島空港内に隣接して設置されている。

3 消防防災ヘリコプターの運航体制

機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊を編成している。

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

1 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進

消防防災ヘリコプターは災害発生時等の緊急出動時においては、航空法で認められたヘリポート等の飛行場以外の場所においても離着陸できることとなっている。

しかし、消防防災ヘリコプターは、災害予防対策や各種防災訓練への参加等、災害発生時以外にも様々な日常活動を予定しており、そのため、県（危機管理総室）は市町村等関係機関の協力のもとに場外離着陸場（臨時ヘリポート）候補地について調査を行い、航空局の許可を得たうえで、随時使用可能な場外離着陸場としての指定を計画的に行う。

2 訓練地の確保

ヘリコプターを利用しての消防防災活動は、地上での活動と異なった専門的な知識及び高度な技術を要求されるため、予想される様々な災害態様に適応できる訓練を常に積み重ねることが必要である。

そのため、県（危機管理総室）は、市町村等関係機関と協議・検討を行いながら、予想される様々な災害現場を想定した訓練地の確保に努めるものとする。

第3 福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議

県（危機管理総室）及び各防災機関は、災害時における航空機の安全かつ確かな運用と相互の連携体制を確立するため、福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議を設置する。

当該会議の構成員は、大規模災害発生時において、総括班員として災害対策本部へ参加し、災害対応にあたるものとする。

第4 広域航空消防防災応援体制の確立

1 消防防災ヘリコプター応援協定

県（危機管理総室）は、消防防災ヘリコプターによる迅速かつ効果的な運航体制を確立するため、県内各市町村・消防本部との間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加えて、体制の整備を図っている。

2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

県（危機管理総室）は、阪神・淡路大震災を踏まえ、大規模災害発生時の北海道・東北8道県相互応援協定等を締結しており、ヘリコプターによる初動応援体制の構築が重要となることから、隣接県、近隣の政令市等との連携を強化するとともに、運航不能期間を相互に補完する体制を確立する。

なお、他都道府県が保有するヘリコプター及び他都道府県市町村が保有するヘリコプターを用いて、地震、台風、水火災等の非常の場合において消防業務を行う場合の体制については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定められている。

第13節 防災教育

(総務部、危機管理部、土木部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第21節 文教対策を参照】

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、県民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

第1 一般県民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

県（危機管理総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施の時期

ア 風水害予防に関する事項		5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
イ 土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
ウ 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
エ 雪害予防に関する事項		12月～3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
オ 地震・津波災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	津波防災の日	11月5日

(2) 普及の内容

県（危機管理総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車への

こまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 市町村地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時等にとるべき行動

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、県民一人一人に十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(4) 消防学校における教育の充実

県（危機管理総室）は、消防学校の機能強化に合わせて、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者を対象とする防災教育や、市町村防災担当者や防災ボランティアについてのコーディネーター育成等についての研修を計画的に実施する。

(5) 地域防災力の向上

県（危機管理総室、土木部関係各総室）や市町村は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

第4 学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、市町村教育委員会）

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探究）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

県（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

県（危機管理総室）は、施設整備の老朽化等に対応するため、平成7年度から消防学校の改築整備を進め、平成17年3月に完成した。

この結果、入校定員は従来の56人が120人になり、主な施設として視聴覚教室、救急実習室、CAI教室、体育館・屋内訓練場、水難救助訓練場、AFTシステム、放水訓練場等が整備された。

1 目的

県民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防職員及び消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成する。

2 基本方針

(1) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化を進展させるとともに、県民生活の多様化をもたらし、火災をはじめとして災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防職員及び消防団員を養成するため、消防学校における教育訓練の充実強化を図る。

(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要であり、また、阪神・淡路大震災を契機とした県民の防災意識の高揚、災害ボランティア活動への関心の高さもあり、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者等や市町村防災担当者を対象とした教育の拡充を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

県（文化スポーツ局）及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県（文化スポーツ局）及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第14節 防災訓練

(危機管理部、土木部、警察本部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、県及び市町村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

県（危機管理総室）及び市町村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県においては、13市持ち回り（13市との共催）により実施する総合防災訓練を原則として「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間内に毎年実施するとともに、地方振興局ごとに市町村との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催している。

また、各市町村においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

1 概要

県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂

災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

また、県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

県（河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策（地方）本部運営訓練

県（各地方振興局）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市町村に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地方）本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

県地方振興局と市町村は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

県（河川港湾総室）及び市町村並びに防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

県（関係各部署）及び市町村は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般県民の訓練

県民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、県（関係各部署）及び市町村をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

県（関係各部署）及び市町村は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第15節 自主防災組織の整備

(危機管理部、市町村、消防本部)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市町村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市町村は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会、自治会単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所

- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市町村及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市町村や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市町村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県（関係各部署）及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、県（危機管理総室）・市町村及び各業界の民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、県、商工会・商工会議所は、中小企業等による業務継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。なお県（危機管理総室）及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第16節 要配慮者対策

(危機管理部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等施設管理者)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 要配慮者対策を参照】

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 市町村地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

1 市町村地域防災計画において定める事項

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市町村地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例

市町村は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

※従来は、全体計画の策定が適当であるとしていたが、全体的な考え方が整理されていれば、必ずしも「全体計画」という名称の計画がなくてもよいという趣旨であり、すでに全体計画を作成している自治体においては、当該全体計画の見直しにより対応することでも差し支えない。

- (1) 名簿の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (9) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (10) 避難行動要支援者の避難場所
- (11) 避難場所までの避難路の整備

- (12)避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (13)避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

3 条例の定めを検討すべき事項

- (1) 名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置
- (2) 個人番号の独自利用を行う事務
- (3) 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- (4) 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- (5) 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

市町村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し市町村が必要と認める事項

2 要配慮者の情報利用等

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

3 名簿情報の提供と活用

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者には、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

4 名簿情報の提供における配慮

市町村は、名簿情報を提供するときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 市町村地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

1 市町村地域防災計画において定める事項

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるとともに、市町村地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。

- (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間、作成の進め方
- (2) 避難支援等関係者となる者
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 個別避難計画の更新に関する事項
- (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例

市町村は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

- (1) 個別避難計画の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- (10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (11) 避難行動要支援者の避難場所
- (12) 避難場所までの避難路の整備
- (13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

3 条例の定めを検討すべき事項

- (1) 個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置
- (2) 個人番号の独自利用を行う事務

- (3) 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- (4) 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- (5) 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

第4 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画には、本節第2の1(1)から(6)までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村が必要と認める事項

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用には支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

2 個別避難計画の提供と活用

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 地区防災計画との整合

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第6 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を充分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、市町村との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

県（生活福祉総室）は、社会福祉施設等に対し、あらかじめ、県内又は近隣県の同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県（生活福祉総室）に報告するよう要請するものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、県（生活福祉総室）は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気自動車等か

らの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

第7 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市町村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市町村は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、県（危機管理総室）、市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、市町村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市町村は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第8 病院入院患者等対策

県（生活福祉総室、健康衛生総室）は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する病室に受け入れるなど、特別な配慮をするよう指導する。

第9 外国人に対する防災対策

県（関係各部局）及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

- ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第10 避難所への移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第11 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市町村が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

- (1) 市町村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。
- (2) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (3) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備

- (1) 県（生活福祉総室）は、社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会、介護支援専門員協会、理学療法士会、作業療法士会などの関係団体を中心とした災害福祉支援ネットワークの構築を推進し、災害発生時に要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県（生活福祉総室）は、あらかじめ、社会福祉施設等と「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結し、災害派遣福祉チームの整備及び周知に努めるものとする。
- (3) 県（生活福祉総室）は、災害リハビリテーション支援チーム（J R A T）の整備及び周知に努めるものとする。
- (4) 県（生活福祉総室）は、社会福祉施設等の災害派遣福祉チーム員等に対して、災害時の福祉関係者の役割・活動内容等に関する研修・訓練を行う。

第17節 ボランティアとの連携

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、市町村、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会) 【災害発生時の対応については第3章 第23節 ボランティアとの連携を参照】

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対し、県、市町村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。
また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県（生活福祉総室）は、県社会福祉協議会等と平時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

なお、県（生活福祉総室）及び市町村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

県（生活福祉総室）及び市町村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 県、市町村からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、県（生活福祉総室）及び市町村は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

市町村は、市町村社会福祉協議会等やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、市町村の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

県（生活福祉総室）においては、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、一般ボランティアコーディネート組織（一般ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ災害ボランティア専門組織）等が、災害時におけるボランティアセンターの設置・立ち上げなどを円滑に行えるよう支援する。

また、県（生活福祉総室）及び市町村は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の

提供についてもあらかじめ検討しておく（例えば、被災地域外からのボランティアの活動拠点について、福島空港、SA/PA、「道の駅」等の活用を検討する等）とともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア活動保険

県（生活福祉総室）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

4 ボランティアの連携体制の構築

県（生活福祉総室）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、県（危機管理総室・生活福祉総室）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

県（生活福祉総室）及び市町村は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

県（関係各部署）は、下記分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、災害ボランティア活動の普及・啓発を図る。

【ボランティアの例】

- | | | | |
|---------------------|---------|---|---------------|
| (1) 一般・福祉ボランティア | 文化スポーツ局 | 生活福祉総室 | 福島県社会福祉協議会 |
| (2) 高齢者支援ボランティア | 生活福祉総室 | 関係支援団体 | |
| (3) 障がい者支援ボランティア | 生活福祉総室 | 関係支援団体 | |
| (4) 医療ボランティア | 健康衛生総室 | (一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、
(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、
(一社)福島県歯科衛生士会 | |
| (5) 語学ボランティア | 生活環境総室 | (公財)福島県国際交流協会 | |
| (6) 山地災害、砂防ボランティア | 森林林業総室 | 河川港湾総室 | |
| (7) 救助・救急ボランティア | 危機管理総室 | 消防本部 | (公財)福島県消防協会 |
| (8) アマチュア無線 | 危機管理総室 | (一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部 | |
| (9) 被災ペット救助ボランティア | 健康衛生総室 | (公社)福島県獣医師会 | |
| (10) 栄養・食生活支援ボランティア | 健康衛生総室 | (公社)福島県栄養士会、 | 県食生活改善推進連絡協議会 |

(11)子ども、一人親家庭支援ボランティア こども未来局

第18節 危険物施設等災害予防対策

(危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、(一社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、(一社)福島県LPG協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(一社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

【災害発生時の対応については第3章 第24節 危険物施設等災害応急対策を参照】

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、県(危機管理総室)は、県内12消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

県(危機管理総室)及び市町村は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑制するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- (ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

県（危機管理総室）及び市町村は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県（危機管理総室）においては、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者の自主保安体制

県（危機管理総室）は、関係事業者の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ 危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県（危機管理総室）においては、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（危機管理総室）は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県高圧ガス地域防災協議会、（一社）福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び（一社）福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 高圧ガス危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指導を実施するものとする。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 現況

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送に当たっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県（健康衛生総室）は、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施している。

2 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出もしくは流れ出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。

3 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（健康衛生総室）は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。

イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等に対し、災害時危害防止対策や定期自主点検の実施を指導し、災害防止の徹底を図るものとする。

第19節 災害救助基金の積立及び運用

(危機管理部)

この計画は、応急救助の実施に要する費用にあてるため、災害救助法に基づいて積み立てる災害救助基金について定める。

第1 災害救助基金の概要

- 1 災害救助に要する費用については、最終的に国庫が相当の負担をするとはいえ、都道府県が一応すべての費用を支弁しなければならないので、その財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないとされている。(災害救助法第22条)
- 2 災害救助基金の最少額は、当該年度の前年度の前3年間における普通税収入額決算額の平均年額の千分の5相当額であり、災害救助基金が最少額に達していない場合は、都道府県はその最少額を超えるまで、その年度の災害救助基金の最少額の5分の1相当額を積み立てなければならない。
- 3 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。(災害救助法第24条)
- 4 災害救助基金を財源として支出できる費用は、法による救助を行った場合の救助に要した費用であり、災害の際の見舞金品あるいは平常時における災害救助訓練に要する費用は支出することができない。
ただし、災害救助基金の管理に要する費用(証券の手数料、保管料、備蓄物資の保管費用等)は、支出することができる。(災害救助法第27条)

第2 災害救助基金の運用

基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされている。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金 |
| (2) 国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入 |
| (3) 救助に必要な給与品(食品、生活必需品等)の事前購入(備蓄) |

なお、(3)の事前購入品(備蓄物資)については、当該年度に購入したものを除き、毎年度当初において、公正な評価者により時価による評価をしなければならない。

第20節 災害時相互応援協定の締結

(危機管理部、農林水産部、商工労働部、土木部、市町村、防災関係機関、民間事業者・団体)

【災害発生時の対応については第3章 第5節 相互応援協力
及び 第12節 緊急輸送対策 及び 第16節 救援対策を参照】

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 都道府県間、知事会の枠組み

都道府県の枠組みにおける相互応援協定として、下記の協定を締結しており、必要に応じて幹事県等を通じて応援を求めるものとする。

- (1) 大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定
- (2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (3) 広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）

2 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定が未締結である市町村においては、協定締結を促進する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

県（生産流通総室）は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定を締結している。また、県（危機管理総室、生活環境総室、産業振興総室）は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を締結しているが、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

県（危機管理総室）は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者による物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、(公社)福島県トラック協会、福島県倉庫協会と災害時応援協定を締結し県災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切

な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

3 徒歩帰宅者への支援

県（危機管理総室）は、小売店、飲食店やフランチャイズ事業者等と応援協定を締結しており、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合など、災害情報や休憩場所等を提供し、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

4 市町村と民間事業者等との協定締結

市町村は、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備えること。

第3 応援協定の公表

県（危機管理総室）、市町村は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

県（関係各部署）は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

担当部署の記載について

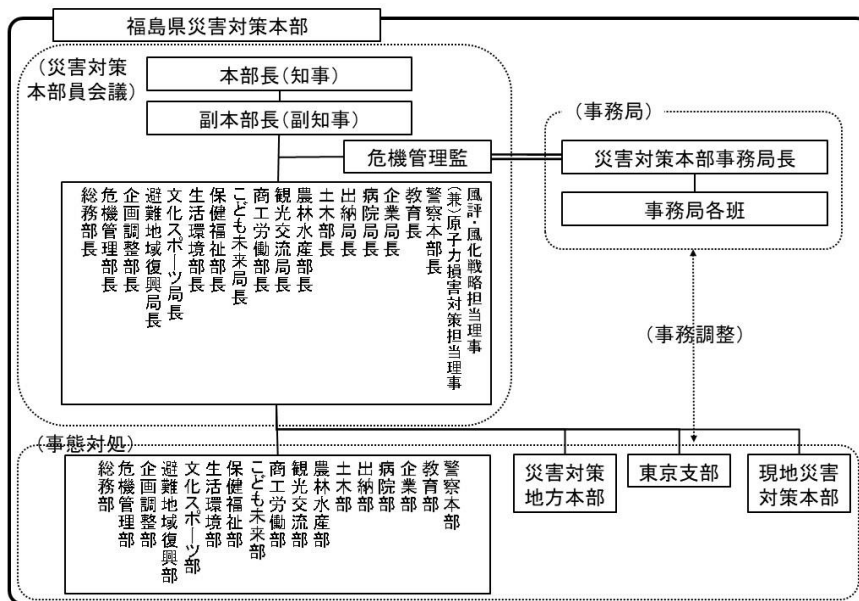
○ 県の災害対応について

- ・ 災害対策本部が設置される場合

県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

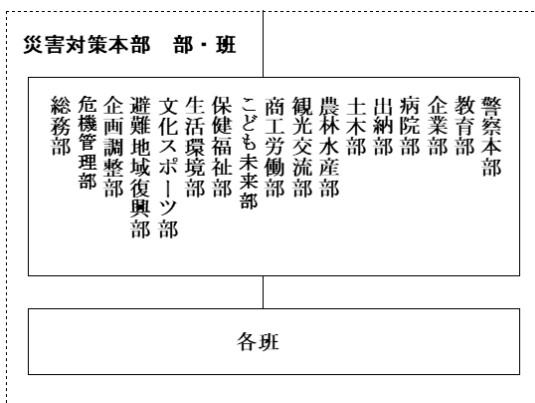
災害対策本部には、各部局から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部局・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。

なお、災害対策本部事務局各班は、所掌事務に係る各部各班と連絡調整を行うとともに、事務の実施についての指示及び進捗状況の把握を行う。



- ・ 災害対策本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部局・総室において、平時の所掌事務に係る災害応急対応を実施することとする。



※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部局・総室として対応する。

○ 担当部署の記載について

・ 第3章の担当部署の記載について

第3章災害応急対策計画では、第2-1(1)の県災害対策本部が設置された場合を想定して、県の災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した。

しかし、県災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は各総室に読み替え、災害対策本部事務局各班の記載は危機管理総室ほか関係各総室と読み替えて対応する。

ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むこととする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【平時の対応については第2章 第1節 防災組織の整備・充実に参照】

防災関係機関は、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の防災行動計画

1 防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、市町村、防災関係機関、並びに県民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 防災行動計画の作成

県、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 県の防災行動計画

県の防災行動計画（タイムライン）については、別に定める。

第2 県の活動体制（県災害対策本部）

1 県災害対策本部の設置

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、知事は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

設置基準

- 1 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- 3 災害救助法を適用する災害が発生したとき。

(2) 知事（災害対策本部総括班）は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに国（総務省消防

庁)及び次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- ア 市町村長
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 陸上自衛隊（第44普通科連隊長）
- エ 内閣総理大臣及び関係大臣
- オ 北海道・東北の7道県及び隣接県知事

(3) 大規模災害発生時における知事の不在等の非常時において、知事による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に第一順位副知事、それも困難な場合には第2に第二順位副知事、第3に危機管理部長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、知事不在時等の非常時においては、第1に第一順位副知事、第2に第二順位副知事、第3に危機管理部長、第4に危機管理部政策監、第5に災害対策課長の順に判断するものとする。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

2 県災害対策地方本部の設置

(1) 災害対策地方本部

県災害対策本部長（以下、この節においては「本部長」という。）は、各地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認めたととき、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする災害対策地方本部（以下、この節においては「地方本部」という。）を設置する。

(2) 地方災害対策本部

知事は、災害の規模、範囲等から本部を設置するには至らないが、災害対策のため、出先機関の体制を確立する必要があると認めるときは、次の要領により地方に本部を設置することができる。

また、地方振興局長が、その所管地域において大規模な災害が発生し、いち早く出先機関の体制を確立する必要があると認める場合においても、地方振興局長の判断により設置することができる。

ア 福島県災害対策本部規程第6条から第8条までの規程を準用し、運用すること。

イ 名称は災害名を付すこと。（例）風水害〇〇地方平成△年□月豪雨災害対策本部

3 東京支部の設置

本部長は、災害対策に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整に当てるため、東京事務所に東京支部を設置することができる。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたとときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

5 国の現地対策本部との連絡調整

国の非常（緊急）災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、政府が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

この場合において、県現地災害対策本部が設置された場合には、必要により合同して本部を設置することとし、市町村、消防本部、自衛隊等の防災関係機関の参加を求め、現地における応急対策

の総合調整を行うものとする。

6 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、その対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡、調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

7 県災害対策本部組織

(1) 県災害対策本部組織

本部の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

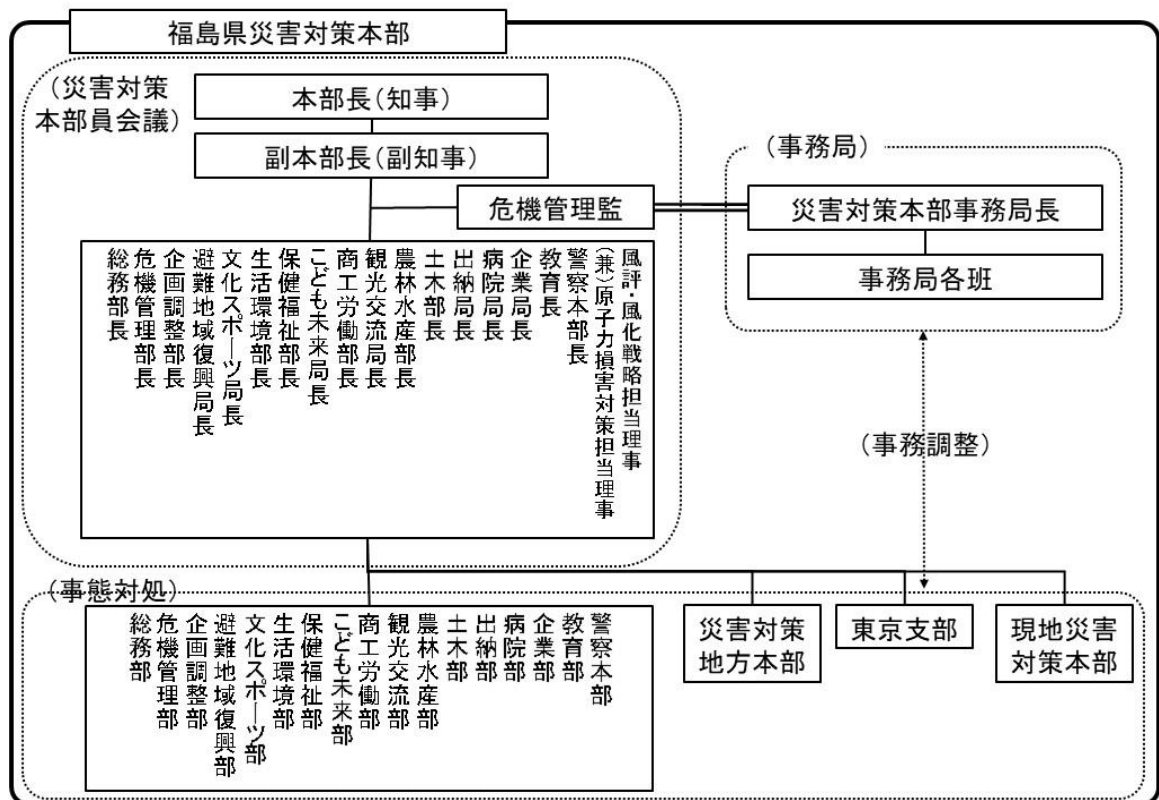
また、危機管理監は、危機管理に関して全庁的に統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について部長その他職員を指揮監督する。

災害対応において、所管が不明確又は複数部局等に関連する場合は、危機管理監は関係する部局等の役割、状況等を聴取し、必要に応じて知事・副知事と協議の上、所管部局等を指定する。

なお、危機管理監から当該災害対応の所管部局等として決定された部局等は、所管部局等として災害対応を行う。

おって、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

ア 福島県災害対策本部組織編成表



大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編成）を変更することができる。

イ 災害対策本部員会議

災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的を開催する。

災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は

本部長の指示により開催する。

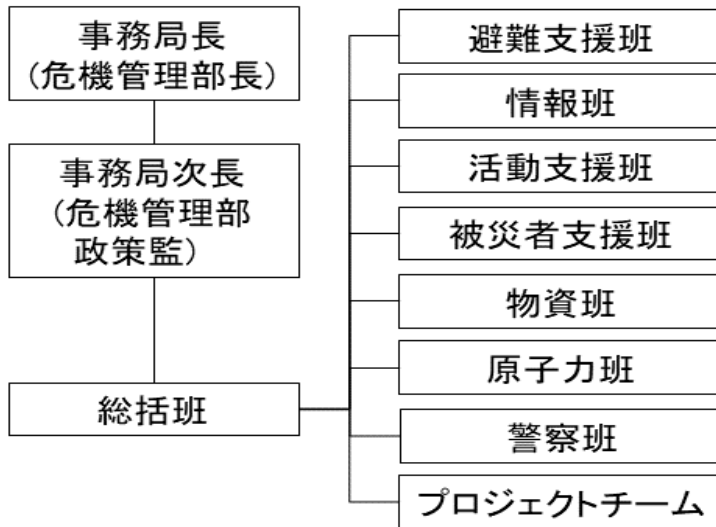
なお、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を聞くことができる。

(2) 県災害対策本部事務局組織

本部事務局の組織編成及び分掌事務は、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

ア 事務局体制

【組織図】



班及び構成

総括班（総員36名）

<ユニット>

- ① 指揮調整ユニット
- ② 企画調整ユニット
- ③ 庁内連携ユニット
- ④ 受援連携ユニット

<構成員>

班 長：災害対策課長

副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹

班 員：

（ユニットリーダーの管理職）

消防保安課副課長1名、原子力安全対策課主幹1名

企画調整部及び病院局から各1名

（ユニットリーダーの主任主査又は主査）

危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名

総務部及び企画調整部から各1名

（その他の者）

災害対策課及び原子力安全対策課から各3名

危機管理課及び消防保安課から各1名
総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各2名
商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各1名

避難支援班（総員24名）

<ユニット>

- ① 避難アセスメントユニット
- ② 避難支援ユニット

<構成員>

班 長：生活環境総務課長

副班長：避難者支援課長、技術管理課長

班 員：

（ユニットリーダーの主任主査又は主査）

災害対策課から1名

避難地域復興局及び土木部から各1名

（その他の者）

消防保安課から3名、原子力安全対策課から2名

危機管理課及び災害対策課から各1名

生活環境部から3名、教育庁から2名

企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名

情報班（総員39名）

<ユニット>

- ① 即報作成・広報ユニット
- ② 人的被害・住家被害情報ユニット
- ③ インフラ被害情報ユニット
- ④ 問合せ対応ユニット

<構成員>

班 長：危機管理課長

副班長：県民広聴室長、企業総務課長、デジタル変革課総括主幹

班 員：

（ユニットリーダーの管理職）

総務部及び生活環境部から各1名

（ユニットリーダーの主任主査又は主査）

保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各1名

（その他の者）

災害対策課から3名、消防保安課から2名

危機管理課及び原子力安全対策課から各1名

生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名

総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名

企画調整部、病院局及び企業局から各1名

活動支援班（総員21名）

<ユニット>

- ① 安全監理調整ユニット
- ② 活動支援ユニット
- ③ 予算・経理ユニット
- ④ 防災行政無線ユニット

<構成員>

班 長：人事課長

副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹

班 員：

（ユニットリーダーの主任主査又は主査）

災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名

（その他の者）

危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名

出納局から1名

被災者支援班（総員30名）

<ユニット>

- ① 災害救助法ユニット
- ② 応急修理ユニット
- ③ 借上住宅ユニット
- ④ 住家被害認定調査支援ユニット

<構成員>

班 長：災害対策課主幹

副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職

班 員：

（ユニットリーダーの管理職）

企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名

（その他の者）

災害対策課2名、危機管理課1名、土木部から4名

総務部及び企画調整部から各3名

商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名

こども未来局及び病院局から各1名

物資班（総員33名）

<ユニット>

- ① 物資調整ユニット
- ② 要請・調達ユニット
- ③ 輸送調整ユニット

<構成員>

班 長：商工総務課長

副班長：農林総務課長、出納総務課長

班 員：

（ユニットリーダーの主任主査又は主査）

<p>生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) 危機管理課から2名、災害対策課から1名 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p>
<p>原子力班（総員30名） <ユニット> ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット <構成員> 班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員： (ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 (その他の者) 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</p>
<p>警察班（必要数） 班 長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班 員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。</p>
<p>プロジェクトチーム ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。</p>

- (ア) 本部長又は危機管理監は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、東日本大震災における災害対応体制を踏まえ、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とする事ができる。
- (イ) 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。
- (ウ) 災害の状況によっては、この他に、現地の被害状況を把握するため、各部各班の班員で構成される現地調査班を組織する。
- (エ) 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

イ 事務局共通分掌事務

<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。 2 行動記録の作成に関すること。 3 所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。 4 所管事務に関する情報発信に関すること（福島県公式防災ツイッター等）。

ウ ユニットリーダー及び分掌事務

(ア) 総括班

総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
指揮調整 ユニット	災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主 幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関する事。 4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事。 8 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関する事。 9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する事。 10 プロジェクトチームの設置に関する事。 11 社会秩序の維持及び安全の確保に関する事。 12 総括班の総括に関する事。
企画調整 ユニット	企画調整部及 び病院局の管 理職	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関する事。 2 災害対応に係る市町村からの要望への対応の取りまとめに関する事。 3 本部長の現地視察に関する事。 4 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関する事。
庁内連携 ユニット	総務部及び企 画調整部の主 任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関する事。 2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する事。 3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関する事。 4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関する事。 5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関する事。 6 福島県災害対策本部条例（昭和37年福島県条例第53条）第3条に基づき設置する各部（以下「対策本部各部」という。）の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に関する事。 7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事。

<p>受援連携 ユニット</p>	<p>災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関すること。 3 災害時応援協定締結団体への応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。 5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関すること。 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。 7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。
----------------------	-------------------------------	--

(イ) 避難支援班

避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
<p>避難アセスメント ユニット</p>	<p>生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健福祉医療調整本部等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。
<p>避難支援 ユニット</p>	<p>災害対策課、 避難地域復興局及び土木部の主任主査等</p>	<p>避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。 2 避難所の運営に係る応援職員の確保及びその活動の支援に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関すること。 4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること（県へ申し出があった場合に限る。）。 5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関すること。

(ウ) 情報班

情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
即報作成 ・広報ユ ニット	危機管理課長 企業総務課長 デジタル変革 課総括主幹	1 被害状況即報の作成に関する事 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関する事 3 記者ブリーフィングの資料作成に関する事 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関する事 5 情報班の総括に関する事
人的被害 ・住家被 害情報ユ ニット	保健福祉部、 病院局及び教 育庁の主任主 査等	1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関する事 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害 対策地方本部等への共有に関する事 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関 すること
インフラ 被害情報 ユニット	農林水産部、 土木部及び企 業局の主任主 査等	1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被 害と復旧に係る情報の収集と集計に関する事 2 道路の交通規制状況の収集に関する事 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害 対策地方本部等への共有に関する事 4 被災地における支援活動情報の収集に関する事
被害情報 ユニット	人的被害・住 家被害情報ユ ニット及びイ ンフラ被害情 報ユニットの ユニットリー ダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・ 住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設 置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関するこ と 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害 対策地方本部等への共有に関する事 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関 すること 4 被災地における支援活動情報の収集に関する事
問いわ せ対応ユ ニット	県民公聴室長 及び生活環境 部の管理職	1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボラ ンティア活動等の問い合わせへの対応に関する事 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関する事 3 その他、事務局への各種問い合わせに関する事

(エ) 活動支援班

活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
安全監理 調整ユ ニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関する事 2 県職員の安否及び県管理施設の被害の把握と集計に関するこ と

		<ul style="list-style-type: none"> 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関する事。 4 事務局への応援職員の調整に関する事。 5 活動支援班の総括に関する事。
活動支援 ユニット	総務部及び出 納局の主任主 査等	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務局の庶務に関する事。 2 事務局職員及び情報連絡員（県リエゾン）の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関する事。 3 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関する事。 4 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関する事。 5 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関する事。 6 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に関する事。 7 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関する事。
予算・経 理ユニッ ト	危機管理部部 主幹	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務局の予算に関する事。 2 事務局の経理に関する事。 3 災害復興寄付金の受入に関する事。
防災行政 無線ユニ ット	災害対策課専 門通信技師及 び主任通信技 師	<ul style="list-style-type: none"> 1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関する事。 2 福島地方気象台から提供される気象情報等の收受及び共有に関する事。 3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制の確保に関する事。

(オ)被災者支援班

被災者支援班は、災害救助法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支援を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
災害救助 法ユニッ ト	災害対策課副 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関する事。 2 災害救助法に係る市町村への事務委任に関する事。 3 災害救助費の予算調整に関する事。 4 災害救助法の運用に関する事。 5 被災者生活再建支援法に関する事。 6 災害弔慰金及び災害援護資金に関する事。 7 建設型応急住宅の建設場所や棟数の調整に関する事。 8 被災者支援・相談業務に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。 9 被災者支援班の総括に関する事。
応急修理 ユニット	土木部及び教 育庁の管理職	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急修理制度の構築、周知、市町村説明会の開催及び制度運用に関する事。
借上住宅 ユニット	避難地域復興 局管理職	<ul style="list-style-type: none"> 1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関する事。

	建築指導課主幹	2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に関する事
住家被害認定調査支援ユニット	総務部及び企画調整部の管理職	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関する事。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関する事。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。

(カ) 物資班

物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関する事。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関する事。 3 支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。 4 物資班の総括に関する事。
要請・調達ユニット	企画調整部、 商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援物資の国や他都道府県等に対する物資の供給要請に関する事。 2 避難所支援物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関する事。 3 企業等からの寄付物資の受入調整に関する事。
輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資搬送に係る調整に関する事。 2 搬送状況に係る情報の市町村等への伝達に関する事。

(キ) 原子力班

原子力班は、原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
原子力災害対策ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事。 10 原子力班の総括に関する事。

発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する こと。 2 原子力事業者との連絡調整に関する こと。
モニタリングユニット	放射線監視室主任主査等	1 緊急時モニタリングに関する こと。

(ク) 警察班

分掌事務	
1	県警災害警備本部との連絡調整に関する こと。

エ 本部事務局への防災関係機関連絡員の派遣要請等

- (ア) 本部長は、被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等に対し、本部事務局への連絡員派遣を要請する。
- (イ) ライフライン施設相互の応急復旧作業の調整又は他の災害応急対策活動との調整が必要になる場合には、ライフライン事業者の参加を求め、ライフライン等連絡調整会議を設置する。

(3) 部・班事務分掌

部・班の事務分掌は、「福島県災害対策本部規程」により、次のとおりとなっている。

部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（昭和53年3月31日規則第9号）第10条から17条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。

分掌事務を実施するに当たり、出先機関が被害の調査及び実質的な応急対策・復旧対策を行う場合は、各部・各班と各出先機関の連携方法、役割分担等について、あらかじめ詳細に定めておく必要がある。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。

(ア) 共通事務分掌

1	所属職員及び家族の被害状況の把握に関する こと。
2	管理する施設、備品の被害状況の把握に関する こと。
3	関係各部各班に対する業務予定及び業務報告の 提出に関する こと。
4	所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に 関する こと。
5	班内の対応要員の確保及びローテーションに 関する こと。
6	事務局各班から要請があった場合における 対応要員の派遣に関する こと。
7	所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に 関する こと。
8	公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に 関する こと。

(イ) 特定事務分掌

部	班	事務分掌	担当事務局 班
総務部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する こと。	総括班 情報班
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等 の県庁内（以下「庁内」という。）調整に 関する こと（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	
		3 放送事業者等である指定公共機関及び 指定地方公共機関との連絡調整及び 報道協力依頼に関する こと。	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

	<p>4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。</p> <p>5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。</p> <p>6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。</p>		
	7 プレスルームの運営に関すること。	活動支援班	
財務班	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 県議会との連絡に関すること。</p> <p>3 県税の減免及び猶予措置に関すること。</p> <p>4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。</p>	総括班	
	<p>5 災害応急対策費の予算措置に関すること。</p> <p>6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p>	活動支援班	
	7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班	
人事班	<p>1 災害時における職員の動員に関すること。</p> <p>2 職員の非常招集に関すること。</p> <p>3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。</p> <p>4 被災地の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関すること。</p> <p>6 対応要員の安全確保に関すること。</p>	活動支援班	
	7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	総括班	
	8 借上げ避難所に関すること（共済組合関係施設に限る。）。	避難支援班	
文書管財班	<p>1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関すること。</p> <p>2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関すること。</p> <p>3 被災者情報等の個人情報の適正な取扱いに関すること。</p>	情報班	
	4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班	
	5 災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関すること。	活動支援班	
	6 通信連絡体制（福島県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークを除く。）の確保に関すること。		
	7 集中管理自動車の配車に関すること。		
	8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班	
	9 私立学校における要配慮者対策に関すること。	関係班	
	10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。		
	11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。		
	市町村班	1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関すること。	総括班
		2 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。	関係班
3 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること（総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。）。		総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

危機管理部	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること	
企画調整部	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。	
		3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。	関係班
		4 激甚災害法の各部調整に関すること。	
	地域づくり班	5 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。	活動支援班
		6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	総括班
		7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	関係班
		8 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	活動支援班
情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関すること。	活動支援班	
避難地域復興部	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害情報の把握に関すること。	情報班
		2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関すること。	総括班
		3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。	被災者支援班
		4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関すること。	
		5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。	
		6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関すること（制度構築等）。	
文化スポーツ部	文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。	情報班
		2 文化施設、体育施設等の被害に関すること。	情報班 活動支援班
生活環境部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 生活交通関係の被害の調査に関すること。	情報班
		3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。	避難支援班
		4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関すること。	
		5 外国人等の要配慮者対策に関すること。	情報班
		6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。	
		7 被災地区における消費者保護対策に関すること。	関係班
		8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。	物資班

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

		9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する こと。	活動支援班	
		10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する こと。		
		11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する こと。	総括班	
		12 部内他班の所掌に属しない事務に関する こと。	関係班	
	環境 共生 班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する こと。	情報班	
		2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の 応急対策に関する こと。	関係班	
	環境 保全 班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する こと。	総括班	
		2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の 応急対策に関する こと。	関係班	
		3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員のニーズの 把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び 当該活動に係る応援職員への支援に関する こと。	総括班	
	保健 福祉 部	保健 福祉 班	1 部内各班の連絡調整に関する こと。	総括班
			2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する こと。	情報班
			3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関する こと。	
4 部内における安否情報の取りまとめに関する こと。				
		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関する こと。	関係班	
		6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整 に関する こと。		
		7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療 支援等に関する こと。		
		8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、 派遣に関する こと。		
		9 災害対策本部事務局への保健医療福祉調整本部職員 の派遣に関する こと。		
		10 福祉避難所に係る部内の調整に関する こと。	避難支援班	
		11 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関 する こと。	活動支援班	
		12 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関 する こと。	総括班	
		13 部内他班の所掌に属しない事務に関する こと。		
生活 福祉 班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉 サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関 する こと。	情報班		
	2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関 する こと。			
	3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する こと。			
	4 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡 体制に関する こと。	情報班 活動支援班		
	5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に 関する こと。	関係班		
	6 被災地における障がい者の援護対策に関する こと。			
	7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉 サービス事業所及び障害者支援施設の応急復旧に関 する こと。			
	8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに 関する こと。			
	9 福祉避難所に関する こと（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	避難支援班		
	10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調 整に関 する こと。	総括班		

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

健康衛生班		1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。	情報班
		2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	
		3 被災地における飲料水の供給に関すること。	総括班
		4 被災地における感染症の予防に関すること。	関係班
		5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。	
		6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。	
		7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。	
		8 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること（統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）。	
		9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。	
		10 環境衛生に関すること。	
		11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。	
		12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関すること。	
		13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。	
		14 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。	
		15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。	
		16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関すること。	
		17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。	
		18 食生活支援等の必要な要配慮者対策に関すること。	
		19 災害防疫対策本部に関すること。	
		20 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。)	
子ども未来部	子ども未来班	1 青少年の育成施設の被害の調査に関すること。	
		2 児童福祉施設等の被害の調査に関すること。	
		3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。	関係班
		4 被災地における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。	
		5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。	
		6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。	
		7 福祉避難所に関すること（子ども未来班が所掌するものに限る。）。)	避難支援班
商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 協力事業者等による災害支援に関すること。	
		3 商工関係施設の被害の調査に関すること。	情報班
		4 商工関係施設の応急復旧に関すること。	
		5 被災事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。	関係班
		6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。	
		7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。	
		8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。	物資班

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班
	産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事	物資班
		2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関する事	
観光交流部	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関する事	関係班
		2 借上げ避難所に関する事(健康衛生班が所掌するものを除く。)	避難支援班
農林水産部	農林水産班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班
		2 災害復旧予算に関する事	
		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事	情報班
		4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班
		5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班
		6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班
	農業支援班	1 農業災害の調査に関する事	情報班
		2 農業気象に関する事	関係班
		3 被災農業者に対する農業金融(他班の所掌に属しないものに限る。)及び農業保険法に関する事	
		4 農作物の技術対策に関する事	
		5 農業被害の応急対策に関する事	
	生産流通班	1 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の被害の調査に関する事	
		2 応急救助のための主食の調達に関する事	物資班
		3 応急救助のための農産物の調達に関する事	
		4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事	
5 応急救助のための畜産物の調達に関する事		総括班 物資班	
6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する事			
7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事			
8 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関する事		関係班	
9 家畜救護対策に関する事			
農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事	情報班	
	2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	関係班	
	3 農業水利の確保に関する事	総括班	
	4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事		
森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事	情報班	
	2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事	関係班	
	3 被災林業者に対する林業金融に関する事		

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

		4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事。	
土木部	土木班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班
		2 災害復旧予算に関する事。	
		3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班
		5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班
	企画技術班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事。	情報班
		2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事。	関係班
	道路班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事。	情報班
		2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事。	関係班
		3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路（株）等の調整を含む。）に関する事。	総括班 活動支援班
		4 緊急輸送路の確保に関する事。	総括班 避難支援班 物資班
		5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事。	総括班
	河川港湾班	1 水防情報の収集及び通報に関する事。	総括班 情報班 活動支援班
		2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事。	情報班
		3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事。	
		4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事。	
		5 水防活動に関する事。	総括班
		6 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事。	関係班
		7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事。	
		8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事。	避難支援班
9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関する事。		総括班 避難支援班	
都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事。	情報班	
	2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事。	関係班	
	3 被災宅地の危険度判定に関する事。	被災者支援班	
建築班	1 応急仮設住宅の建設に関する事。	被災者支援班	
	2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事。		
	3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。		
	4 公営住宅等の一時使用に関する事。		
	5 賃貸型応急住宅に関する事（契約事務等）。		
	6 県有施設の応急的営繕工事に関する事。	活動支援班	
	7 県営住宅の応急復旧に関する事。	関係班	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

		8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関する事	情報班
出納部	出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班
病院部	病院班	1 県立病院の被害の調査に関する事	情報班
		2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事	関係班
		3 災害時における応急医療及び助産に関する事	
		4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関する事	
		5 県立病院の応急復旧に関する事	
企業部	企業班	1 所管する施設等の被害のとりまとめに関する事	情報班
		2 所管する施設の応急復旧に関する事	関係班
教育部	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関する事	総括班
		2 災害発生時における教育関係職員の動員に関する事	活動支援班
		3 教育関係職員の非常招集に関する事	
		4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関する事	
		5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	
		6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班
		7 教育部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班
	財務班	1 公立学校の応急復旧に関する事	関係班
	職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関する事	活動支援班
	福祉班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関する事	避難支援班
		2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事	活動支援班
	社会教育班	1 社会教育施設の被害に関する事	情報班
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関する事	関係班
		3 社会教育施設における避難所の開設支援に関する事	避難支援班
	文化財班	1 文化財の被害の調査に関する事	情報班
2 文化財の保全に関する事		関係班	
義務教育班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事	物資班	
	2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事	関係班	
	3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関する事	活動支援班	
	4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事		

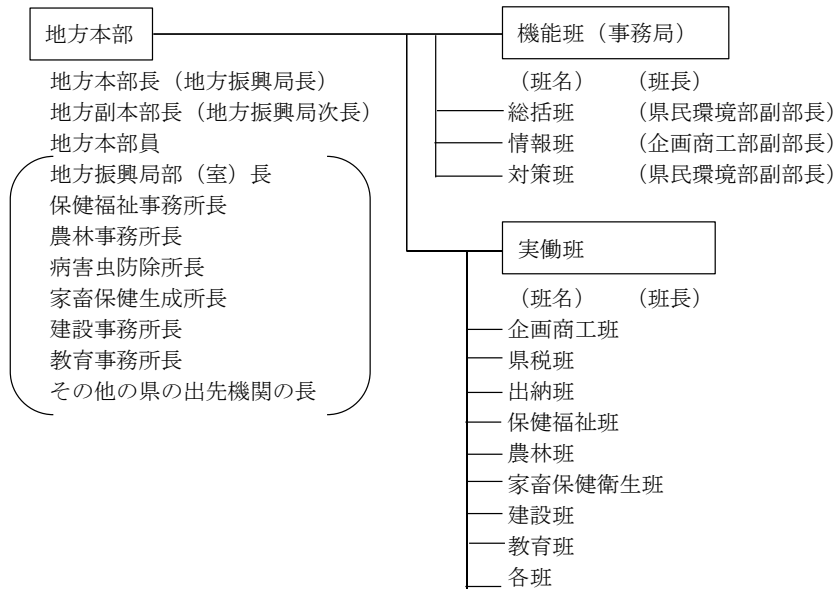
一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

		5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。	情報班
	高校教育班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
		2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	関係班
		3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班
		5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
		6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
		7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関すること。	
	特別支援教育班	1 公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。	関係班
		2 被災地における公立学校（特別支援学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	
		3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		4 被災した公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
		5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
		6 公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
		7 公立学校（特別支援学校）の被害の調査に関すること。	
	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること（特別支援教育班が所掌するものを除く）。	関係班
		2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	
警察本部	県本部災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。	関係班
		2 防災関係機関との連絡に関すること。	
		3 災害警備部隊の運用に関すること。	
		4 住民避難、誘導等に関すること。	
		5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。	
		6 犯罪の予防、取締りに関すること。	
		7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。	
		8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。	
		9 広報、報道対策に関すること。	
		10 警察通信に関すること。	
		11 その他災害警備活動一般に関すること。	
その他委員会事務局		1 他都道府県議会からの調査に関すること。（議会事務局） 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。	関係班 活動支援班 関係班

(4) 災害対策地方本部組織

地方本部の、組織編成及び事務分掌は、次の表を基準とし、かつ地域の実情を考慮して地方振興局長があらかじめ定めておくものとする。

ア 災害対策地方本部組織編成表



イ 災害対策地方本部班体制

(ア) 機能班(事務局)

事務局長 (地方振興局次長)
事務局次長 (地方振興局県民環境部長)
総括班 班 長：県民環境部副部長 班 員：企画商工部 1 名、県民環境部 2 名、出納室 1 名、保健福祉事務所 1 名、 農林事務所 1 名、建設事務所 1 名、教育事務所 1 名
情報班 班 長：企画商工部副部長 班 員：企画商工部 1 名、県税部 1 名、県民環境部 4 名、農林事務所 1 名 建設事務所 1 名 情報連絡員 (県リエゾン)、先遣隊
対策班 班 長：県民環境部副部長(企画商工部副部長) 班 員：県民環境部 3 名、保健福祉事務所 2 名、農林事務所 2 名、建設事務所 2 名 教育事務所 1 名

※ 機能班の構成員数については上記を原則とするが、情報連絡員の指定人数や業務量等をふまえて地方本部長が決定することができる。

※ 対策班の班長は、県民環境部副部長とするが、県民環境部副部長が 1 名の地方振興局にあつては、企画商工部副部長を充てる。

※ 情報連絡員は、出先機関及び出張所等の職員をもって組織し、派遣先市町村（避難地域復興班が担当する市町村を除く。）の被害状況の把握、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。

※ 先遣隊は、実働班各班の構成員をもって組織し、被災箇所の被害情報の収集及び県災害対策地方本部への報告を行う。

(イ) 実働班

本部長（地方振興局長）
副本部長（地方振興局次長）
班名（班長）
企画商工班（地方振興局企画商工部長）
県税班（地方振興局県税部長）
出納班（班長 地方振興局出納室長）
保健福祉班（保健福祉事務所長）
農林班（農林事務所長）
家畜保健衛生班（家畜保健衛生所長）
建設班（建設事務所長）
教育班（教育事務所長）

ウ 災害対策地方本部事務分掌

各班（機能班及び実働班）は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（昭和53年3月31日福島県規則第9号）別表第1に定める分掌事務に係る被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、地方本部長の命ずるところにより、他班の行う事項について応援するものとする。

(ア) 機能班

a 共通事務分掌

<ol style="list-style-type: none"> 1 業務計画の作成に関すること。 2 行動記録の作成に関すること。 3 所管業務に係る福島県災害対策本部担当事務局との連絡調整に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・総括班－県災害対策本部総括班、活動支援班 ・情報班－県災害対策本部総括班、情報班、活動支援班 ・対策班－県災害対策本部物資班、避難支援班、被災者支援班 4 所管業務に関する関係機関に対する情報提供に関すること。 5 所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 所管業務に係る実働班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。 7 その他事務局長の命ずること。

b 特定事務分掌

班 名	事 務 分 掌
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方本部室の確保及び設置に関すること。 2 対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。 3 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 6 各機能班との連絡調整に関する事。 7 管内市町村、消防本部及びその他の防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 管内市町村の支援についての調整に関する事。 9 自衛隊との連絡調整に関する事。 10 ボランティア情報の収集及び提供に関する事。 11 視察団の視察に関する事。 12 その他災害対策の実施に関する事。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報連絡員の市町村への派遣に関する事。 2 先遣隊の被災箇所への派遣に関する事。 3 被災情報の収集及び集計に関する事。 4 生活情報の収集に関する事。 5 被災地支援情報の収集に関する事。 6 管内市町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握に関する事。 7 避難の指示等の伝達に関する事。 8 各班への情報提供に関する事。 9 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 10 県民等からの問い合わせに対する対応に関する事。 11 災害に関する広報及び報道機関の取材対応に関する事。 12 情報及び記録の整理及び保存に関する事。 13 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関する事。
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援に関する措置（受入施設の供与、食品・生活必需品の給与等医療等の提供、被災者の捜索・救出、埋葬、火葬、通信設備の提供、住宅の応急修理、学用品の給与、死体の捜索及び処理等）の実施（市町村との調整を含む。）に関する事。 2 広域陸上輸送拠点の開設及び運営に関する事。 3 物資等の受入、配分及び配送に係る調整に関する事。 4 避難経路及び運送経路等の確保に関する事。 5 避難誘導の状況の把握及び支援に関する事。 6 要配慮者対策に関する事。 7 消費者保護対策及び物価対策に関する事。 8 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

(イ) 実働班

a 共事事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関する事。 2 管理する施設、設備及び備品の被害状況の把握に関する事。 3 所掌事務に係る本庁関係部署・関係機関との連絡調整に関する事。 4 所属職員の安全確保に関する事。 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。 6 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関する事。 7 行動記録の作成に関する事。 8 その他本部長の命ずること。
--

b 特定事務分掌

班 名	事 務 分 掌
企画商 工班	<ul style="list-style-type: none"> 1 対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 2 対応要員及び県管理施設の安全確保に関する事。 3 県職員等及び県管理施設（合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等に限る。）の被害の集計等に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 4 避難所における通信設備の確保に関する事。 5 物資の調達（主要食料を除く。）に関する事。 6 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関する事。
県税班	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民等からの問い合わせに対する対応に関する事。 2 緊急通行車両の確認等に関する事。 3 県税の減免及び猶予措置に関する事。 4 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関する事。
出納班	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 2 義援金品の受付及び配布に関する事。 3 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関する事。
保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地における保健医療福祉活動の総合調整に関する事（下記2~13に関する事） 2 医療関係機関及び福祉関係施設の被害の調査に関する事。 3 医療関係機関及び福祉関係施設の安否情報の収集に関する事。 4 医療情報の提供に関する事。 5 医療救護班の編成に関する事。 6 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。 7 地域災害医療コーディネーターによる医療救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整等に関する事。 8 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関する事。 9 被災地における健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。 10 福祉避難所に関する事。 11 要配慮者対策（外国人の支援を除く。）に係る市町村との調整に関する事。 12 心身障がい者（児）世帯、児童、母子世帯、高齢者（世帯）等の援護対策に関する事 13 被災地における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関する事。 14 被災地における飲料水の供給に関する事。 15 動物（ペットに限る。）救護対策に関する事。
農林班	<ul style="list-style-type: none"> 1 物資の調達（主要食料に限る。）に関する事。 2 農林業関係の被害の調査に関する事。 3 被災農業者に対する農林金融に関する事。 4 農林産物の技術対策に関する事。 5 農林業関係施設の応急復旧に関する事。 6 緊急物資等の受入及び配送に関する事。
家畜保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 動物（家畜に限る。）救護対策に関する事。
建設班	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木関係の被害の調査に関する事。 2 道路、橋梁等の通行不能箇所の調査に関する事。 3 緊急輸送路の確保に関する事。 4 水防活動及び水防情報の収集・通報に関する事。 5 被災建築物の相談に関する事。 6 県営住宅の被害調査に関する事。 7 公営住宅等の一時使用に関する事。 8 県有施設の応急的営繕工事に関する事。 9 土木関係施設の応急復旧に関する事。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地の学校教育の確保及び教育関係職員の動員に関する事。 2 対応要員（県教育関係職員に限る。）の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 3 対応要員（県教育関係職員に限る。）の安全確保に関する事。

4	児童及び生徒（私立学校を除く。）の安否情報の収集に関すること。
5	避難の指示等の伝達（教育関係施設（私立学校を除く。）に対する伝達に限る。）に関すること。
6	避難誘導（教育関係施設（私立学校を除く。）からの避難に限る。）の状況の把握及び支援に関すること。
7	被災した児童及び生徒（私立学校を除く。）に対する学用品の給与に関すること。
8	被災した児童及び生徒（私立学校を除く。）の保健管理及び学校給食に関すること。
9	公立学校、社会教育施設、体育施設等の被害の調査に関すること。

エ 関係機関連絡会議

地方本部において、必要に応じて市町村、防災関係機関、国（現地災害対策本部）、医療関係者、物資関係者、ボランティア関係者等による連絡会議を開催し、災害応急対策について情報共有等を図る。

(5) 東京支部の組織及び事務分掌

支 部 名 (支 部 長)	事 務 分 掌
東 京 支 部 (東 京 事 務 所 長)	国会、中央官庁等との連絡調整に関すること。

8 本部設置の場所

(1) 本部は、福島県庁北庁舎危機管理センターに設置するものとし、平常時から机、イス、パソコン、コピー機、通信設備等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

なお、北庁舎が被災した場合は、福島県自治会館3階大会議室を代替施設とする。

また、災害対策本部の活動に必要なその他の資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

(2) 地方本部は、特別な場合を除き、県合同庁舎に置き、設置予定場所、通信設備等については、本部に準じ常に地方本部で計画整備しておくものとする。また、県合同庁舎が被災した場合に備え、他の県有施設を代替施設として計画しておくものとする。

9 記録と文書管理の徹底

災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応にかかる意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行うこととする。

10 福島県特別警戒本部

(1) 設置

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間又は本部の設置まで至らない程度の災害において必要と認められたときには、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるため、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部を設置する。

(2) 組織

特別警戒本部は、知事を除く災害対策本部員全員と必要に応じ副知事が特別警戒本部設置の都度指定する次長、課長等をもって構成し、本部長には副知事を充てる。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

(3) 業務

災害情報等の収集連絡、総合的な災害対策の樹立等の協議調整を行い、総合的な災害応急対策

を実施する。

第3 市町村の活動体制

1 組織及び配備体制

市町村は、その責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておくものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、市町村が災害応急対策の第一次的な主体であることを基本として、地域の実情に応じて定めるものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における市町村の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第4 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定めるものとする。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、県災害対策本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

第5 防災連絡員の設置

庁内の各部各総室、各出先機関及び防災関係機関は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災諸活動に即応する体制を確立し、防災関係機関相互の有機的連携を図るため、防災連絡員を指定しておくものとする。

第6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 職員の動員配備

【平時の対応については第2章 第1節 防災組織の整備・充実を参照】

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。
このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、災害対策課、関係部総室の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 〔情報収集体制〕	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、高潮注意報等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、災害対策課長が配備を決定したとき。 2 その他特に災害対策課長が必要と認めたとき。
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、高潮警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他特に危機管理部政策監が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係部(局)の部(局)筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	関係部(局)長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 気象（波浪を除く）に関する特別警報が発表されたとき。 2 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 3 県内各地に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 4 県内全域に応急対策が必要と認められるとき。 5 その他特に知事が必要と認めたとき。

※火山災害対策に係る配備基準は「第5章（火山災害対策）第3節第1」のとおり。

※地震・津波災害対策に係る配備基準は「地震・津波災害対策編第3章第2節第1」のとおり。

※特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、別表に定めるとおりとする。

第2 職員の配備体制

- 1 事前配備にかかわる指揮監督は、災害対策課長が行う。
- 2 警戒配備にかかわる指揮監督は、危機管理部政策監が行う。
- 3 特別警戒配備にかかわる指揮監督は、危機管理部長が行う。
- 4 特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副知事が行う。
- 5 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長に連絡することとし、各部長及び災害対策地方本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。
なお、県の出先機関における配備基準及び配備体制は、地域の実情に応じて地方振興局長が定める。

第3 配備人員

配備人員は、各部長及び各地方振興局長があらかじめ定める配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、危機管理部政策監より防災連絡員を通じてあらかじめ定められたルートにより行う。伝達方法は、一般加入電話又は携帯電話等によるほか、「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定」によりラジオ・テレビ等を通じて行うものとする。

なお、危機管理総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員については、職員参集システムによっても、動員伝達を行う。

第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

ただし、職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を災害対策本部情報班に報告するものとする。

また、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- 1 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- 2 県庁又は各地方振興局

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を各部局筆頭総室を通じて、災害対策本部事務局（活動支援班）に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を

必要とする班があると認める時は、活動支援班長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部活動支援班に報告する。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第2節 職員の動員配備

(別表) 特別警戒配備、特別警戒本部及び災害対策本部の配備編成計画(配備要員数)

部名	班名	配備要員の数		
		特別警戒配備	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
	災害対策本部事務局	—	—	全員※
総務部	知事公室班	4	4	全員※
	財務班	2	2	全員※
	人事班	1	2	全員※
	文書管財班	3	3	全員※
	市町村班	—	—	全員※
危機管理部	危機管理班	全員	全員	全員※
企画調整部	企画調整班	2	2	全員※
	地域づくり班	—	—	全員※
	情報統計班	—	—	全員※
避難地域復興部	避難地域復興班	3	3	全員※
文化スポーツ部	文化スポーツ班	1	2	全員※
生活環境部	生活環境班	2	4	全員※
	環境共生班	—	—	全員※
	環境保全班	1	2	全員※
保健福祉部	保健福祉班	2	2	全員※
	生活福祉班	2	4	全員※
	健康衛生班	2	4	全員※
子ども未来部	子ども未来班	2	4	全員※
商工労働部	商工労働班	2	2	全員※
	産業振興班	—	—	全員※
観光交流部	観光交流班	—	—	全員※
農林水産部	農林水産班	2	4	全員※
	農業支援班	2	4	全員※
	生産流通班	1	2	全員※
	農村整備班	4	6	全員※
	森林林業班	2	4	全員※
土木部	土木班	2	3	全員※
	企画技術班	1	1	全員※
	道路港湾班	4	班員の1/2	全員※
	河川班	8	班員の1/3	全員※
	都市班	—	—	全員※
	建築班	1	2	全員※
出納部	出納班	2	2	全員※
病院部	病院班	2	2	全員※
企業部	企業班	2	2	全員※
教育部	教育総務班	2	4	全員※
	財務班	2	4	全員※
	職員班	2	4	全員※
	福利班	2	4	全員※
	社会教育班	2	4	全員※
	文化財班	2	4	全員※
	義務教育班	2	4	全員※
	高校教育班	2	4	全員※
	特別支援教育班	2	4	全員※
	健康教育班	2	4	全員※
警察本部	県本部災害警備本部	所要人数	所要人数	全員※

※災害対策本部設置前に水防本部が設置されていた場合の特別警戒配備及び特別警戒本部体制の要員の数は、福島県水防計画書によるものとする。

※災害対策本部体制における配備要員の数については、一日三交代を基本とし、各部・班の災害対応の状況に合わせ必要な人員を配備するものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

(危機管理部、農林水産部、土木部、警察本部、福島地方気象台、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関)

【平時の対応については第2章 第2節 防災情報通信網の整備
及び 第3節 気象等観測体制を参照】

県下に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、県下に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類について

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(2) 種類

ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報【警戒レベル5相当情報】
 - 大雪特別警報
 - ・高潮特別警報【警戒レベル4相当情報】
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報
 - ・波浪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - ・高潮警報【警戒レベル4相当情報】
 - 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
 - 大雪警報
 - ・波浪警報
 - ・洪水警報【警戒レベル3相当情報】
 - ・海上警報
 - 地方海上警報
 - 海上一般警報
 - 海上風警報
 - 海上濃霧警報
 - その他
(現象名の前に『海上』を付す)
 - 海上強風警報
 - 海上暴風警報
 - 海上台風警報
 - その他

- ・水防活動用津波警報 (津波警報または大津波警報をもって代える)
- ・水防活動用気象警報 (大雨警報または大雨特別警報をもって代える)
- ・水防活動用高潮警報 (高潮警報または高潮特別警報をもって代える)

- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流（釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川を含む）、荒川及び阿賀川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）
- ・福島県と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（夏井川、新田川及び宇多川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 注意報

- ・気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報【警戒レベル2】
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・高潮注意報【警戒レベル2／警戒レベル3相当】
- ・波浪注意報
- ・洪水注意報【警戒レベル2】
- ・水防活動用津波注意報（津波注意報をもって代える）
- ・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・水防活動用高潮注意報（高潮注意報をもって代える）
- ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流（釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川を含む）、荒川及び阿賀川：氾濫注意情報の表題で発表）
- ・福島地方気象台と共同して行う水防活動用洪水注意報（夏井川、新田川及び宇多川：氾濫注意情報の表題で発表）

（注1）高潮注意報について、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。

（注2）地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

エ 情報

(7) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による

大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることを見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や福島県土砂災害情報システム(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所(土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域)にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(エ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り・浜通り)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(カ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ)キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(ク)流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ その他

(ア) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 大気汚染気象通報

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警報

暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
暴風雪	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が18m/s（白河特別地域気象観測所 20m/s）以上

	「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 別表1
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 別表2
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ [会津]北部、中部平地40cm以上、山沿い50cm以上 南部55cm以上、〔桧枝岐60cm以上〕 [中通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い35cm以上 南部平地30cm以上、山沿い35cm以上 [浜通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い30cm以上 南部平地20cm以上、山沿い30cm以上
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 別表5
波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 有義波高が6m以上。

※平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭（標高200m）は山沿い扱いに、中通り南部の白河（標高355m）は平地扱いとする。

ウ 注意報

強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が12m/s(白河特別地域気象観測所 14m/s)以上
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が12m/s(白河特別地域気象観測所 14m/s)以上
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 別表3
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 別表4
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ [会津] 北部 平地20cm以上、山沿い25cm以上 中部 平地20cm以上、山沿い30cm以上 南部 30cm以上、〔桧枝岐40cm以上〕 [中通り、浜通り] 平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。

雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。
なだれ	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下。注：早霜期は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温により災害が発生すると予想される場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 (夏期)最高、最低または平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) [中通り中部・北部の平地、浜通りの平地]最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続く。 [中通り南部の平地]最低気温-10℃以下、または-7℃以下の日が数日続く。 [会津の平地]最低気温-12℃以下、または-9℃以下の日が数日続く。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3m以上。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。

※ 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭（標高200m）は山沿い扱いに、中通り南部の白河（標高355m）は平地扱いとする。

エ 指定河川洪水予報

阿武隈川上流（釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川を含む）、荒川、阿賀川、夏井川、新田川及び宇多川の洪水予報（福島地方气象台と国土交通省福島河川国道事務所、阿賀川河川事務所、福島県相双建設事務所及び福島県いわき建設事務所が共同して発表する）

(ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続していると

き(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 氾濫危険情報(洪水警報)は、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合に発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(エ) 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(オ) 基準地点と基準水位

・阿武隈川上流

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
玉城橋(タキハシ)	3.60	4.80	5.20	6.10	6.30
須賀川(スガガリ)	3.50	4.50	7.10	7.70	9.0
阿久津(アツ)	4.00	5.50	6.80	7.90	9.0
本宮(モトヤ)	4.00	5.00	6.30	7.90	10.2
二本松(ニホンマツ)	5.50	6.50	10.10	10.40	11.0
福島(フクシマ)	3.00	4.00	5.10	5.40	6.7
伏黒(フシクロ)	3.00	4.00	4.50	5.00	5.8

・釈迦堂川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
須賀川(スガガリ)	3.50	4.50	7.10	7.70	9.0

・笹原川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
阿久津(アツ)	4.00	5.50	6.80	7.90	9.0

・松川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
福島(フクシマ)	3.00	4.00	5.10	5.40	6.7

・摺上川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
福島(フクシマ)	3.00	4.00	5.10	5.40	6.7

・広瀬川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
伏黒(フシグロ)	3.00	4.00	4.50	5.00	5.8

・荒川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
八木田(ヤギタ)	0.50	1.20	1.30	2.00	3.5

・阿賀川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	氾濫の可能性のある水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
馬越(マコシ)	3.40	3.90	5.00	6.60	8.90
宮古(ミヤコ)	1.50	2.00	4.00	5.19	6.90
山科(ヤマシナ)	1.80	2.70	6.30	7.70	9.00

・夏井川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	計画高水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
小川(オカヰリ)	2.00	2.40	3.00	3.75	
鎌田(カマタ)	3.70	4.50	6.35	7.00	7.50

・新田川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	計画高水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
原町(ハラマチ)	1.30	2.10	3.50	4.00	3.51

・宇多川

観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位)	計画高水位(m)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
中村(ナカムラ)	1.30	2.30	2.70	3.40	4.80

(カ) 洪水予報を実施する河川の区域

阿武隈川上流	左岸	福島県西白河郡矢吹町中沖727番1地先の県道橋下流端から福島・宮城県境まで
	右岸	福島県石川郡玉川村大字小高字石場37番7地先の県道橋下流端から福島・宮城県境まで
釈迦堂川	左岸	福島県須賀川市中宿96の1番地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	福島県須賀川市宇古屋敷108号地先から阿武隈川合流点まで
笹原川	左岸	福島県郡山市安積町荒井字道場67番の4地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	福島県郡山市安積町笹川字広町28番の1地先から阿武隈川合流点まで
松川		福島県福島市本内字松川畑2番の4地先の国道橋から阿武隈川合流点まで
摺上川		福島県伊達市字諏訪前1番地先の道路橋から阿武隈川合流点まで
広瀬川	左岸	福島県伊達市梁川町字上川原16番の1地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	福島県伊達市梁川町字鶴ヶ丘16番の1地先から阿武隈川合流点まで (阿武隈川合流点から上流2.13km)
荒川	左岸	福島県福島市佐原字山神前3番の1地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	福島県福島市荒井字地蔵原61番地先から阿武隈川合流点まで

阿賀川		福島県大沼郡会津美里町穂馬字井戸川乙538番の2地先の馬越堰堤から
	左岸	福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14先地まで
	右岸	福島県喜多方市山都町小舟寺字中崎乙の2538番地の2地先まで
夏井川	左岸	福島県いわき市小川町上小川字川古屋26（新橋）から海まで
	右岸	福島県いわき市小川町塩田字平石40（新橋）から海まで
新田川	左岸	福島県南相馬市原町区大原字東下田（栢木橋）から海まで
	右岸	福島県南相馬市原町区深野字塩塚（栢木橋）から海まで
宇多川	左岸	福島県相馬市山上（堀坂橋）から相馬市岩子字中島（松川浦）まで
	右岸	福島県相馬市今田（堀坂橋）から相馬市岩子字中島（松川浦）まで

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合

カ 顕著な大雨に関する気象情報

以下(ア)～(エ)すべての条件を満たした場合。

(ア) 解析雨量(5kmメッシュ)において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上

(イ) (ア)の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

(ウ) (ア)の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上

(エ) (ア)の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合。

ク 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「気象情報の伝達系統図」参照

ケ 特別警報の伝達

(ア) 県（災害対策本部情報班）は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市町村に伝達する。

(イ) 市町村は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

(ウ) 東(西)日本電信電話(株)（NTTコムウェア(株)）は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に通知するよう努める。

(エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

(2) 警報、注意報等発表の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
中通り	中通り北部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
	中通り中部	郡山市(湖南町を除く)、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村(会津南部の地域を除く)、三春町、小野町
	中通り南部	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
浜通り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	浜通り中部	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	浜通り南部	いわき市
会津	会津北部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	会津中部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市湖南町
	会津南部	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村(大字田良尾、大字羽鳥、大字湯本に限る)

※一次細分区域とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。二次細分区域とは、気象警報・注意報の発表に用いる区域。

(3) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する警報等

(ア) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)、大雨注意報

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・地震以外のその他の事象(台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- ・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- ・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- ・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、(ア)(イ)以外の、大雨(浸水害対象)、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村(※)

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

(イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市

町村で観測された震度を用いる。

3 防災気象情報の解説

県下に風水害等の災害が予想されるとき、福島地方気象台に対して、気象情報の解説を依頼する。
この場合、直通電話によるもの、気象台担当者の来所、災害対策課担当者の気象台への訪問がある。

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表(別表1～5)の解説

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

4 警報等の伝達

県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
市町村は警報等を住民に伝達する体制を整備するものとする。

(別表1)大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
中通り北部	福島市	12	105	
	伊達市	13	105	
	桑折町	15	105	
	国見町	15	105	
	川原町	15	98	
中通り中部	郡山市	16	105	
	清川市	11	108	
	二本松市	14	103	
	田村市	11	102	
	本宮市	15	105	
	大玉村	16	105	
	磯石町	15	141	
	天栄村	16	118	
	二春町	16	105	
	小野町	16	102	
	中通り南部	白河市	19	120
		西郷村	19	120
泉崎村		19	135	
中島村		19	189	
矢吹町		19	150	
棚倉町		19	113	
矢祭町		19	116	
楨町		19	113	
鮎川村		19	113	
石川町		19	120	
玉川村		19	111	
平田村		19	109	
浅川町		19	113	
古殿町		19	116	
浜通り北部		相馬市	14	105
		南相馬市	14	129
	新地町	14	125	
	新窪村	12	102	
浜通り中部	広野町	14	117	
	楢葉町	14	164	
	富岡町	16	115	
	川内村	13	103	
	大原町	16	121	
	双葉町	18	171	
	浪江町	16	117	
	葛尾村	13	104	
浜通り南部	いわき市	15	98	

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
会津北部	喜多方市	12	119
	北塩原村	12	106
	西会津町	12	129
	磐梯町	13	105
	碓田代町	12	92
	会津中部	会津若松市	10
郡山市湖南		11	92
会津坂下町		11	127
湯川村		11	-
榑津町		11	94
二島町		11	104
巫山町		11	129
昭和村		9	94
会津美里町		11	94
会津南部		天栄村湯本	12
	下郷町	14	120
	檜枝岐村	12	131
	只見町	12	126
	南会津町	12	120

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第3節 災害情報の収集伝達

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	摺上川流域=31.9, 八反田川流域=5.7, 濁川流域=9.7, 水原川流域=9.4, 小川流域=14.7, 須川流域=19.3, 胡桃川流域=6.9	阿武隈川流域=(9, 55.4), 胡桃川流域=(5, 6.2)	阿武隈川上流[福島・伏黒], 荒川[八木田]	
	伊達市	東根川流域=8, 伝樋川流域=6.6, 小国川流域=11.5, 古川流域=5.9, 塩野川流域=9.2, 山舟生川流域=9.7, 上小国川流域=7.1, 大石川流域=9.9, 祓川流域=7.1	東根川流域=(6, 7.2), 伝樋川流域=(6, 5.9), 小国川流域=(6, 10.3), 古川流域=(6, 5.9), 阿武隈川流域=(6, 59.6), 塩野川流域=(6, 8.2), 祓川流域=(6, 6.3)	阿武隈川上流[福島・伏黒]	
	桑折町	佐久間川流域=5.1, 産々沢川流域=8.5	-	阿武隈川上流[伏黒]	
	国見町	滝川流域=9.1, 普蔵川流域=3.7, 佐久間川流域=7.1	佐久間川流域=(7, 6.3)	阿武隈川上流[伏黒]	
	川俣町	広瀬川流域=16.3, 女神川流域=7.3, 三百川流域=6	-	-	
	中通り中部	郡山市	五百川流域=18.3, 藤田川流域=11.7, 逢瀬川流域=15, 南川流域=6.3, 谷田川流域=19.7, 黒石川流域=11.2, 照内川流域=6	五百川流域=(5, 16.4), 逢瀬川流域=(5, 13.5), 阿武隈川流域=(5, 49)	阿武隈川上流[須賀川・阿久津]
須賀川市		滑川流域=13.9, 釈迦堂川流域=31.7, 初瀬川流域=8.4, 江花川流域=13.8	釈迦堂川流域=(5, 22.3), 阿武隈川流域=(5, 48.7)	阿武隈川上流[須賀川]	
二本松市		移川流域=29.7, 油井川流域=9.5, 杉田川流域=15.3, 口太川流域=21.2, 安達太田川流域=11.1, 小浜川流域=9, 若宮川流域=6.6	移川流域=(6, 27), 小浜川流域=(6, 8.6), 阿武隈川流域=(6, 51), 若宮川流域=(6, 5.9)	阿武隈川上流[本宮・二本松]	
田村市		大滝根川流域=23.8, 移川流域=15.7, 牧野川流域=13.7, 桧山川流域=12.2, 古道川流域=19, 南川流域=10.8, 夏井川流域=10.8	-	-	
本宮市		百日川流域=7, 安達太良川流域=8.7, 五百川流域=22.7, 仲川流域=6.4	五百川流域=(9, 18.8)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]	
大玉村		杉田川流域=14.6, 百日川流域=6.5, 安達太良川流域=8.8, 七瀬川流域=7	-	阿武隈川上流[本宮]	
鏡石町		釈迦堂川流域=30.1, 鈴川流域=7.7, 隈戸川流域=19.5	-	阿武隈川上流[玉城橋]	
天栄村		釈迦堂川流域=25.9, 竜田川流域=9.2, 細野川流域=6.9	-	-	
三春町		桜川流域=9.8, 大滝根川流域=27.2, 八島川流域=9.7	桜川流域=(6, 9.8)	-	
小野町		右支夏井川流域=15.1, 黒森川流域=5.1, 十石川流域=7.3, 夏井川流域=19.9, 九竜滝川流域=12	-	-	
中通り南部		白河市	阿武隈川流域=32.4, 谷津田川流域=9.4, 隈戸川流域=18, 矢武川流域=11.3, 社川流域=21.2, 藤乃川流域=15.8, 外面川流域=8.8	谷津田川流域=(8, 8.4), 矢武川流域=(8, 7.9)	-
		西郷村	阿武隈川流域=21.8, 谷津田川流域=9.3, 堀川流域=16.3	阿武隈川流域=(7, 19.6)	-
		泉崎村	阿武隈川流域=32.5, 泉川流域=11.6	-	-
	中島村	阿武隈川流域=33.9, 泉川流域=15.8	-	-	
	矢吹町	泉川流域=15.5, 隈戸川流域=19.6	阿武隈川流域=(8, 37.5)	阿武隈川上流[玉城橋]	
	棚倉町	社川流域=24, 久慈川流域=21, 近津川流域=14.2, 大草川流域=10	-	-	
	矢祭町	久慈川流域=42, 矢祭川流域=15.1, 小田川・滝川流域=11.8	久慈川流域=(8, 37.8), 小田川・滝川流域=(12, 10.6)	-	
	塙町	久慈川流域=36.6, 川上川流域=27.6, 渡瀬川流域=14.5, 西川流域=6.2	久慈川流域=(8, 32.9)	-	
	鮫川村	鮫川流域=15.3, 渡瀬川流域=13.2	-	-	
	石川町	阿武隈川流域=36.5, 社川流域=37, 北須川流域=20.5, 今出川流域=12.9	-	-	
	玉川村	泉郷川流域=10.3, 金波川流域=7.5	阿武隈川流域=(5, 42.8)	阿武隈川上流[玉城橋・須賀川]	
	平田村	北須川流域=16.2, 平田川流域=9.8	-	-	
	浅川町	社川流域=25.9, 殿川流域=9.9	-	-	
	古殿町	鮫川流域=25.2, 小松川流域=10.7, 太平川流域=9.9	-	-	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第3節 災害情報の収集伝達

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水レベルによる基準
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=10、小泉川流域=9.3、 梅川流域=5.3、日下石川流域=12.1	梅川流域=(5、4.7)、 日下石川流域=(5、10.8)、 宇多川流域=(5、21.5)	福島県宇多川〔中村〕
	南相馬市	真野川流域=28.8、笹部川流域=8、 小高川流域=18.2、鶴川流域=6.2	小高川流域=(7、16.2)	福島県新田川〔原町〕
	新地町	三滝川流域=5.2、砂子田川流域=5.5、 立田川流域=6.3、谷地田川流域=5.9、 瀬川流域=4.7、増川流域=4.7	-	-
	飯館村	新田川流域=11.4、比叡川流域=12.1、 飯橋川流域=10.9	-	-
浜通り中部	広野町	北迫川流域=11.9、浅見川流域=12.3	-	-
	楢葉町	木戸川流域=33.6、井出川流域=15.6	-	-
	富岡町	富岡川流域=18.1、紅葉川流域=11.7、 境川流域=9.9	-	-
	川内村	木戸川流域=25.4、小白井川流域=16.5、 長瀬川流域=10.2	-	-
	大原町	新川流域=21、境川流域=10.6	-	-
	双葉町	前田川流域=14.6、茨川流域=4.7	前田川流域=(8、14.2)	-
	浪江町	高瀬川流域=34.5、請戸川流域=8.4	請戸川流域=(8、6)	-
	葛尾村	葛尾川流域=12.8、野川川流域=7.6	-	-
浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=17.8、新川流域=14.1、 好間川流域=18.5、鮫川流域=45.4、 大久川流域=17.6、津津川流域=11.6、 藤原川流域=9.7、蛭田川流域=8.7、 三夜川流域=3.2、宮川流域=6.3、 陣子川流域=2.2	新川流域=(8、9.3)、 鮫川流域=(14、36)、 藤原川流域=(12、7.2)、 蛭田川流域=(8、7.9)、 宮川流域=(8、5.6)	福島県東井川〔小川・鎌田〕
会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=22.6、瀬川流域=21.5、 田付川流域=13、大塩川流域=19.6、 姥堂川流域=9、境見川流域=7.9	一ノ戸川流域=(5、22.3)、 大塩川流域=(5、17.8)、 境見川流域=(5、7.4)	阿賀川〔馬越・宮古・山科〕
	北塩原村	大塩川流域=14.5、三ノ森川流域=6.6、 長瀬川流域=26.1	-	-
	西会津町	奥川流域=16.3、菅川流域=9.3、 長谷川流域=12.2、阿賀川流域=89.7	奥川流域=(5、16)、 阿賀川流域=(6、89.2)	-
	磐梯町	前川流域=5.1、小壺川・大谷川流域=10.9、 滝尻川流域=4.5	-	-
	楢田代町	高橋川流域=5.4、小黒川流域=10.3、 長瀬川流域=31.7、酸川流域=18.2、 大倉川流域=19.7、高森川流域=8.5	小黒川流域=(5、5.4)	-
会津中部	会津若松市	宮川流域=24.5、湯川流域=13.7、 厚川流域=11.2、永玉川流域=10.8	-	阿賀川〔馬越・宮古〕
	耶麻市湖南	常夏川流域=6.9、菅川流域=8.3、 舟津川流域=15.6	-	-
	会津坂下町	只見川流域=72.5、旧菅川流域=5.6、 宮川流域=24.6	只見川流域=(5、52.6)、 阿賀川流域=(7、42.4)	阿賀川〔馬越・宮古・山科〕
	湯川村	湯川流域=15.4、旧湯川流域=9.2	-	阿賀川〔馬越・宮古・山科〕
	柳津町	只見川流域=78.8、緑山川流域=8.4、 滝谷川流域=18.9、亀蔵川流域=5	只見川流域=(7、47.6)	-
	三島町	只見川流域=78.2、滝谷川流域=19.4、 大谷川流域=12.4	-	-
	金山町	只見川流域=70.9、野尻川流域=2.5、 山入川流域=12.6	只見川流域=(5、63.8)	-
	昭和村	滝谷川流域=9.1、野尻川流域=23.6、 玉川流域=17.3、見沢川流域=11.1	野尻川流域=(5、21.2)、 見沢川流域=(5、9.9)	-
	会津美里町	宮川流域=24.6、佐賀瀬川流域=9.6、 永玉川流域=9.9、藤川流域=8	永玉川流域=(5、8.9)	阿賀川〔馬越〕
	会津南部	天栄村湯本	鉄沼川流域=23.9、河内川流域=8.9、 赤石川流域=10.2	-
下郷町		鉄沼川流域=25.3、観音川流域=13.4、 戸石川流域=7.6、加藤谷川流域=16.7、 阿賀川流域=50.6	戸石川流域=(7、6.8)	-
楡枝岐村		楡枝岐川流域=22.5、舟崎川流域=14.1、 美川流域=12.2	-	-
只見町		只見川流域=65.4、滝生川流域=19.3、 針津川流域=19.2、伊南川流域=54.1、 黒谷川流域=18.3、布沢川流域=13.2、 塩崎川流域=12.2、田の口沢川流域=2.9	只見川流域=(5、40)、 針津川流域=(5、17.2)、 黒谷川流域=(5、16.4)、 塩崎川流域=(5、10.9)	-
南会津町		水無川流域=16.8、松沢川流域=1.9、 伊南川流域=38.8、小壺川流域=8.5、 窪岩川流域=30.6、湯ノ崎川流域=16、 西郷川流域=14.3、阿賀川流域=29.2	松沢川流域=(5、1.9)、 伊南川流域=(7、36.5)、 小壺川流域=(5、7.6)、 窪岩川流域=(5、27.5)、 西郷川流域=(5、13.5)、 阿賀川流域=(5、28.8)	-

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	福島市	6	72
	伊達市	8	72
	桑折町	6	72
	国見町	9	72
	川原町	7	67
中通り中部	郡山市	8	70
	須賀川市	6	72
	二本松市	7	69
	田村市	7	68
	本宮市	8	70
	大玉村	8	70
	鏡石町	7	94
	天栄村	8	79
	二倉町	8	70
	小野町	8	68
	中通り南部	白河市	9
西郷村		9	75
泉崎村		10	85
中島村		10	119
矢吹町		10	94
棚倉町		10	71
矢原町		10	110
塙町		10	71
鮎川村		10	71
石川町		8	75
玉川村		8	69
平田村		9	68
洗川町		9	71
吉敷町		9	73
中通り北部		相馬市	7
	南相馬市	9	83
	新地町	6	81
	飯館村	7	66
中通り中部	広野町	10	74
	楮葉町	10	104
	富岡町	10	112
	川内村	9	65
	大原町	10	77
	双葉町	10	109
	浪江町	10	74
	葛尾村	9	66
中通り南部	いわき市	10	64

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
会津北部	喜多方市	7	76
	北塩原村	8	67
	西会津町	8	82
	磐梯町	6	67
	津田代町	8	58
会津中部	会津若松市	7	80
	郡山市湖南	8	68
	会津坂下町	7	81
	湯川村	8	89
	柳津町	7	60
	二島町	8	66
	宝山市	6	82
	昭和村	5	60
	会津美里町	6	60
	会津南部	天栄村基本	9
下郷町		9	76
檜枝岐村		8	83
只見町		9	80
南会津町		7	76

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第3節 災害情報の収集伝達

(別表4) 洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	摺上川流域=25.5, 八反田川流域=4.5, 濁川流域=7.7, 水原川流域=7.5, 小川流域=11.7, 須川流域=15.4, 胡桃川流域=5.5	阿武隈川流域=(5, 49.2), 胡桃川流域=(5, 5.5)	阿武隈川上流[福島], 荒川[八木田]	
	伊達市	東根川流域=6.4, 伝樋川流域=5.2, 小国川流域=9.2, 古川流域=4.7, 塩野川流域=7.3, 山舟生川流域=7.7, 上小国川流域=5.6, 大石川流域=7.9, 祓川流域=5.6	東根川流域=(6, 5.1), 伝樋川流域=(6, 4.2), 小国川流域=(6, 7.4), 古川流域=(5, 4.5), 阿武隈川流域=(6, 42.4), 塩野川流域=(5, 7.3), 山舟生川流域=(6, 6.2), 上小国川流域=(6, 4.5), 大石川流域=(6, 6.3), 祓川流域=(6, 4.5)	阿武隈川上流[福島・伏黒]	
	桑折町	佐久間川流域=4, 産ヶ沢川流域=6.8	佐久間川流域=(5, 3.2)	阿武隈川上流[伏黒]	
	国見町	滝川流域=7.2, 普蔵川流域=2.9, 佐久間川流域=5.6	滝川流域=(5, 7.2), 佐久間川流域=(7, 4.5)	阿武隈川上流[伏黒]	
	川俣町	広瀬川流域=13, 女神川流域=5.8, 三百川流域=4.8	-	-	
	中通り中部	郡山市	五百川流域=14.6, 藤田川流域=9.3, 逢瀬川流域=12, 南川流域=5, 谷田川流域=15.7, 黒石川流域=8.9, 照内川流域=4.8	五百川流域=(5, 11.7), 逢瀬川流域=(5, 12), 阿武隈川流域=(5, 34.9)	阿武隈川上流[須賀川・阿久津]
須賀川市		滑川流域=11.1, 釈迦堂川流域=25.3, 初瀬川流域=6.7, 江花川流域=11	滑川流域=(5, 8.9), 釈迦堂川流域=(5, 20.1), 阿武隈川流域=(5, 37)	阿武隈川上流[須賀川]	
二本松市		移川流域=23.7, 油井川流域=7.6, 杉田川流域=12.2, 口太川流域=16.9, 安達太田川流域=8.8, 小浜川流域=7.2, 若宮川流域=5.2	移川流域=(6, 19), 安達太田川流域=(6, 7), 小浜川流域=(6, 5.8), 阿武隈川流域=(5, 27.3), 若宮川流域=(6, 4.2)	阿武隈川上流[本宮・二本松]	
田村市		大滝根川流域=19, 移川流域=12.5, 牧野川流域=10.9, 松山川流域=9.7, 古道川流域=15.2, 南川流域=8.6, 夏井川流域=8.6	大滝根川流域=(6, 15.2), 牧野川流域=(5, 10.9), 南川流域=(5, 8.6)	-	
本宮市		百日川流域=5.6, 安達太良川流域=6.9, 五百川流域=18.1, 仲川流域=5.1	百日川流域=(5, 5.6), 安達太良川流域=(5, 6.6), 五百川流域=(5, 11.5), 阿武隈川流域=(5, 57.6)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]	
大玉村		杉田川流域=11.6, 百日川流域=5.2, 安達太良川流域=7, 七瀬川流域=5.6	阿武隈川流域=(5, 57.7)	阿武隈川上流[本宮]	
鏡石町		釈迦堂川流域=24, 鈴川流域=6.1, 隈戸川流域=15.6	-	阿武隈川上流[玉城橋]	
天栄村		釈迦堂川流域=20.7, 竜田川流域=7.3, 細野川流域=5.5	竜田川流域=(6, 5.8), 細野川流域=(5, 5.5)	-	
三春町		桜川流域=7.8, 大滝根川流域=21.7, 八島川流域=7.7	桜川流域=(6, 6.3), 八島川流域=(6, 6.2)	-	
小野町		石支夏井川流域=12, 黒森川流域=4, 十石川流域=5.8, 夏井川流域=15.9, 九竜滝川流域=9.6	石支夏井川流域=(5, 12), 黒森川流域=(5, 4), 十石川流域=(6, 4.6), 九竜滝川流域=(6, 7.7)	-	
中通り南部		白河市	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.6, 隈戸川流域=14.4, 矢武川流域=8.9, 社川流域=16.9, 藤乃川流域=12.6, 外面川流域=7	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(8, 5.3), 矢武川流域=(8, 5.1), 外面川流域=(5, 7)	-
		西郷村	阿武隈川流域=17.4, 谷津田川流域=5.3, 堀川流域=13	阿武隈川流域=(5, 17.4), 谷津田川流域=(5, 5.3), 堀川流域=(5, 13)	-
		泉崎村	阿武隈川流域=26, 泉川流域=9.2	-	-
	中島村	阿武隈川流域=27.1, 泉川流域=12.6	阿武隈川流域=(5, 27.1)	-	
	矢吹町	泉川流域=12.4, 隈戸川流域=15.6	阿武隈川流域=(5, 33.3), 隈戸川流域=(8, 12.5)	阿武隈川上流[玉城橋]	
	棚倉町	社川流域=19.2, 久慈川流域=16.8, 近津川流域=11.3, 大草川流域=8	社川流域=(7, 15.8), 久慈川流域=(5, 16.8)	-	
	矢祭町	久慈川流域=33.6, 矢祭川流域=12, 小田川・滝川流域=9.4	久慈川流域=(5, 28.6), 小田川・滝川流域=(7, 7.7)	-	
	塙町	久慈川流域=29.2, 川上川流域=22, 渡瀬川流域=11.6, 西川流域=4.9	久慈川流域=(5, 27.2)	-	
	鮫川村	鮫川流域=12.2, 渡瀬川流域=10.5	渡瀬川流域=(8, 8.4)	-	
	石川町	阿武隈川流域=29, 社川流域=28, 北須川流域=16.4, 今出川流域=10.3	阿武隈川流域=(8, 23.2), 社川流域=(8, 23.7), 今出川流域=(8, 8.2)	-	
	玉川村	泉郷川流域=8.2, 金波川流域=6	阿武隈川流域=(5, 38), 泉郷川流域=(5, 8.2)	阿武隈川上流[玉城橋・須賀川]	
	平田村	北須川流域=12.9, 平田川流域=7.8	-	-	
	浅川町	社川流域=20.7, 鮫川流域=7.9	-	-	
	古殿町	鮫川流域=20.1, 小松川流域=8.5, 太平川流域=7.9	鮫川流域=(7, 17.9), 太平川流域=(7, 6.3)	-	

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第3節 災害情報の収集伝達

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=8, 小泉川流域=6.8, 梅川流域=4.2, 日下石川流域=9.6	地蔵川流域=(5, 8), 小泉川流域=(5, 6.8), 梅川流域=(5, 3.2), 日下石川流域=(5, 6.5), 宇多川流域=(5, 13.5)	福島県宇多川[中村]
	南相馬市	真野川流域=23, 笹部川流域=6.4, 小高川流域=14.5, 前川流域=4.9	真野川流域=(5, 15.2), 笹部川流域=(7, 5.1), 小高川流域=(5, 10.5)	福島県新田川[原町]
	新地町	三滝川流域=4.1, 砂子田川流域=4.4, 立田川流域=5, 谷地田川流域=4.7, 濁川流域=3.7, 埴川流域=3.7	三滝川流域=(5, 4.1), 砂子田川流域=(5, 4.4)	—
	飯館村	新田川流域=9.1, 比留川流域=9.6, 飯樋川流域=8.6	新田川流域=(5, 9.1)	—
浜通り中部	広野町	北迫川流域=9.5, 浅見川流域=9.8	—	—
	楢葉町	木戸川流域=26.8, 井出川流域=12.4	—	—
	富岡町	富岡川流域=14.4, 紅葉川流域=9.3, 境川流域=7.9	富岡川流域=(8, 11.5)	—
	川内村	木戸川流域=20.3, 小白井川流域=13.2, 長綱川流域=8.1	木戸川流域=(5, 19.7), 小白井川流域=(5, 13.2)	—
	大熊町	熊川流域=16.8, 境川流域=8.4	熊川流域=(5, 16.8)	—
	双葉町	前田川流域=11.6, 戎川流域=3.7	前田川流域=(5, 11.6)	—
	浪江町	高瀬川流域=27.6, 請戸川流域=6.7	高瀬川流域=(8, 22.1), 請戸川流域=(7, 5.4)	—
	葛尾村	葛尾川流域=10.2, 野川川流域=5.6	野川川流域=(7, 4.5)	—
浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=14.2, 新川流域=11.2, 好間川流域=14.8, 鮫川流域=36.3, 大久川流域=14, 滑津川流域=9.2, 藤原川流域=7.7, 蛭田川流域=6.9, 三夜川流域=2.5, 宮川流域=5, 障子川流域=1.7	仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(8, 8.4), 好間川流域=(8, 11.8), 鮫川流域=(8, 29), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(8, 5.5), 夏井川流域=(9, 36), 三夜川流域=(5, 2.5), 宮川流域=(5, 5), 障子川流域=(5, 1.7)	福島県夏井川[小川・鎌田]
会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=18, 濁川流域=17.2, 田付川流域=10.4, 大塩川流域=15.8, 姥堂川流域=7.2, 境見川流域=6.3	一ノ戸川流域=(5, 14.4), 田付川流域=(6, 8.3), 大塩川流域=(5, 12.6), 阿賀川流域=(5, 52.4), 境見川流域=(5, 6.3)	阿賀川[宮古・山科]
	北塩原村	大塩川流域=11.6, 三ノ森川流域=5.2, 長瀬川流域=20.8	大塩川流域=(6, 9.3)	—
	西会津町	奥川流域=13, 笹川流域=7.4, 長谷川流域=9.7, 阿賀川流域=71.7	奥川流域=(6, 10.4), 長谷川流域=(5, 8.8), 阿賀川流域=(5, 71.1)	—
	磐梯町	前川流域=4, 小屋川・大谷川流域=8.7, 滝尻川流域=3.6	—	—
	猪苗代町	高橋川流域=4.3, 小黒川流域=5.3, 長瀬川流域=25.3, 酸川流域=14.5, 大倉川流域=15.7, 高森川流域=6.8	高橋川流域=(6, 3.4), 小黒川流域=(5, 4.4), 高森川流域=(5, 6.8)	—
会津中部	会津若松市	宮川流域=19.6, 濁川流域=10.9, 原川流域=8.9, 氷玉川流域=8.6	宮川流域=(5, 19.6), 氷玉川流域=(5, 6.9)	阿賀川[馬越・宮古]
	郡山市湖南	常夏川流域=5.5, 菅川流域=6.6, 舟津川流域=12.4	—	—
	会津坂下町	只見川流域=58, 旧宮川流域=4.4, 宮川流域=19.6	只見川流域=(5, 47.3), 宮川流域=(5, 19.6), 阿賀川流域=(6, 37)	阿賀川[宮古・山科]
	湯川村	濁川流域=12.3, 旧濁川流域=7.3	—	阿賀川[宮古]
	柳津町	只見川流域=6.3, 銀山川流域=6.7, 滝谷川流域=15.1, 竜蔵庵川流域=4	只見川流域=(6, 42.8), 滝谷川流域=(5, 15.1), 竜蔵庵川流域=(5, 4)	—
	三島町	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.5, 大谷川流域=9.9	只見川流域=(5, 50), 大谷川流域=(5, 7.9)	—
	金山町	只見川流域=56.7, 野尻川流域=20, 山入川流域=10	只見川流域=(5, 56.7), 山入川流域=(5, 10)	—
	昭和村	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=18.8, 玉川流域=13.8, 見沢川流域=8.8	滝谷川流域=(6, 5.8), 野尻川流域=(5, 15), 見沢川流域=(5, 7)	—
	会津美里町	宮川流域=19.6, 佐賀瀬川流域=7.6, 氷玉川流域=7.9, 藤川流域=6.4	宮川流域=(5, 19.6), 氷玉川流域=(5, 6.3), 藤川流域=(5, 5.1)	阿賀川[馬越]

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画
第3節 災害情報の収集伝達

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
会津南部	天栄村湯本	鶴沼川流域=19.1, 河内川流域=7.1, 赤石川流域=8.1	鶴沼川流域=(7, 17.3)	—
	下郷町	鶴沼川流域=20.2, 観音川流域=10.7, 戸石川流域=6, 加藤谷川流域=13.3, 阿賀川流域=40.4	戸石川流域=(7, 6)	—
	檜枝岐村	檜枝岐川流域=18, 舟岐川流域=11.2, 実川流域=9.7	—	—
	只見町	只見川流域=52.3, 蒲生川流域=15.4, 叶津川流域=15.3, 伊南川流域=43.2, 黒谷川流域=14.6, 布沢川流域=10.5, 塩岐川流域=9.7, 田の口沢川流域=2.3	只見川流域=(5, 36), 叶津川流域=(5, 15.3), 伊南川流域=(5, 28.7), 黒谷川流域=(5, 11.7), 布沢川流域=(6, 8.4), 塩岐川流域=(5, 7.8), 田の口沢川流域=(5, 2.3)	—
	南会津町	水無川流域=13.4, 桧沢川流域=15.2, 伊南川流域=31, 小屋川流域=6.8, 館岩川流域=24.4, 湯ノ岐川流域=12.8, 西根川流域=11.4, 阿賀川流域=23.3	桧沢川流域=(5, 15.2), 伊南川流域=(5, 24.8), 小屋川流域=(5, 5.4), 館岩川流域=(5, 19.5), 湯ノ岐川流域=(5, 10.2), 西根川流域=(5, 11.4), 阿賀川流域=(5, 18.1)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

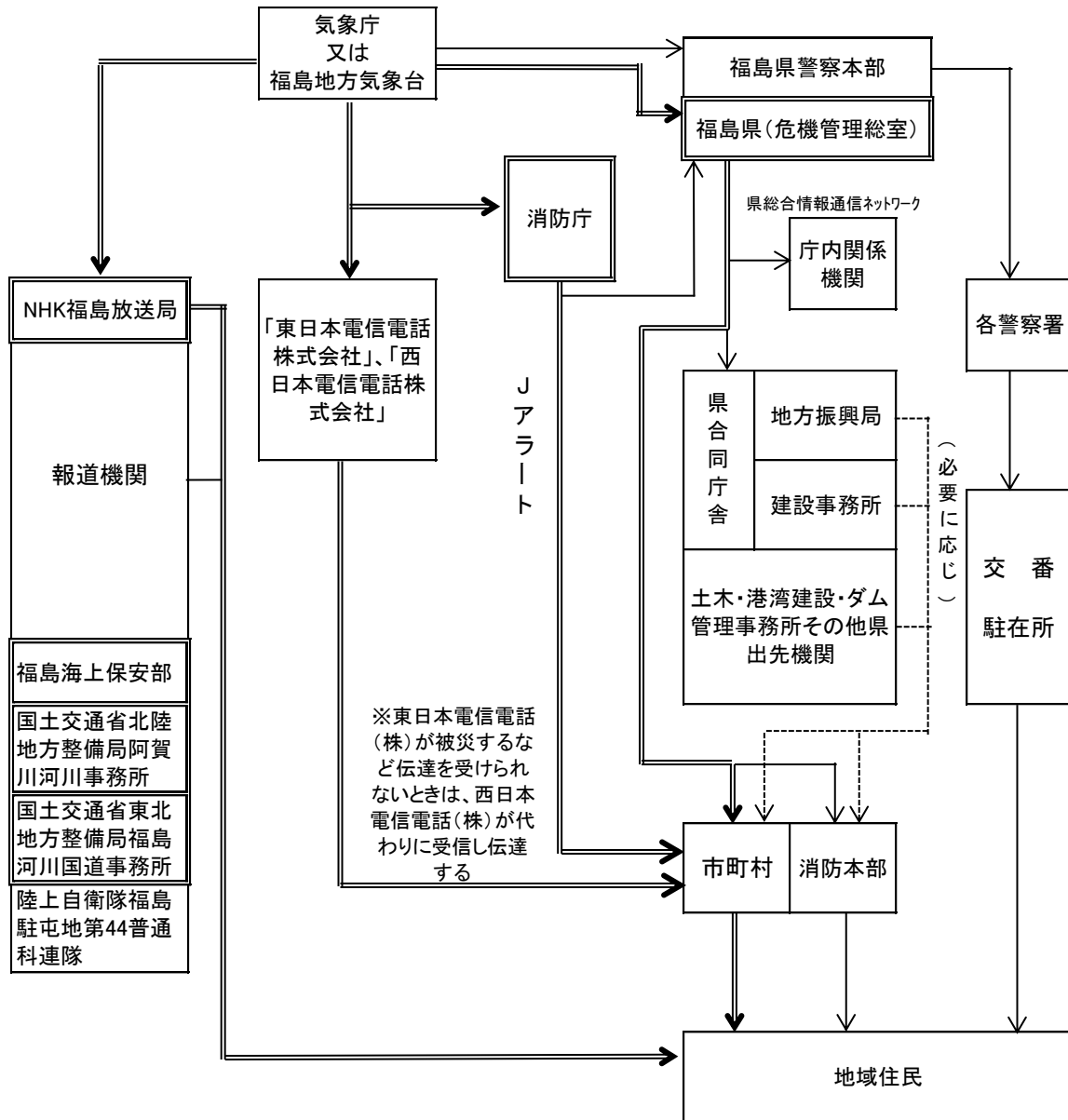
(別表5) 高潮警報・注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
浜通り北部	相馬市	1.4m	0.9m
	南相馬市	1.4m	0.9m
	新地町	1.4m	0.9m
	飯舘村	—	—
浜通り中部	広野町	1.4m	0.9m
	檜葉町	1.4m	0.9m
	富岡町	1.4m	0.9m
	川内村	—	—
	大熊町	1.4m	0.9m
	双葉町	1.4m	0.9m
	浪江町	1.4m	0.9m
	葛尾村	—	—
浜通り南部	いわき市	1.4m	0.9m

※潮位の基準は東京湾平均海面 (TP) の高さ

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2
 ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害状況等の調査・収集

県（災害対策本部情報班）、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じヘリコプター、船艇等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) SNS、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

2 被害状況等の報告方法

- (1) 県、市町村及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、市町村→県（災害対策本部情報班）→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

ア 市町村から県（災害対策本部情報班）への報告

(ア) 市町村の県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

(イ) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、市町村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

(ウ) なお、いずれの場合においても、市町村が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

イ 県出先機関及び防災関係機関から県災害対策地方本部への報告

県出先機関、及び防災関係機関は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

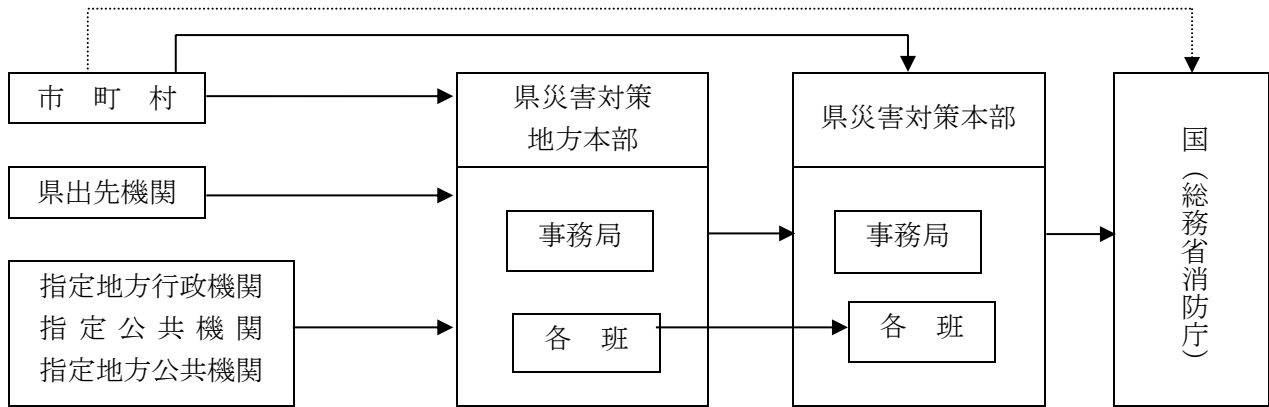
ウ 県災害対策地方本部から県災害対策本部情報班への報告

上記(1)イ及び(2)の場合、被害状況等の報告を受けた県災害対策地方本部は、電話、FAX、電子メール及び県デスクネッツ・ネオ掲示板により、速やかに県災害対策本部へ管内の被害状況等を報告するものとする。

エ その他

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市町村はその状況を直ちに総務省消防庁及び災害対策本部情報班に報告するも

のとする。



【被害状況の報告先】

県	NTT回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

区分		平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

※災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする。）。

- (2) 市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (3) 県（災害対策本部情報班）は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国（総務省消防庁）に報告するものとする。また、必要に応じ、

関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。県警察本部は、人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁等に速やかに報告・連絡するものとする。

- (4) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県（災害対策本部情報班）が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県（災害対策本部情報班）は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県（災害対策本部情報班）に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県（災害対策本部情報班）は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（総務省消防庁）へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う場合には、市町村等と連携しながら適切に行うものとする。
- (5) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、被災地方公共団体は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災地方公共団体に連絡するものとする。また、被災地方公共団体は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- (6) 県と国（総務省消防庁）間の地上マイクロ無線回線に加え、国（内閣府）を中心とする中央防災無線網とも接続する地上無線回線が整備されており、有線通話不能時においても、知事から直接、首相官邸と連絡を取ることが可能となっている。
- (7) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- (8) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。
- (9) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 現地の状況確認

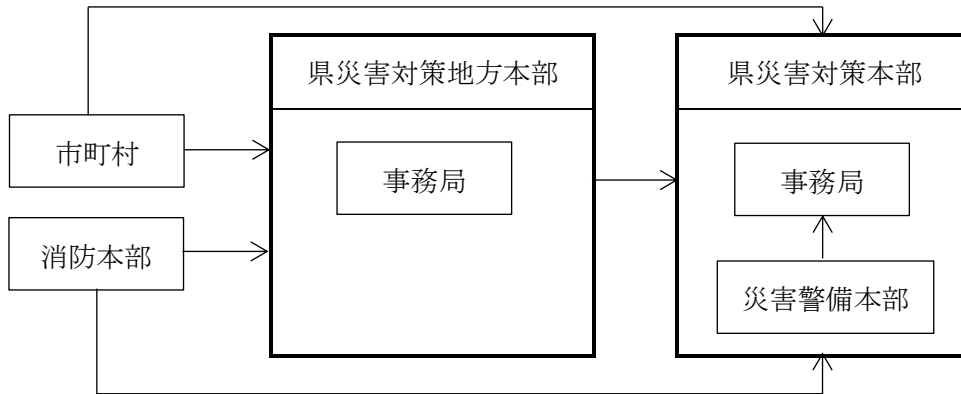
- (1) 地方本部による先遣隊や各部各班による現地調査班の現地派遣に際しては、情報連絡員用のスマートフォン、衛星携帯電話や衛星可搬局により、被害状況等の報告及び現地映像情報の伝送を行う。
- (2) 県（災害対策本部総括班）及び警察本部は、大規模な被害が予想される場合には、連携調整の上、県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターを出動させ、上空から被害状況の把握を行うとともに、その情報を速やかに県災害対策本部へ提供する。
- (3) 県災害対策地方本部総括班は、災害が激甚で119番通報が殺到するような事態のときは、管轄消防本部に職員を派遣し、消防本部の協力を得て被害情報を収集する。
- (4) 警察本部は、災害警備部隊を出動させるとともに、テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により被災地の被害状況を把握し、県災害対策本部等に映像を伝送する。

4 被害区分別報告系統

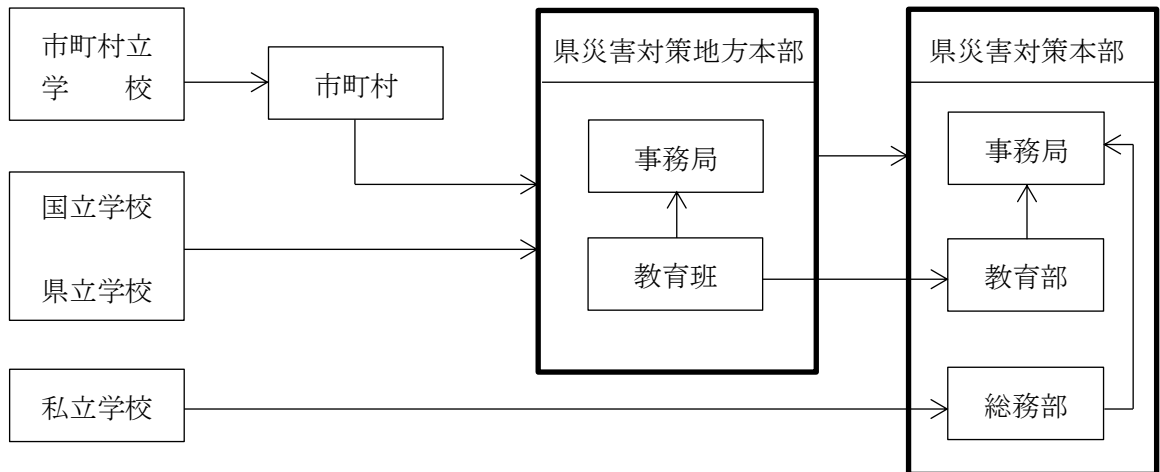
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。

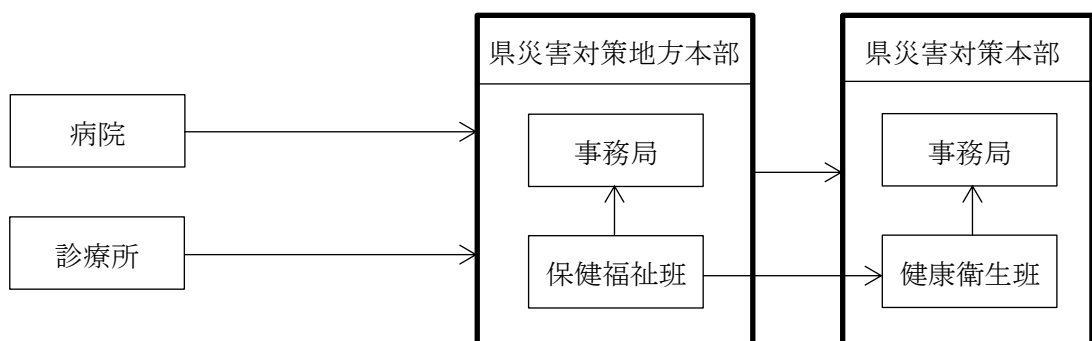
(1) 人的被害、建物被害等



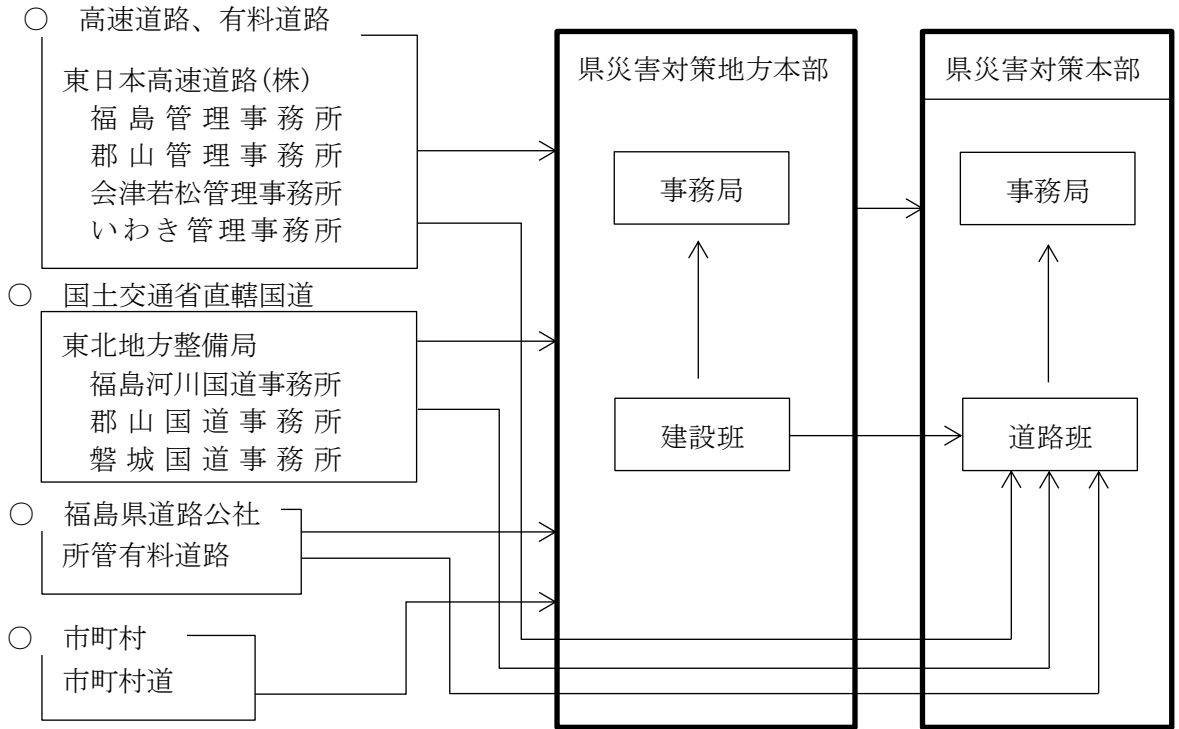
(2) 文教施設被害



(3) 病院被害

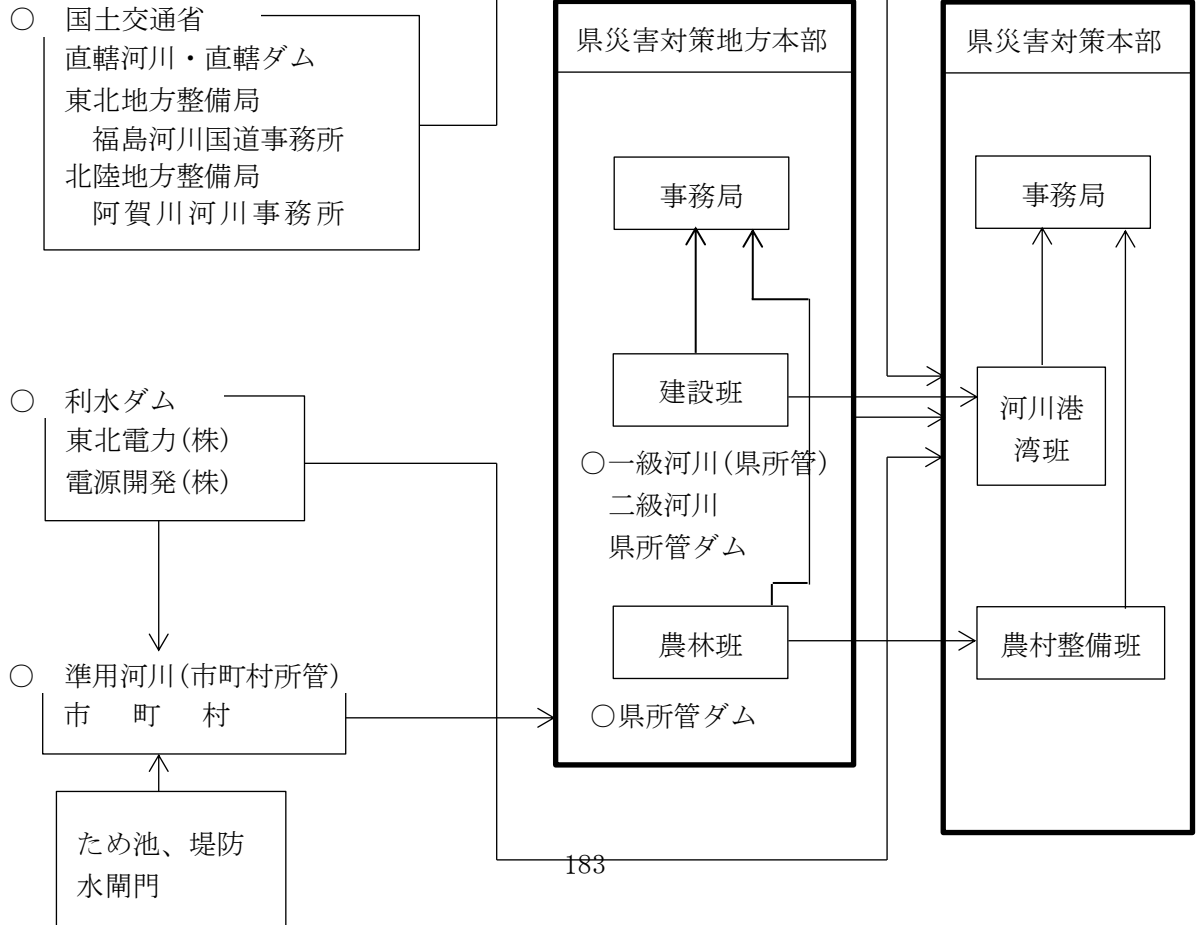


(4) 道路、橋りょう被害

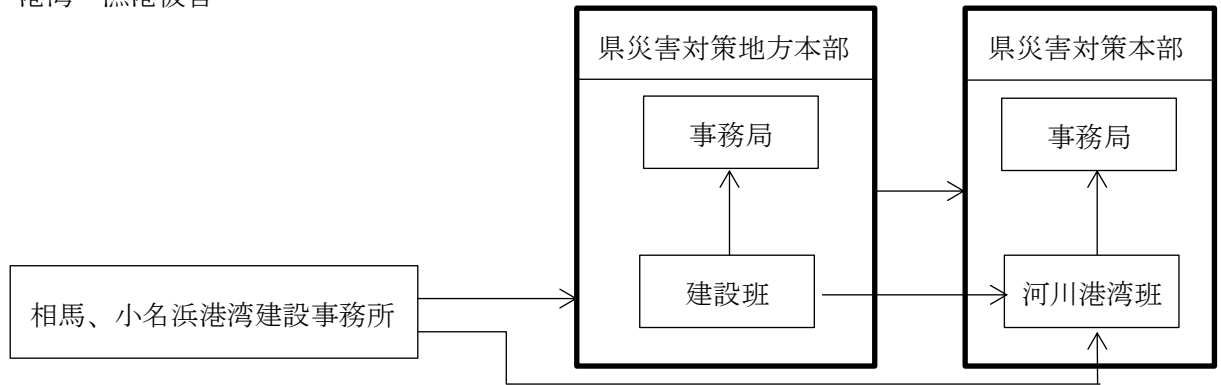


県所管国道・県道の通行止（規制）箇所については、県道路管理課HPで地図及び画像情報の提供を行う。

(5) 河川災害、その他水害被害

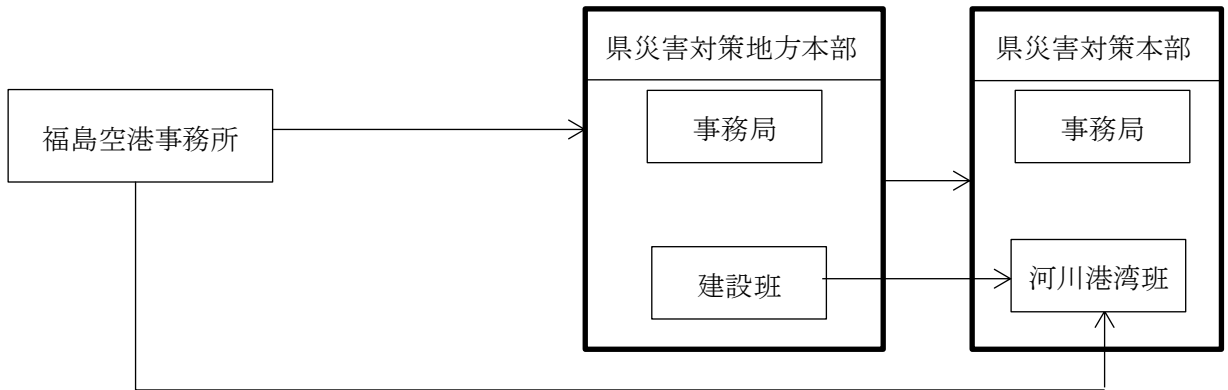


(6) 港湾・漁港被害

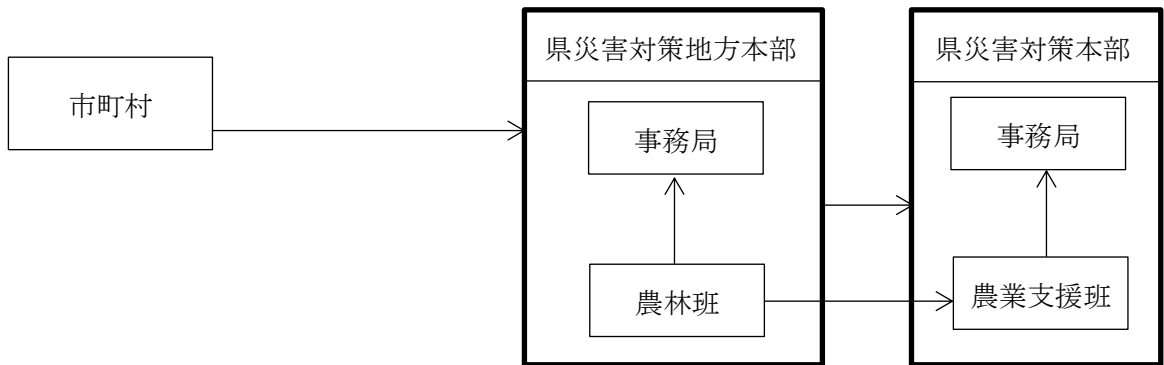


ただし、湖南港については県中建設事務所より、翁島港については喜多方建設事務所より、河川港湾班へ報告を行う。

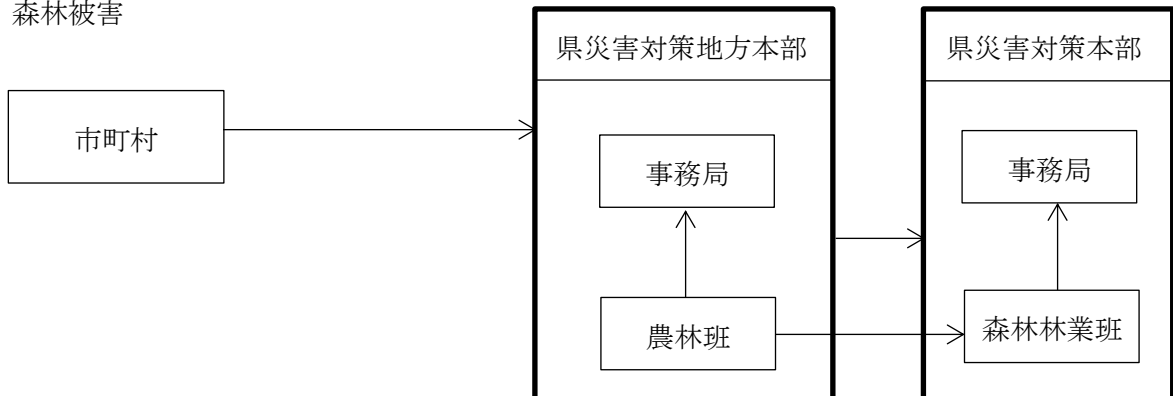
(7) 空港被害



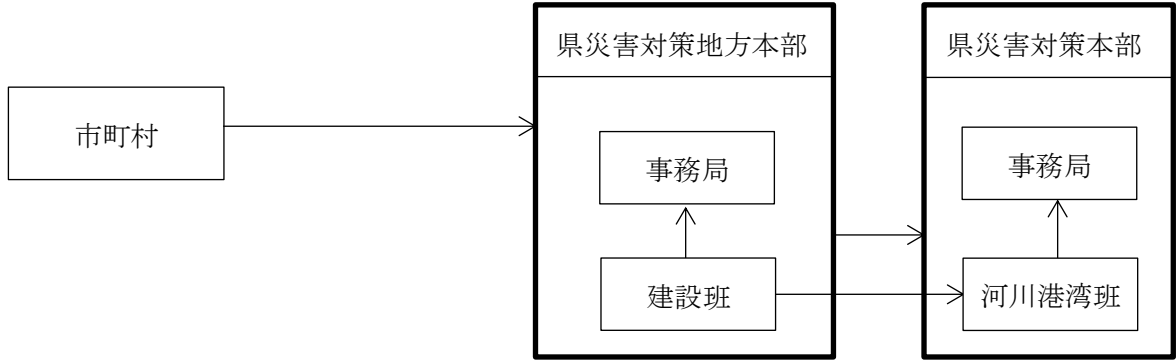
(8) 農産被害、畜産被害



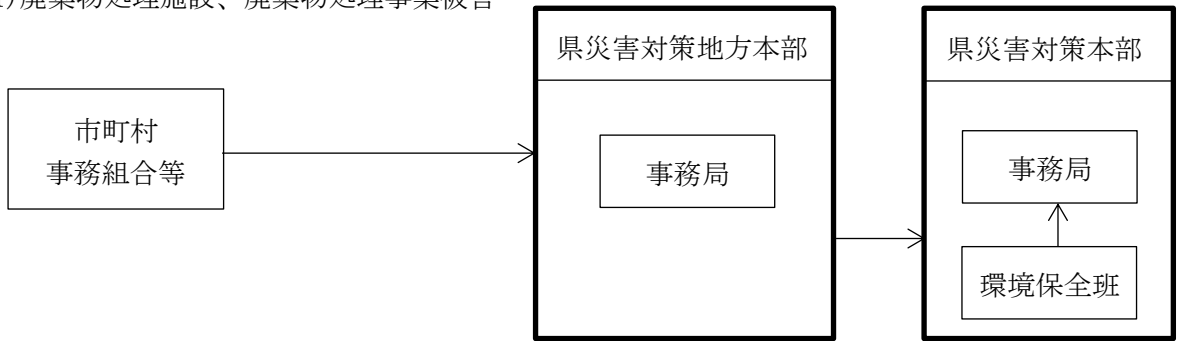
(9) 森林被害



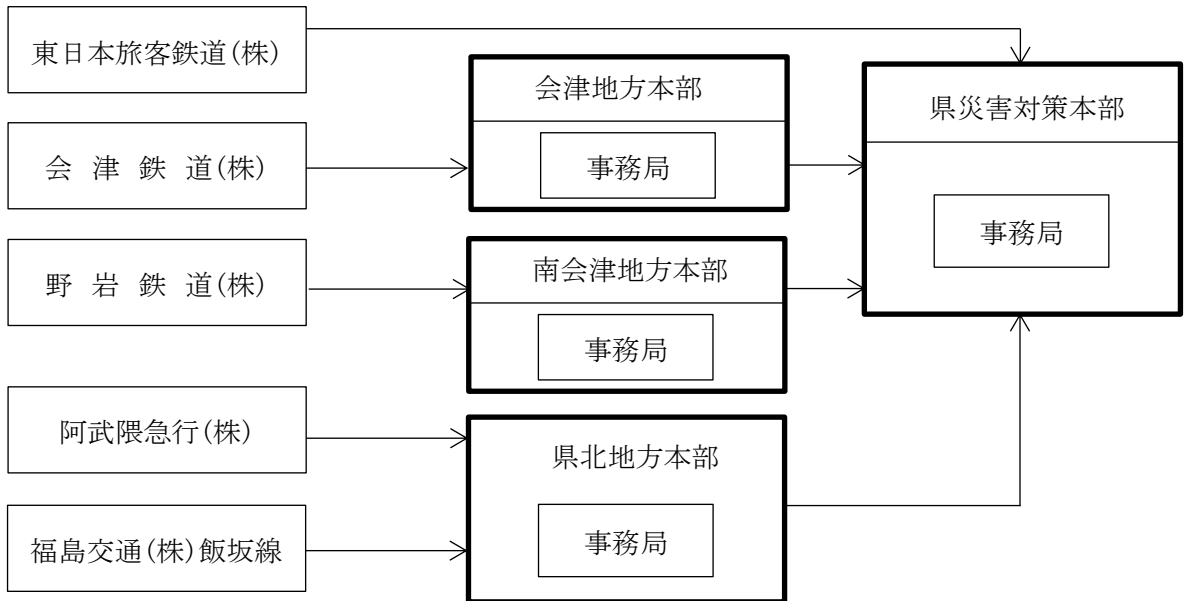
(10) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



(11) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



(12) 鉄道施設被害

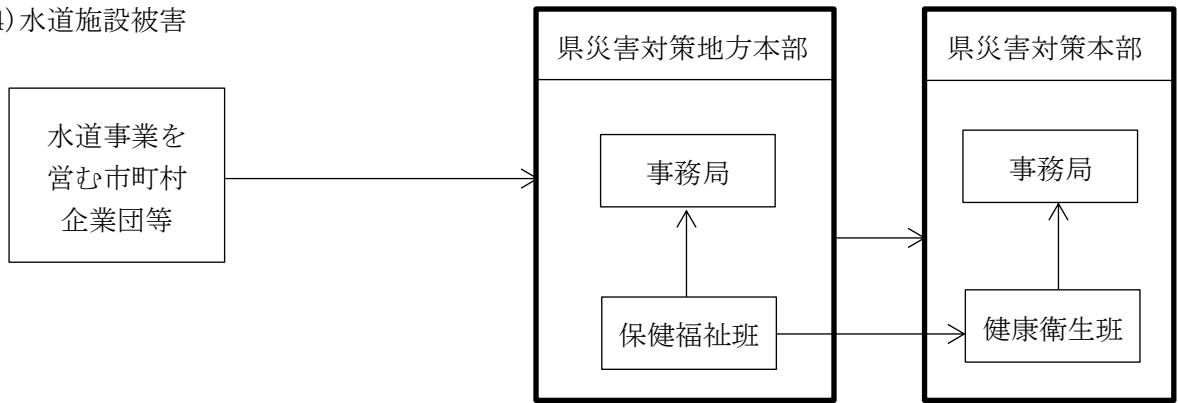


(13) 船舶被害

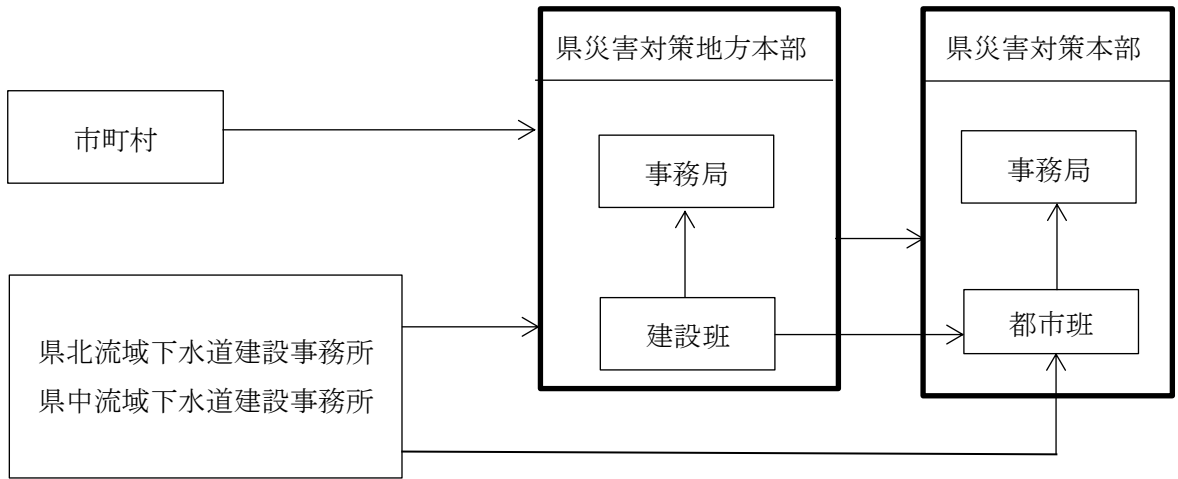


ただし、港湾・漁港区域内の被害及び港湾・漁港区域に影響を及ぼすおそれのある被害については、当伝達経路とは別途(6)港湾・漁港被害に準じて、相馬・小名浜港湾建設事務所より、河川港湾班へ報告を行う。

(14) 水道施設被害



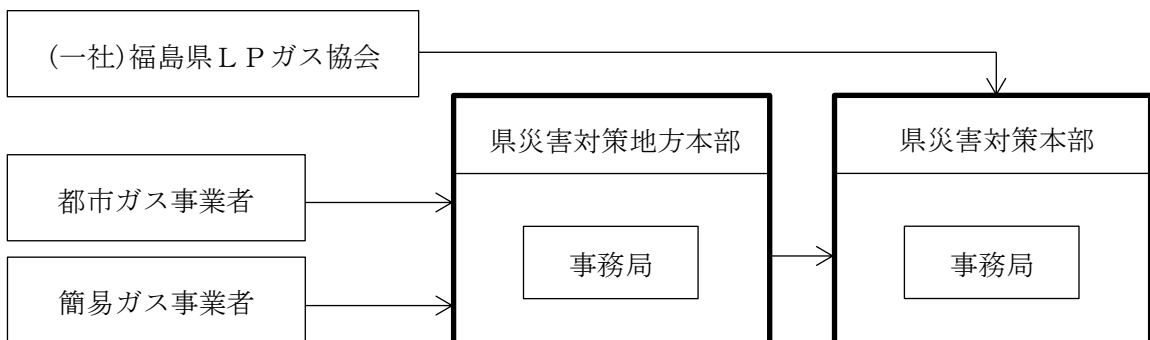
(15) 下水道施設被害



(16) 電話・電力施設被害



(17) ガス施設被害



5 報告の種類等

(1) 市町村から県への報告

市町村は、県（災害対策本部総括班、情報班）に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

市町村からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

(2) 県から国への報告

県（災害対策本部情報班）は、災害対策基本法第53条第2項に基づく国（総務省消防庁）への被害状況等の報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

なお、報告すべき災害は次のとおりとされている。

ア 県において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

また、確定報告の際には、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を消防庁に提出することによって行う。

第4節 通信の確保

(総務部、危機管理部、企画調整部、警察本部、市町村、東日本電信電話(株)、日本赤十字社福島県支部、各放送機関、東北地方非常通信協議会会員)

【平時の対応については第2章 第2節 防災情報通信網の整備を参照】

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 県(災害対策本部活動支援班、文書管財班、情報統計班)、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び市町村防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。
- (5) 情報通信手段が制約される場合、県(災害対策本部活動支援班)は、上記のうち使用可能な手段が確認され次第、市町村及び防災関係機関に対し、当該手段で連絡するよう速やかに周知するものとする。
- (6) 県本部、県地方本部及び県出先機関の間では、さらに県デスクネッツ・ネオ掲示板を適宜活用し、速やかな情報連絡とともに、多数の職員に情報共有を行うものとする。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

県(災害対策本部活動支援班)、市町村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 警察通信設備の利用

県（災害対策本部活動支援班）は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

(4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

県（災害対策本部活動支援班）、市町村は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

県（知事公室班）は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(6) インターネット情報提供事業者への情報提供要請

県（知事公室班）は、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置

県（災害対策本部活動支援班、情報統計班、文書管財班）は、地方振興局に災害対策地方本部を設置し、会議室等を執務室とする場合及び現地災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話含む）の設置を依頼するとともに、加入電話等が使用不能になったときは衛星携帯電話及び県総合情報通信ネットワークの衛星可搬局により通信を行う。

第2 県総合情報通信ネットワークの運用

1 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応急対策に必要な指示、命令、国又は他都道府県等への応援要請等は総合情報通信ネットワークを活用し行う。

2 県総合情報通信ネットワークの運用

県総合情報通信ネットワークの運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき、次のとおり運用する。

(1) 無線通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類

(ア) 緊急通信 地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要する通信

(イ) 一般通信 緊急通信以外の通信

(ウ) 一斉通信 複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信

(エ) 個別通信 2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

(ア) 緊急・一斉通信

(イ) 緊急・個別通信

(ウ) 一般・一斉通信

(エ) 一般・個別通信

(2) 無線通信の手段

無線通信は、音声、ファクシミリ、データ伝送及び画像伝送により行う。

(3) 統制局（県庁）で行う通信の運用

ア 一斉通信

気象・津波予警報、気象・地震情報その他応急対策に必要な指示、伝達等を県機関、市町村及び防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある場合は、統制局（県庁）の一斉指令台から一斉通信（音声一斉、ファクシミリ一斉又はメール一斉）により行う。

イ 一斉通信業務の体制

統制局（県庁）から行う一斉通報は災害対策本部活動支援班職員が行い、水防情報に関する一斉通報は河川港湾班職員が行う。

ウ 県災害対策本部設置時の県総合情報通信ネットワークの運用は、統制管理者（危機管理部長）の指示に従い、県災害対策本部事務局員（危機管理総室職員）が一斉通信の業務を行う。

県災害対策本部設置時は緊急通信を優先して行い、必要に応じて一般通信の規制、制限を行う。

エ 通信の統制

災害時に、通信が輻輳した場合、又は通信の輻輳の恐れがある場合の通信の統制は、情報統計班で行う。

情報統計班で行う通信の統制は、災害の規模、通信の輻輳の程度に応じて一次統制から二次統制の2段階で行う。

(ア) 一次統制

通信量が増大し、個別通信を制限する必要がある場合には、内線電話機から防災回線への接続を一部規制し通信の統制を行う。

(イ) 二次統制

通信量が増大し、緊急通信の確保が困難な場合又は通信の輻輳が予想される場合には、内線電話機から回線への接続をすべて規制し、防災用電話機だけが使用できるよう通信の統制を行う。

(4) 代行統制局

代行統制局については、県庁と同時に被災する可能性の小さい場所に設置するものとする。

(5) 支部局（県災害対策地方本部）で行う通信の運用

支部局に県災害対策地方本部を設置した場合又は大規模災害等により統制局と支部局間の通信が途絶した場合には、管内市町村等の被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、伝達及び一斉通信の業務を行う。

この場合、県災害対策本部と可能な限り連絡をとり、その指示に従い行うこと。

なお、支部局（県災害対策地方本部）で行う主な通信業務は、次のとおりである。

ア 管内市町村等からの被害状況の受伝達

イ 一斉通報による管内市町村等への災害情報の伝達、指示等

ウ 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等

第3 市町村における通信の運用

市町村における通信の運用は、第1の通信手段の確保に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている市町村においては、住民への警報等の伝達、避難指示等についてこれを活用する。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。
- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

2 東日本電信電話(株)の無線の運用

ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話（最大8回線及びインターネット1回線）を確保する。

第5節 相互応援協力

(危機管理部、市町村、防災関係機関)

【平時の対応については第2章 第20節 災害時相互応援協定の締結を参照】

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県と市町村の相互協力

1 県と市町村の相互協力

- (1) 被災市町村長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 市町村長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

- (4) 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事（災害対策本部総括班）は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事（災害対策本部総括班）は、市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 市町村への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備

- (1) 県（災害対策本部総括班）は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部ごとに指定しておき、被災市町村で災害対策本部を設置する災害が発生した場合又は市町村において災害対策本部を設置する要件の災害が発生した場合、若し

くは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、管轄地方本部から当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。なお、本部長が必要と認める場合は、災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。

- (2) 情報連絡員は、派遣先の市町村において被害状況や要望事項を積極的に収集するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援のニーズや要望事項等を把握し、派遣元の地方本部（情報班）へ速やかに報告するものとする。また、地方本部（情報班）は、情報連絡員から得た情報について、速やかに県（災害対策本部情報班）に報告するものとし、必要に応じて関係機関等と共有を図るものとする。なお、地方本部（情報班）は、県（災害対策本部）等からの情報を情報連絡員を経由して、市町村に提供するものとする。
- (3) なお、県（災害対策本部活動支援班、情報統計班）は、市町村に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォンや衛星携帯電話等の配備や、外部から県デスクネット・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。

第2 国に対する応援要請

1 知事の応援職員派遣要請

- (1) 知事（災害対策本部総括班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 知事（災害対策本部総括班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 知事（災害対策本部総括班）は、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れるための体制を整備するものとする。
また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。
- (4) 知事（災害対策本部総括班、市町村班）は、被災市町村の応援職員の必要性の有無等を把握し、必要に応じて総務省が実施する応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む）に基づき、北海道・東北ブロック幹事道県へ連絡して応援職員の派遣を求めるものとする。

2 市町村長の応援職員派遣要請

- (1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

3 職員応援派遣要請手続き

知事（市町村長）は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事（市町村長）が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、県又は市町村は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

4 応急措置及び災害応急対策の実施要請

- (1) 知事（災害対策本部総括班）は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。
- (2) 知事（災害対策本部総括班）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

1 市町村長等の応援要請

災害発生地の市町村長又は災害発生地の市町村を管轄する消防本部の長(以下、「災害発生市町村長等」という。)は、大規模な災害等に際し、自らの市町村の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事(災害対策本部総括班)に連絡し、応援を要請するものとする。

2 知事の応援要請

- (1) 知事(災害対策本部総括班)は、市町村長等から応援要請を受けた場合は、消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行うものとする。
- (2) 知事は、災害発生市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、隣接市町村長等からの情報等により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対し、応援要請を行うものとする。この場合、知事は、災害発生市町村長等に対し、速やかに応援要請を行った旨の連絡をするものとする。
- (3) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知があった場合には、速やかに災害発生市町村長等に連絡するものとする。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊が出動した場合は、緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を確保するため、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を設置するものとする。

第4 他都道府県に対する応援要請

1 知事の応援要請

- (1) 知事（災害対策本部総括班）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県知事に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

なお、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく本県に対する支援は、カウンターパート制により次の県が行うこととされている。

第1順位	第2順位	第3順位
新潟県	宮城県	山形県

- (2) 知事（災害対策本部総括班）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定に基づき、協定を締結していない都府県知事に対し応援を求める。

なお、北海道東北地方知事会（北海道及び東北8道県）以外のブロック知事会を構成する都府県に広域応援を要請する場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて要請できている。

- (3) 知事（災害対策本部総括班）は、市町村長からの要請により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県消防機関所有ヘリコプターの派遣要請を行う。
- (4) 県（災害対策本部各班）は、災害が発生して、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は知事の権限に属する事務の一部を他都道府県に委託して、他都道府県知事にこれを管理し、及び執行させることができる（災害対策基本法第75条）。
- (5) 知事（災害対策本部総括班）は、他の都道府県に職員派遣を要請したときは、派遣された職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受入れ体制を整備するものとする。
また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。

第5 県と防災関係機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、県（危機管理総室、災害対策本部各班）においては次のとおり協定等を締結し、あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

1 日本赤十字社福島県支部との委託契約

「災害救助業務委託契約書」

災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約で、昭和58年4月1日に締結している。

2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定

(1) 「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定書」

災害時において緊急の通信を必要とする場合に、放送の実施を要請することになっている。

・協定締結機関名

日本放送協会福島放送局、(株)ラジオ福島、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)エフエム福島、福島県コミュニティFM放送協議会

(2) 「災害時等における報道要請に関する協定」

災害時等において被害の拡大の防止等を図るため、報道の要請を行うこととなっている。

・協定締結新聞社名

(株)朝日新聞社福島総局、(株)毎日新聞社福島支局、(株)読売新聞社福島支局、(株)日本経済新聞社福島支局、(株)産業経済新聞社福島支局、(株)河北新報社福島総局、(株)時事通信社福島支局、(一社)共同通信社福島支局

3 防災関係機関会議の開催

県（危機管理総室、災害対策本部各班）、警察本部、陸上自衛隊（第44普通科連隊）、日本赤十字社福島県支部、東日本電信電話(株)福島支店、東北電力(株)福島支店及び東北電力ネットワーク(株)福島支社において、防災関係機関会議を開催し、協力体制の確立を図っている。

第6 民間事業者との災害時応援協定

1 県における協定

県（災害対策本部各班、関係各部・班）は、第2章第20節「災害時相互応援協定の締結」のとおり、民間事業者・団体に応援を求める。

特に、県倉庫協会、(公社)県トラック協会は災害時応援協定に基づき、災害対策本部物資班に参画するとともに、物資の受け入れ、保管管理及び配送等を行う物資供給拠点としての体制を整備するものとする。

2 市町村における協定

市町村においても、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

第7 市町村と公共的団体等との協力

市町村は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、市町村地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 罹災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第8 他の都道府県等への応援

1 応援体制

他の都道府県において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災都道府県から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合又は応急対策職員派遣制度等に基づき国から応援若しくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。その場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

危機管理部長は、被災した他の都道府県又は被災した県内市町村に対する応援のため、危機管理部内に福島県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。応援本部は、全庁的な支援体制が必要なときは、災害対策本部における事務分掌に準じて「連絡会議」等を設置し、全庁的な体制により応援を行うものとし、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。

なお、直接各部局へ被災都道府県又は国から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応するものとし、その実施内容については、危機管理総室（災害対策本部総括班）へ連絡するものとする。

さらに、被災都道府県からの要請に応じて福島県内の備蓄物資、資機材等を可能な範囲で被災都道府県へ提供するとともに、全国・全世界からの支援物資について、輸送の中継を行う。

上記の応援については、他都道府県において大規模な災害が発生し、本県独自の判断で応援をする場合も同様とする。

2 北海道・東北地域への応援

- (1) 北海道・東北地域で大規模な災害が発生した場合には、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、北海道・東北ブロック内の被災道県に対する支援は、カウンターパート制を採用して対応する。カウンターパート制により県が応援する被災県は次のとおり

被災県名	第1順位	第2順位	第3順位
新潟県	福島県	山形県	宮城県
宮城県	山形県	福島県	北海道
山形県	宮城県	新潟県	福島県

- (2) 応援の割当を受けた場合、県は次の役割を担う。

- ア 被災道県に対する人的・物的応援の実施
- イ 連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握
- ウ 北海道・東北8道県広域応援本部（以下「広域応援本部」という。）に対する被災状況等の報告

3 2以外の地域への応援

- (1) 南海トラフ地震、首都直下地震等大規模な災害が発生した場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づくブロック間応援の要請があったときは、県は現地調査員を派遣する。
- (2) 広域応援本部は、現地調査員が収集した情報等を活用して、応援に係る包括的な調整を行い、被災道県に対して応援を行う道県の割当を行う。
- (3) 応援の割当を受けた場合、県は次の役割を担う。
- ア 被災道県に対する人的・物的応援の実施
 - イ 連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握
 - ウ 広域応援本部に対する被災状況等の報告

第9 受援体制の構築

1 県における受援体制

全国の自治体等からの応援の受入れについては、災害対策本部総括班受援連携・ユニットが行う。なお、受援・連携ユニットの担当業務は、次のとおり。

- (1) 北海道・東北ブロック協議会や全国知事会等と連絡調整し、必要な場合、県への応援職員の派遣を要請する
- (2) 国関係機関、民間団体等からの県への応援職員を受け入れ、受援部局の調整や常駐スペース等の手配を行うとともに、一日毎の活動人員名簿を作成する。
- (3) 災害時応援協定締結団体からの受援について調整する（物資班に係るものを除く）。
- (4) 外部応援職員の県災害対策本部員会議への出席を調整する。
- (5) 国等関係機関会議について、県出席者や提出書類の調整を行う。
- (6) 必要な場合、応援職員の宿泊場所を確保する。
- (7) 市町村班を通して被災市町村の受援状況を把握する。
- (8) その他応援の受入れのあっせん及び受入窓口についての情報提供

※ 具体的な受援活動は、「福島県災害時受援応援計画（受援計画編）」に基づき実施するものとする。

2 市町村における受援体制

市町村は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、警察本部、市町村、報道機関)

災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県、市町村及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 県の広報活動

1 報道機関、国機関等との連携体制の強化

県をはじめとする防災関係機関は、報道機関から、災害報道のための取材活動をするに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力を行うものとする。

この際、県は、災害対策本部を設置した場合に広報の窓口を災害対策本部事務局情報班及び知事公室班に集約し、混乱した状況の中で、不正確な情報が提供されることを防ぎ、災害の拡大を防止し、県民の安全・安心につながる情報を積極的に広報する。

また、報道機関においても、各防災関係機関から、災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

さらに、指定地方行政機関、公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

2 広報内容

県（知事公室班）は、災害について収集した情報のうち、県民生活に関係する、特に被災者の必要性に即応した情報を中心に、以下の事項について広報を行う。

この際、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び災害警備活動に関する情報
- (2) 火災及び水害等の防止に関する情報
- (3) 市町村等が実施した避難に関する情報
- (4) ライフライン、交通機関の稼働状況及び交通規制の状況に関する情報
- (5) 安否情報
- (6) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (7) 義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (8) 被災者への支援策に関する情報（各種特例措置、融資・貸付制度、弔慰金・見舞金・支援金等）
- (9) 犯罪防止、流言飛語の防止に関する情報
- (10) ボランティアに関する情報
- (11) その他応急対策活動の状況の他、必要と認められる情報

なお、被災していない地区の状況についても、状況問い合わせ、安否確認のための電話の殺到、被災地への車の流入等を極力防止するため、状況が判明し次第、安心情報として積極的に広報を行うよう努める。

3 広報の方法

(1) 一般広報

県（知事公室班）は、収集・選別した情報について、以下の方法により広報を行う。

- ア 市町村等の広報体制を活用した広報
- イ 広報車による広報

- ウ ヘリコプターによる広報
 - エ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - オ インターネットを利用した広報（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など）（知事公室班・情報統計班）
 - カ 携帯電話を活用した広報
 - キ テレホンサービスによる被災地情報提供
- (2) インターネットを利用した広報の留意点
- インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。
- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
 - イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。
 - ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
 - エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。
- (3) 報道機関への発表
- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
 - イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者（知事公室広報課長）の立会いのもとに、県政記者クラブで実施するものとする。
 - ウ 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報責任者に発表事項及び発表場所等について協議するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。
 - エ 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部広報責任者と協議の上、実施するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。
 - オ 知事公室班長は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。
- (4) 報道機関との協定
- 県（危機管理総室）は、災害対策基本法第57条の規定に基づき「災害時における放送要請に関する協定」を放送機関と協定している。
- また、県（危機管理総室、警察本部）は、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、「災害時等における報道要請に関する協定」を新聞社と協定している。
- (5) 災害情報共有システム（Lアラート）
- 県（危機管理総室、災害対策本部情報班）及び市町村は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

(6) 要配慮者に配慮した広報の実施

次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

- ア 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報（生活環境班、(公財)福島県国際交流協会等）
- イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施（知事公室班、生活福祉班）

第2 市町村等の広報活動

市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 当該市町村における避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 市町村間の協力による広報

市町村は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県（知事公室班）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第7節 救助・救急

(危機管理部、市町村、消防本部、その他防災関係機関)

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市町村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、県民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び県民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市町村（消防機関を含む）による救助活動

- 1 市町村は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。
- 2 市町村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県（災害対策本部総括班）に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 市町村は、当該市町村で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団

体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 県の業務

- 1 県（災害対策本部総括班）は、市町村から被災者等の救助活動について応援を求められ、また、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずるものとする。

なお、県は、各種の応急対策の実施に当たり、救助活動が住民の生命にかかわる業務であるという観点から、市町村において救助活動を優先して実施できるよう配慮するものとする。

- (1) 県職員を派遣し救助活動を支援する。また、消防防災ヘリコプターを活用し、救助活動を行う。
- (2) 他の市町村に対し応援を要請する。
- (3) 自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (4) 救助活動の総合調整を行う。

この場合において、必要に応じ、現地対策本部を設置し、警察、市町村、消防本部、自衛隊、他県からの応援部隊等の救助活動全体を調整する。

- 2 県（災害対策本部総括班）は、必要に応じて、消防防災ヘリコプターを活用し、医療機関と連携して救出された負傷者等の救急搬送を行う。
- 3 県（危機管理総室、総括班）は、水害、土砂災害による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての意識啓発
 - (2) 救助技術の教育、救助活動用資料の作成
 - (3) 救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。
 - (4) 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁や関係事業者と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第4 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携し

て出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

消防署（所）、消防団詰所及び町内会事務所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第5 広域的な応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市町村長は県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第8節 自衛隊災害派遣

(危機管理部、警察本部、陸上自衛隊、市町村)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

知事（災害対策本部総括班）は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために市町村長、警察署長及び防災関係機関から自衛隊派遣要請の要求等を受けたとき、又は自らの判断により自衛隊の派遣を要すると認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- (13) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- a 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- b 大津波警報の発表に伴い、沿岸部に大規模な災害の発生が急迫している場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- c 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動の恐れが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「避難準備」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対

処ができない場合。

- d 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。

(14) その他

知事（災害対策本部総括班）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

福島県知事

知事（災害対策本部総括班）は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から、自衛隊の災害派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、直ちに派遣要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣要請要領

知事（災害対策本部総括班）は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊と協議の上、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合に当たっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 福島県全域

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

Tel 024-593-1212 内線235（県総合情報通信ネットワーク811-280-01）

時間外 福島駐屯地当直司令 内線302（県総合情報通信ネットワーク811-280-02）

第3 市町村長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

市町村長は、市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

- (1) 市町村長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長（災害対策地方本部総括班）を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長（災害対策地方本部総括班）へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 市町村長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

第4 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼

災害の区域を管轄する警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（災害対策本部総括班）に対して自衛隊災害派遣要請の依頼を行うことができるものとする。

この場合、知事（災害対策本部総括班）は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続きをとるものとする。

2 災害派遣要請の依頼要領

(1) 依頼に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により依頼し、事後、文書を送達するものとする。

なお、警察署長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、警察本部長（災害対策課）を経由して依頼するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 警察署長及び官公署の長は、前項の依頼ができない場合は、第3の2の(2)の措置に準ずるものとする。

第5 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、市町村、県（災害対策本部総括班）及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに知事（災害対策本部総括班）及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により本県との連絡が途絶した場合や市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事（災害対策本部総括班）の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事（災害対策本部総括班）から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事（災害対策本部総括班）が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事（災害対策本部総括班）からの要請を待ついとまがないと認められること。

第6 自衛隊との連絡

1 情報の交換

県（災害対策本部総括班）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、自衛隊と絶えず情報の交換をするものとする。

2 連絡班の派遣依頼

県（災害対策本部総括班）は、災害が発生する段階に至った場合又は災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、自衛隊に対し県災害対策本部（本部設置前には危機管理総室）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

3 連絡班の自主派遣

自衛隊は、大規模な災害発生の覚知後、県災害対策本部（本部設置前には危機管理総室）と連絡が取れない場合、連絡班の派遣依頼を待ついとまがないと判断した場合及び特に必要があると認められる場合は、自らの判断で県庁に連絡班を派遣するものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

知事（災害対策本部総括班）、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事（災害対策本部総括班）及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

知事（災害対策本部総括班）及び市町村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立

市町村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市町村役場又は災害現場に市町村と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

知事（災害対策本部総括班）は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長及び関係市町村長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。受入地については、福島空港、SA/PA、「道の駅」等の活用を検討する。

また、知事（災害対策本部総括班）は、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、県職員を現地に派遣するものとする。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として災害地市町村役場又は市町村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第9 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事（災害対策本部総括班）から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第10 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市町村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、市町村の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第9節 避難

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、自衛隊、福島海上保安部、防災関係機関、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地方整備局)

【平時の対応については第2章 第9節 避難対策を参照】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難指示等の発令

市町村長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市町村長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市町村は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市町村は、避難指示等について、第2章 第9節 第1で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合

には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	市 町 村 長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル 4)	市 町 村 長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等 (警戒レベル 4)	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海 上 保 安 官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	自 衛 官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

	市 町 村 長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍 の堅固な建物への待 避等緊急安全確保 措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとして いる場合において、立退きを行うことが かえって危険であり、緊急を要すると認め られるとき。
--	--------------------------	--	---

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ 高潮

高潮に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報がある。

エ その他

市町村で定める基準に達したとき。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨や高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>

(3) 指定行政機関等による助言

市町村は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・高潮災害 福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・津波災害 福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 避難のための指示の内容

市町村長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 市町村の措置

ア 知事への報告

市町村長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示等の有無
- (イ) 避難指示等の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

イ 住民への周知

市町村は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、市町村地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

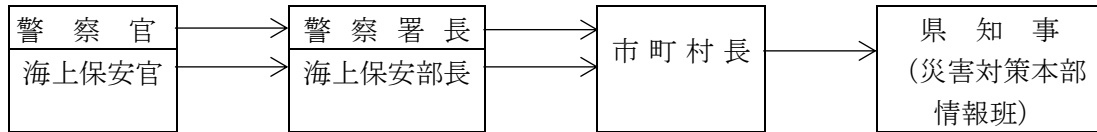
(2) 県（災害対策本部総括班）の措置

県は、市町村又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により市町村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示及び「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには地すべり防止法又は水防法に基づき自ら避難の指示を行った場合は、第6節の災害広報により、広報を行なう。

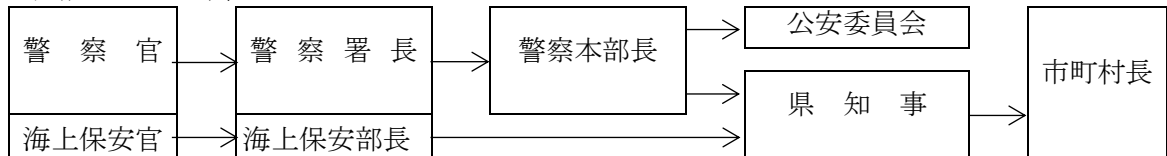
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警察官又は海上保安官の措置の報告系統

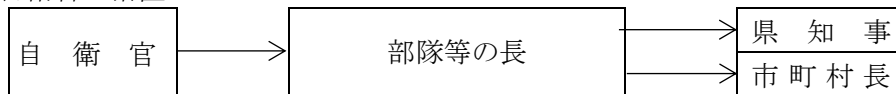
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(4) 自衛官の措置



4 避難指示等の解除

市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市町村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条、市町村が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

市町村は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するた

めに特に必要があると認めたとときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長又は避難指示等を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、

下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 県の業務

県（災害対策本部避難支援班）は、被災地域市町村長から避難状況の情報を収集するなど状況を把握するとともに、災害救助法適用市町村長から、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達の要請があった場合は、「第12節 緊急輸送対策」により車両等を確保するものとする。

(1) 災害救助法による避難輸送の範囲

ア 被災者自身を避難させるための輸送

(ア) 災害によって被害を受けた者

(イ) 災害によって被害を受けるおそれのある者（市町村長等の指示による避難に限る。）

イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第4 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市町村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

県（生活環境班）及び市町村は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 県の役割

県（災害対策本部避難支援班）は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

(2) 被災市町村の役割

被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

2 県外避難の調整

県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

県（災害対策本部情報班）又は市町村は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者か

ら追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

県（災害対策本部情報班）又は市町村は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

県（危機管理総室）は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県（災害対策本部総括班及び情報班）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第10節 避難所の設置・運営

(危機管理部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、自衛隊、防災関係機関、(一社)福島県警備業協会、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

【平時の対応については第2章 第9節 避難対策を参照】

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として市町村が実施するものとする。
- (2) 市町村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県（災害対策本部避難支援班）、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、被災市町村で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、被災市町村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）が自ら避難所を設置することができる。

2 市町村長の措置

市町村長は、市町村地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、市町村はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部避難支援班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

・開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所 イ 箇所数及び受入人員 ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県（災害対策本部避難支援班）をはじめ警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(3) 避難所における措置

避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

市町村は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また市町村は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。なお、県（健康衛生班）は、必要に応じて福島県獣医師会等へ協力を要請するものとする。

イ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

カ 感染症対策

市町村は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ その他被災状況に応じた救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、市町村長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市町村長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

3 県の措置

県（災害対策本部避難支援班）は、被災地域市町村長から避難状況、受入れを要する人員及び受入状況の報告を受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認するものとする。

また、野外受入施設の設置を要する場合において、市町村長から要請があった場合は、建築班へその仮設又は技術指導を要請するものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、市町村災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う市町村職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

なお、避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、警察本部は、(一社)福島県警備業協会に、県（災害対策本部避難支援班）は、ALSOK福島株式会社に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。

(2) 市町村長は、町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

(4) 市町村や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市町村は避難所の運営を行う。

(6) 県（災害対策本部避難支援班）は、避難所の運営状況について市町村と連絡調整を密に行い、避難所運営の優良事例を他の避難所に積極的に提供し、避難所運営の改善を促進する。

また、必要に応じて職員を避難所へ派遣し、避難所運営支援を行うものとする。

2 住民の避難先の情報把握

市町村は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末

エ 洗濯機・乾燥機
オ 仮設風呂・シャワー

ケ 簡易台所、調理用品
コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

市町村は、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市町村の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

なお、県（災害対策本部避難支援班及び物資班、健康衛生班）及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の

確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(5) 施設・設備の整備

市町村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

6 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市町村は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市町村庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第11節 医療（助産）救護

（危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会）

【平時の対応については第2章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備を参照】

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

県（健康衛生班）は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を県民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

保健福祉事務所は、市町村及び郡市地区医師会、地域歯科医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、市町村の防災行政無線により報告を行う。

県（健康衛生班）は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、DMAT、医療救護班などの医療関係機関や、市町村などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提供する。

第2 医療（助産）救護活動

県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班、生活福祉班）、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、被災者・要支援者等に対する精神保健医療活動を実施する。

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 県

(1) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

ア 避難所（福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）

イ 災害現場

ウ 医療機関

(2) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容

ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整

イ 各DMAT本部における統括及び本部業務

- ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
 - オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
 - カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等
- (4) 医療救護班の業務内容
- ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）
 - イ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ 薬剤又は治療材料の支給
 - オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - カ 看護
 - キ その他医療救護に必要な措置
- (5) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。
- また、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。
- (6) 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請するものとする。
- (7) 県（保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。
- (8) 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。

2 市町村

- (1) 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ郡市地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 市町村は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないとき、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）に対し協力を要請する。

3 その他の機関

(1) 日本赤十字社福島県支部

ア 日本赤十字社福島県支部は、県（健康衛生班）の要請に基づき、保健医療福祉調整本部に日赤災害医療コーディネーターチーム又は職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、当県支部と同様の取扱いとする。

(2) (一社)福島県医師会・(公社)福島県歯科医師会・(公社)福島県看護協会・(一社)福島県助産師会

ア (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会及び(一社)福島県助産師会は、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）及び市町村から協力要請があり、その必要を認めたときは、郡市地区医師会、地域歯科医師会に救護活動を要請する。

イ (公社)福島県看護協会は、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援する。

ウ 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。

(3) (一社)福島県薬剤師会

(一社)福島県薬剤師会は、県（健康衛生班）、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）、市町村及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）、市町村及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、

搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）及び市町村は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

1 県（健康衛生班）

- (1) 県は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により市町村、医療機関等から医薬品等の供給要請があった場合は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会との委託契約に基づき、卸幹事営業所に供給要請を行うとともに、数量が不足するなどの不測の事態が発生した場合には、二次的供給にあたるその他の営業所に供給要請を行うものとする。
- (2) 県は、災害発生後医薬品等の薬事営業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医薬品等の調達に努める。
- (3) 県は、状況に応じ、県立病院等が所有している医薬品等の活用にも努める。

2 市町村

市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県（健康衛生班）に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

県（健康衛生班）は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- 1 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、県民の献血による血液の確保に努める。
- 2 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の受入を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター、多目的医療用ヘリ及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県（健康衛生班）及び市町村は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整

県（健康衛生班）は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県内他地域又は県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

第12節 緊急輸送対策

(総務部、危機管理部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、各道路管理者、(公社)福島県トラック協会、(公社)福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会)

【平時の対応については第2章 第8節 緊急輸送路等の指定
及び 第20節 災害時応援協定の締結を参照】

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

(1) 各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

県（災害対策本部物資班）は、県有備蓄物資を保管する民間事業者の倉庫や県倉庫協会との災害時応援協定により、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。また、市町村は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 緊急支援物資等受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、地震災害時の緊急支援物資や資材等の海上輸送を円滑に行うため、岸壁や荷役施設、野積場等の港湾機能を速やかに確保する。

また、市町村及び県（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、東北運輸局福島運輸支局、倉庫事業者等の協力を得ながら、受入れ港周辺の荷捌、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

4 緊急支援物資等受入れ空港の確保

物資受入れ空港の管理者（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、災害時の緊急支援物資や資材等の航空輸送や、災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行うため、福島空港の機能を速やかに確保する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県（災害対策本部総括班）及び市町村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 県の確保体制

県の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

- (1) 車両の確保

ア 県有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用するものとする。

さらに、車両が不足する場合においては、総務部（文書管財総室）において集中して管理している車両を利用するものとする。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は管轄警察署に事前届出の申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

イ 外部への協力要請

(ア) 県（災害対策本部物資班、生活環境班）は、あらかじめ締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、（公社）福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。

（公社）福島県トラック協会は、「緊急輸送実施要綱」に基づき、緊急輸送対策本部を設置し、トラック協会各支部の協力により災害時の緊急・救援輸送を行う。

また、県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、予め締結した「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、（公社）福島県バス協会加盟のバス事業者に対して緊急・救援輸送についての協力要請を行う。

(イ) 各防災担当総室は、関係業者（特殊車両等保有業者）に対して、保有する特殊車両等についての利用について協力要請を行う。

(ウ) 県（災害対策本部総括班）は、陸上自衛隊に対する派遣要請を行う。

ウ 指定公共機関等への要請

被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人並びに輸送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請することができる。

この場合、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の輸送を行うべきことを書面で指示することができる。

(2) 船舶の確保

ア 県有船舶の利用（農林水産部生産流通班、土木部河川港湾班）

イ 県漁業協同組合連合会に対する漁船の協力要請（農林水産部生産流通班）

ウ 東北運輸局福島運輸支局に対する調達・あっせんを依頼（危機管理部危機管理総室）

エ 福島海上保安部への応援要請（危機管理部危機管理総室）

(3) 航空機（ヘリコプター）の確保

ア 県消防防災ヘリコプターの利用（危機管理部危機管理総室）

イ 警察本部保有のヘリコプターの利用（警察本部）

ウ 陸上自衛隊への派遣要請（危機管理部危機管理総室）

エ 第二管区海上保安本部への応援要請（危機管理部危機管理総室）

オ 民間ヘリコプター会社に対する協力要請（危機管理部危機管理総室）

(4) 鉄道車両の確保

鉄道機関に対する協力要請（生活環境部生活環境総室）

2 市町村の確保体制

(1) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 市町村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

3 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

- (1) 警察本部及び道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県（災害対策本部情報班、道路班）に集約する。集約した情報をもとに、県（災害対策本部物資班、道路班）は輸送にあたる運送事業者に交通情報を提供する。運送事業者においても、実走に基づく通行可能な道路の情報を県（災害対策本部物資班、道路班）に情報提供し、情報の共有を行う。
- (2) 県（災害対策本部総括班、道路班）は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第13節 災害警備活動及び交通規制措置

(警察本部、福島海上保安部)

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、県民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 災害警備活動

1 災害警備体制

(1) 職員の招集

警察本部は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

(3) 警察災害派遣隊の運用

警察本部は、被災状況の全体把握に努めるとともに、警察災害派遣隊（被災都道府県警察本部の要請により出動し、被災情報の収集及び連絡、避難誘導、救出救助、検視・死体見分及び身元確認の支援、緊急通行路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の捜索、治安の維持、被災者等への情報伝達等の任務を行う部隊）の援助を必要と認めるときは、直ちに警察庁と調整の上、隣接（近接）都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

2 災害警備活動

(1) 災害情報の収集

警察本部は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出救助活動

警察本部は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、市町村等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身元確認等

警察本部は、市町村等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

警察本部は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

警察本部は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察本部は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

警察本部は、市町村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

警察本部は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

交通情報の収集

警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。



イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

警察本部は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

警察本部は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様式下）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3様式下）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて、特別の番号標を有しているものを除く）。

イ 確認手続き

県（生活環境班又は地方振興局）又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行うものとする。

ウ 公安委員会は、事前届出の申請等の処理について、知事（生活環境班）と必要な調整を図るものとする。

エ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第3 海上警備活動等

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において監視・警戒を行う。

第14節 防疫及び保健衛生

(生活環境部、保健福祉部、東北地方環境事務所)

【平時の対応については第2章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備を参照】

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 県の業務

(1) 防疫体制の確立

県（健康衛生班）は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

(2) 健康診断

(3) 患者等に対する措置

- ア 就業制限
- イ 入院の勧告、措置、退院
- ウ 入院患者の医療
- エ 移送
- オ その他の手続き

(4) 消毒その他の措置

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施
- ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施
- エ 遺体の移動制限等
- オ 生活の用に供される水の使用制限等
- カ 建物に係る措置
- キ 交通の制限又は遮断の措置
- ク その他の手続き
- ケ 臨時の予防接種の命令、実施

(5) 報告

ア 被害状況の報告

県（健康衛生班）は、被害の状況、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、管内市町村の状況を取りまとめて速やかに厚生労働省に報告する。

イ 防疫活動状況の報告

県（健康衛生班）は管内市町村の報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第 302号公衆衛生局長通知様式（2）に記載する事項を毎日厚生労働省へ報告する。

2 市町村の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 県（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 県（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 県（健康衛生班）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

県（健康衛生班）の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健所長を経由して県（健康衛生班）あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日県（健康衛生班）へ報告する。

第2 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県（健康衛生班）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、管轄保健福祉事務所長指揮下又は中核市保健所と連携して活動を行うものとする。

2 食品衛生監視班の編成及び指揮

当該地区の管轄保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、管轄保健福祉事務所長の指揮下又は中核市保健所と連携して以下の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県（健康衛生班）・市町村は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、保健福祉班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回したりして、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

市町村等が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

県（健康衛生班）・市町村の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

また、県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努

めるものとする。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

県（生活福祉班、健康衛生班）は、災害の状況に応じ、被災地に災害派遣精神医療チーム（DPA T）を派遣して精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

県（生活福祉班、健康衛生班）及び市町村は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPA T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県（生活福祉班、健康衛生班）は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 保健所の指揮調整機能支援

県（保健医療福祉調整本部）は、保健医療福祉調整地方本部の応援要請に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を派遣する。

また、他都道府県からの災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援が必要と判断した場合、厚生労働省健康局健康課に応援派遣に関する調整を依頼する。

第7 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 県（健康衛生班）

(1) 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

ア 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

イ 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

(2) 調達計画

ア 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。

イ 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

2 市町村

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第8 動物（ペット）救護対策

1 県（健康衛生班）の業務

(1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

(2) 動物愛護センター所長、同会津支所長及び同相双支所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。

2 市町村の業務

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第15節 廃棄物処理対策

(生活環境部、市町村、東北地方環境事務所)

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

市町村（関係一部事務組合を含む。以下この節において同じ。）においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

市町村は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市町村は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市町村は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市町村は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として市町村またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県（環境保全班）、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理

状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県(環境共生班、環境保全班、建築班)及び市町村は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市町村は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

市町村の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市町村は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、

共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処置を講ずる。

第4 応援体制の確保

市町村は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。県は、市町村からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、市町村は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。県（避難支援班）は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第16節 救援対策

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、水道事業者、水道用水供給事業者、東北農政局)

【平時の対応については第2章 第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備
及び 第21節 災害時相互応援協定の締結を参照】

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

市町村は、県（健康衛生班）及び国の協力を得ながら災害による避難者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 市町村の対策

ア 市町村は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 市町村は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県（健康衛生班）の対応

県は、被災市町村の給水状況及び必要応急給水量を把握し、必要に応じ他の市町村水道事業者及び国の救援について、連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 水道事業者の対策

水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市町村が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

県（健康衛生班）、市町村及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

市町村及び県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

このうち、県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北農政局福島地域センターなどと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 調達及び供給

(1) 県（生産流通班、産業振興班、生活環境班）の措置

ア 県（生産流通班）は、「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定」を締結しており、市町村の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給を要請する。

イ 県（生産流通班）は、災害の状況その他必要に応じ、農林水産省総合食料局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米の供給を要請する。

ウ 県（生産流通班）は、「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき全国農業協同組合連合会福島県本部、及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。

さらに、県（産業振興班）は、協定等に基づき広域的な調達能力を有する販売業者等に、県（生活環境班）は、福島県生活協同組合連合会に、食料の調達を要請する。

(2) 市町村の措置

市町村は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

3 協定に基づく応急物資の調達

県（災害対策本部総括班）は、災害の状況その他に応じ、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」等に基づき関係都道府県に対し、食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

市町村及び県（災害対策本部物資班、産業振興班）は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

このうち、県（災害対策本部物資班、産業振興班）が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県（災害対策本部物資班、産業振興班）は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に

物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

(1) 県（災害対策本部物資班、産業振興班）の措置

県（災害対策本部物資班、産業振興班）は、市町村の要請に基づき、広域の調達力を有する販売業者等から協定等により生活必需物資等を調達するなどして、市町村への円滑な供給を図る。

この場合において、県（生活環境班）も、福島県生活協同組合連合会との連絡調整を行い、生活必需物資等の供給を実施する。

また、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、又は非常本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

(2) 市町村の措置

市町村は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

4 避難者への給与

避難所においては、避難者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 燃料等の調達・供給対策

1 調達・供給対策

(1) 県（災害対策本部物資班）は、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行うものとする。

(2) 県（災害対策本部物資班）は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、福島県石油業協同組合に対して燃料等の供給を要請するものとする。

(3) 県（災害対策本部物資班）は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

2 燃料等の範囲

調達する燃料等は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等とする。

第5 支援物資等の支援体制

県（災害対策本部物資班）及び市町村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関

は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第6 義援物資及び義援金の受入れ

1 物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

県（生活福祉班）及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県（災害対策本部物資班、生活福祉班）及び市町村の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

県（災害対策本部物資班）は、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、県（知事公室班）は、上記の受入を辞退することについては、県のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

2 義援金の受入れ

県（生活福祉班）及び市町村は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

第17節 被災地の応急対策

(総務部、危機管理部、土木部、福島財務事務所、日本銀行福島支店、福島海上保安部、市町村)

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

(1) 建築物応急危険度判定士等の養成、派遣

県（建築班）は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」を養成し登録するとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（都市班）は、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により宅地が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（河川港湾班）は、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する斜面判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により土砂災害が発生した場合においては、斜面判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

(2) 市町村は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市町村長がその障害物の除去を行うものとする。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、市町村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第3章災害応急対策計画第18節に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路における障害物の除去

- (1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- (3) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 港湾・漁港の航路等における障害物の除去

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・軽石・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部（軽石においては国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。
- (2) 福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が管理する道路上の障害物の除去についての計画の実施は、それぞれの管理者が行う者とする。
- (4) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

5 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には市町村（関係一部事務組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、市町村等においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

6 関係機関との連携

- (1) 県（関係各部署）は、国の出先機関、市町村、県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。
- (2) 県（建設事務所）は、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、所轄の建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。
- (3) 県（関係各部署）は、市町村等から住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

県（知事公室班）及び市町村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市町村は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

県においては、各地方振興局（災害対策地方本部）が、関係部署及び関係機関の協力を得て行うものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部署及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

- (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に

応じ日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第18節 応急仮設住宅の供与

(企画調整部、土木部、市町村、(一社)プレハブ建築協会、(一社)福島県建設業協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ログハウス協会、(一社)日本木造住宅産業協会、(公社)福島県宅地建物取引業協会)

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事(災害対策本部被災者支援班、建築班)が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、市町村と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を市町村長に委任することができるものとする。
- (3) 県、福島市、郡山市及びいわき市は、災害の規模及び範囲に応じて、建築基準法第85条第1項の規定による非常災害区域等の指定を行うものとする。
- (4) 市町村は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (5) 県(災害対策本部被災者支援班、建築班)及び市町村は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、次の団体に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。
 - ・(一社)プレハブ建築協会
 - ・(一社)福島県建設業協会
 - ・(一社)全国木造建設事業協会
 - ・(一社)日本ログハウス協会
 - ・(一社)日本木造住宅産業協会
- (6) 県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適性かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、第3章災害応急対策計画第17節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が当該市町村長の協力を求めて行うものとする。

ただし、県は状況に応じて当該市町村長に事務委任することができるものとする。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

ア 都市計画公園予定地

イ 公営住宅敷地内空地

ウ 公園、緑地及び広場

エ 県有施設敷地内空地

オ 国・市町村が選定供与する用地

カ その他の適地

現在、県（建築班）においては、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」に基づき、毎年1回調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能地の把握を行っている。

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

県（建築班）及び市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

県（災害対策本部被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

県（建築班）及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事（災害対策本部被災者支援班）が行うものであるが、対象とする住家の選定について、市町村と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は応急修理を市町村長に委任することができるものとする。
- (3) 県、福島市、郡山市及びいわき市は、災害の規模及び範囲に応じて、建築基準法第85条第1項の規定による非常災害区域等の指定を行うものとする。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

ア 次の要件をすべて満たす者とする。

- (ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの

限りではない。

- (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

(2) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

- イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第19節 死者の捜索、遺体対策等

(危機管理部、保健福祉部、警察本部、福島海上保安部、市町村)

県又は市町村は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 県医師会及び県歯科医師会との協力体制の整備

警察本部は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県医師会及び県歯科医師会等との協力体制の整備を図っておくことが重要である。

県（健康衛生班）が派遣した医療救護班においても、検案業務を行うことになっている。

3 広域的な遺体対策体制の整備

市町村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

この場合において、県（健康衛生班）は、民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な支援体制の調整を行い、市町村を支援する。

第2 遺体の捜索

1 捜索活動

(1) 市町村は、県（健康衛生班、災害対策本部総括班）、警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。

この場合において、市町村は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船艇及び航空機等により捜索する。

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。

(2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

3 市町村以外の機関の対応

県（健康衛生班、災害対策本部総括班）及び消防機関は、市町村の実施する行方不明者の捜索活動を支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官又は海上保安官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、市町村が県（健康衛生班）に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市町村は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

(1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

4 警察本部及び福島海上保安部の対応

(1) 検視場所の開設

市町村と協議の上、検視場所を開設する。

この際、市町村は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官又は海上保安官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

市町村が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、市町村が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、市町村は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 市町村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 市町村は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

- (1) 火葬・埋葬は原則として当該市町村内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

- (ア) 棺（付属品を含む）
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第20節 生活関連施設の応急対策

(保健福祉部、土木部、水道事業者、水道用水供給事業者、下水道事業者、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、(一社)福島県電設業協会、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、(一社)福島県LPガス協会、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部、各鉄道事業者、東北運輸局、東日本電信電話(株)、各放送事業者、東北総合通信局、工業用水道事業者)

【平時の対応については第2章 第7節 電力、ガス施設災害予防対策を参照】

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、県は、情報収集で得た航空写真、画像等について、ライフライン事業者等の要望に応じた情報提供に努めるなど、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

県（健康衛生班）は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整をするものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

県（健康衛生班）及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るもの

とする。

2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

また、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
 - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
 - オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
 - カ その他事故防止のため留意すべき事項。
- (2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

- ア 気象、地象情報
- イ 一般被害情報
一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
- ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- イ 復旧の状況と見通し
- ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- エ 従業員の被災状況
- オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

- (1) 災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。
- ア 復旧応援要員の必要の有無
 - イ 復旧要員の配置状況
 - ウ 復旧資材の調達
 - エ 復旧作業の日程
 - オ 仮復旧作業の完了見込み
 - カ その他必要な対策
- (2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最

も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

8 県の措置

県（建築班、建設事務所）は、外線以外の工事（各家庭等の内線工事の復旧は除く。）で、避難場所、公共施設、官公庁、各防災施設の内線工事の復旧、非常用電源の確保について、災害の状況により、必要に応じて（一社）福島県電設業協会に復旧を要請するものとする。

第4-1 ガス施設〔都市ガス〕応急対策

1 災害対策本部

ガス漏えい又は導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための供給停止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、次に掲げる備品等を通常から整備しておくものとする。

- (1) ファックス等の通信機器
- (2) 被害状況連絡表
- (3) 需要家リスト
- (4) 導管図等所要設備資料

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

- (2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、その事態が「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（（一社）日本ガス協会）に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生し、ガスの供給を停止する場合は、需要家の不安の除去に重点をおいて広報活動を行うものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 一般情報

ア 供給区域の気象に関する情報の収集

- (ア) 地方気象台からの気象情報
- (イ) 事業所等、周辺の状況の把握

イ 一般被害状況に関する情報の収集

- (ア) 一般住民の家屋被害情報、人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

- (イ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - (ウ) その他災害に関する情報（交通状況等）
- (2) 設備の被害情報
- ア ガス送出能力に係る設備の被害情報
 - イ ガス導管網の被害状況

5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

また、被害状況から供給継続の可否を総合的に判断できるよう供給停止判断のための基準等をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、供給停止の際の具体的な措置は次のとおりとする。

- (1) 製造を停止し、ガスホルダー、主要な中圧導管、整圧器等を緊急遮断して送出を停止する。
- (2) 二次災害の発生を防止するため、中圧導管内の残留ガスの減圧を行う。
- (3) 需要家への供給停止及びメーターガス栓閉止依頼の広報を行う。

6 復旧作業等

- (1) 災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 被害状況の概要
- イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

- (2) 復旧作業計画の策定、中圧以上の復旧作業、供給操作等は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第4-2 ガス施設〔簡易ガス〕応急対策

1 災害対策本部

ガス漏えい又は導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援実施要領」(一社)日本コミュニティーガス協会東北支部)に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRに努めるとともに、災害時においては、広報車等を通じて二次災害防止等の広報を行うものとする。

4 被害状況の把握(情報収集)

災害が発生したら、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 設備の被害情報

ア 特定ガス工作物に係る被害状況

イ ガス導管網の被害状況

(2) 需要家からの情報

ア 供給地点の気象に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害情報

(3) 一般情報

ア 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)

イ その他災害に関する情報(交通状況等)

5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合、警察、消防機関等から危険予防措置の要請があった場合等には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

6 復旧計画等

(1) 災害対策本部は、設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕6の(1)に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

(2) 復旧作業に日数を要する場合は、容器等による仮供給を行うものとする。

(3) 復旧作業計画の策定は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(4) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)に同じ。

第4-3 ガス施設〔LPガス〕応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕6の(1)に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

- (3) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)に同じ。

第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する東北本部及び各支社・現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する

ア 東北本部対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部

(ア) 本部長は、東北本部長及び各支社長とし、各支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 東北本部長及び各支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。

イ 現地対策本部

(ア) 東北本部及び各支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定した者とする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びF A Xを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

ア 迂回又は折り返し運転

イ 臨時列車の特発

ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第5-2 鉄道施設〔その他の私有鉄道事業者〕 応急対策

県内のその他の私有鉄道事業者は、重大事故その他風水害、火災等の災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害応急処理規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道(株)に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 電気通信施設等 応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県(文書管財班、情報統計班)、市(本部)及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器(無線機器、移動電源装置等)の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用

- エ 非常用公衆電話の設置
 - オ 臨時電報、電話受付所の開設
 - カ 回線の応急復旧
- (3) 応急復旧対策
- ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。
 - (ア) 応急復旧工事
 - a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
 - b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
 - (イ) 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
 - (ウ) 本復旧工事
 - a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事
 - イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第7 放送施設等応急対策

1 基本方針

(1) 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

(2) ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

(3) 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、県民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命にかんがみ、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

(4) 福島中央テレビ

県内で、地震、津波、風水害、噴火、火災、原子力災害などにより地域住民の人命 財産が失われ、あるいは危険にさらされている状態の場合には、非常事態対策本部を設置。BCP（事業継続計画）に基づき、非常時の放送を継続するため、放送機能を確保、支援する。

(5) 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

(6) テレビユー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

(7) エフエム福島

災害が発生した場合は「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。
なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

2 応急対策

(1) 日本放送協会福島放送局

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により機能維持に努め、放送の確保を図る。

取材・放送送出等に支障を来さないよう放送回線・通信回線・連絡回線等を確保し、放送体制の確立に万全を期す。

(2) ラジオ福島

ア 演奏系の被災に対するもの

- (ア) 本社に仮演奏所を設ける。
- (イ) 市内の適当な場所（N T T中継所等）に仮演奏所を設ける。
- (ウ) 郡山放送局に仮演奏所を設ける。

イ 送信系の被災に対するもの

- (ア) 空中線の倒壊、異常変化についてはメーカーに急報し、仮設空中線を建設する。
- (イ) 災害を受けない送信系機器を被災局に移動設置する。
- (ウ) 他社の移動用送信系機器を借用し、設置する。
- (エ) 中継、伝送系については、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。

ウ 電源設備

(ア) 停電

各局共、自家発電装置又はバッテリーによる予備電源があり、停電時に対応する。

- (イ) 火災
各局共、ハロン系消火設備が設置されており、火災時に対応する。
- エ 中継局設備
 - (ア) 送信系の被災については、イに準ずる。
 - (イ) 停電、火災については、ウの設備により対応する。
 - (ウ) 放送回線断に対しては、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。
- オ 災害情報速報体制
 - (ア) 第一段階
あらかじめ決められたインフォメーションを繰り返し放送する。
 - (イ) 第二段階
 - a 周辺の取材レポート
 - b 気象台、警察本部、消防本部からの発表を中心に放送する。
 - (ウ) 第三段階
 - a 被害状況の説明
 - b 飲料水、避難方向、救急病院の指示、誘導
 - c 食料、救援物資の指示
 - d 避難、誘導のお知らせ
 - e 関係機関から被災者への連絡
 - f 尋ね人の放送
- (3) 福島テレビ
 - ア 取材班
 - ① 取材計画体制及び取材方法
 - ② 非常時放送番組の制作送出
 - ③ 現地との連絡回線の確保
 - ④ 取材及び中継
 - ⑤ キー局・関係各社への連絡
 - イ 編成・放送班
 - ① 非常時番組の放送
 - ② マイクロ回線の確保
 - ③ キー局・関係各社への連絡
 - ④ 放送機能の確保
 - ⑤ 送信機能の確保
 - ⑥ 非常時放送の準備と送出
- (4) 福島中央テレビ
 - ア 本社・演奏所が被災し、機能を喪失した場合
機能回復に相当の時間を要すると判断した場合は、以下の方法により放送の継続に努める。
 - (ア) 衛星を利用し、送信所から番組を送出する。
 - (イ) 衛星を利用し、本社から番組を送出する。
 - (ウ) 系列局マスターの一部を使用し番組を送出する。
 - イ 送信所が被災し、機能を喪失した場合
基本的には社員及び専門メーカー技術員を緊急に招集し、機能回復に全力を注ぐものとする。
 - (ア) 空中線・送信機については、系列局の非常用可搬型設備を利用して復旧する。
 - (イ) S T L・T S L回線が被災した場合、F P Uによって対応する。

ウ 中継局

主要中継局が被災した場合は、以下の応急処置により放送の継続に努める。

- (ア) 停電が長時間に及ぶと判断した場合、可搬型発電機を使用する。
- (イ) 中継放送機器が被災した場合、代替放送機器を使用する。
- (ウ) 空中線・給電線系が被災した場合、社員及び専門メーカーによる応急措置及び修理を行う。

エ その他の設備

NTT回線が不通となった場合は、NTV系列のSNG（通信衛星）回線により番組の配信を受ける。長時間に及ぶ場合は、NTT端局・中継局と演奏所の間に臨時マイクロ回線を設置し対応する。

(5) 福島放送

放送設備、送出設備、演奏所、電源設備、送信所、中継施設、衛星受信局等の各箇所の被害については、迅速・的確に応急措置を講じ、放送の継続を確保する。

(6) テレビユー福島

ア 送信所、中継局設備

空中線、給電線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害がある場合は応急処置を講ずる。

イ 演奏所、施設設備

- (ア) 演奏所設備の一部が断の場合
 - a NTT回線断の場合 SNG回線に退避運用
 - b マスター設備断の場合 副調整室にて仮設運用
 - c 副調整室機能断の場合 中継車を出動させ仮設運用
 - d 受電系統断の場合 非常用発電機にて運用
- (イ) 演奏所設備が回復不可能と判断される場合は、送信所等から直接放送を行う。
 - a 中継車を出動させ仮設運用
 - b 連絡系統確保（仮設STLも含む）
- (ウ) 連絡回線開設順位
 - a SNG打合せ回線
 - b 各支社打合せ専用回線
 - c 業務無線専用回線（基地局回線）
 - d 加入回線
 - e 非常通信協議会加盟通信網

(7) エフエム福島

ア 放送設備

中継局設備を含め、空中線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害については社員及びメーカーによる応急処置を行う。

イ 演奏所設備

- (ア) マスター設備が被災した場合は、副調整室から運用
- (イ) マスター設備、副調整室共に被災した場合は、直接送信所から放送を行う。

ウ その他

衛星受信局が被災した場合は、ISDN回線で放送の継続を確保する。

第8 工業用水道施設等応急対策

工業用水道事業者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査等を実施し、次により工業用水道施設の復旧対策を行うものとする。

1 的確な情報伝達・広報活動

施設の被災状況や復旧見込み等について、速やかに工業用水使用企業や関係機関等に対して情報の提供を行う。

2 要員の確保

緊急時の配備体制により応急復旧に必要な要員の確保を図る。

3 応急復旧用資機材の備蓄品の活用と確保

応急復旧工事に必要な資機材の備蓄品の活用と優先調達を図る。

4 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場などの施設ごとに、次の事項等を内容とした復旧計画を策定する。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保

5 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

東北地域の各工業用水道事業者が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災しなかった協定事業者への応援を要請し、緊急の復旧に努める。

第21節 文教対策

(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会)

【平時の対応については第2章 第6節 建造物及び文化財災害予防対策
及び 第14節 防災教育を参照】

県・市町村教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。
ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、各校の児

童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。

- (2) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図る。

5 教員の確保

県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育庁義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を通じて教育総務課に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

教育総務課においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校に対しては高校教育課、特別支援教育課を通じて、市町村教育委員会に対しては教育事務所を通じて、

教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。
2 校舎が全部被害を受けた場合	a 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTAの適当なもの協力を求めること（退職教員等）。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう努めること。
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。

6 学用品の確保のための調査

- (1) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。
- (2) 県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するために、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずる。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、市町村の防災担当部局、県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）及び市町村教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の観点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市町村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除する等の特別措置を講ずる。

10 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、県教育委員会（文化財班）は、市町村文化財保護部局や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて以下の応急措置を速やかに市町村文化財保護部局へ指導し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう市町村文化財保護部局へ指導する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるよう市町村文化財保護部局に指導する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう市町村文化財保護部局を指導する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 要配慮者対策

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、市町村、県社会福祉協議会)

【平時の対応については第2章 第16節 要配慮者対策を参照】

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第9節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、被災市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

(2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

(3) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

2 県(保健福祉部各班、生活環境班)は、国(厚生労働省)との連携を図りながら、前記の市町村が行う措置について、他の都道府県及び市町村への応援要請等必要な支援を行う。

3 県(災害対策本部避難支援班、保健医療福祉調整本部、生活福祉班)は、被災市町村からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム員の派遣を要請し、避難所等において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第9節避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県（生活福祉班）等に支援を要請する。
- 4 県（生活福祉班）及び市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

県（生活福祉班）及び市町村は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

県（こども未来班）及び市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県（こども未来班）及び市町村に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 県（こども未来班）及び市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

県（こども未来班）は、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

県（こども未来班）及び市町村等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

市町村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市町村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県（生活環境班）は、(公財)福島県国際交流協会と連携して市町村を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県（生活環境班）及び市町村は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

県（生活環境班）は、(公財)福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

また、市町村においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、市町村、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

【平時の対応については第2章 第17節 ボランティアとの連携を参照】

県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市町村及び県単位の設置し対応に当たるものとする。

なお、県（生活福祉班、災害対策本部被災者支援班）及び市町村は、共助のボランティア活動と市町村等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

2 情報提供

県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

県災害対策本部における総合的な窓口は生活福祉班が当たる。

3 活動拠点等の提供

県（生活福祉班）及び市町村は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。被災地域外からのボランティア活動拠点については、福島空港、SA/PA、「道の駅」等の活用を検討する。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、県（生活福祉班）及び市町村において効率的な活用を図るものとする。

また、県（環境保全班）及び市町村は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第24節 危険物施設等災害応急対策

(危機管理部、保健福祉部、警察本部、市町村、消防本部、福島海上保安部、(一社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、(一社)福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(一社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

【平時の対応については第2章 第18節 危険物施設等災害予防対策を参照】

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握(情報収集)

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報

ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)

ウ その他災害に関する情報(電気、水道、交通、通信等)

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

(2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

(3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 県（災害対策本部各班）、市町村その他防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

市町村長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県（災害対策本部情報班）、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

市町村、県（知事公室班）、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

県（災害対策本部総括班）は、必要に応じて他の県内各消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請（緊急消防援助隊）について考慮する。

(4) 避難

市町村長は、所轄警察署と協力し避難のための付近住民への立退きの指示、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

(6) 海上の危険物対策

福島海上保安部は港内における船舶に対し、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第2 火薬類施設応急対策

1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県（災害対策本部各班）、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。

復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第3 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

- (2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 製造設備、消費設備等の被害情報
- (2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

- (3) 気象に関する情報

ア 福島地方気象台からの気象情報

イ 事業所等、周辺の状況の把握

4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のと

おり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態になった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合

- ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
 - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。
- また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

- ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
- イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
- エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

第25節 災害救助法の適用等

(危機管理部)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事（災害対策本部各班）が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事（災害対策本部被災者支援班）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととされている。（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事（災害対策本部各班、避難地域復興班）に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第7条～第10条）
 - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。
また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部被災者支援班）が、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。

- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。

〔施行令第1条第1項第1号〕

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。〔施行令第1条第1項第2号〕

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。
- (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編のとおりである。

3 大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市町村から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3 災害救助法の適用手続き

1 市町村

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市町村における被害が第2の1又は4に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（災害対策本部被災者支援班）に情報提供しなければならない。

2 県

- (1) 知事（災害対策本部被災者支援班）は、災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、災害救助法による救助として、避難所の供与を行う必要性が生じた場合は、災害救助法の適用や救助の実施に当たり必要となる避難や救助の実施状況等について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (2) 知事（災害対策本部被災者支援班）は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法

適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行うものとする。

(3) 知事（災害対策本部被災者支援班）は、市町村長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに当該市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、災害救助法の適用を決定した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行うものとする。

(4) 知事（災害対策本部被災者支援班）は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は、文書により行うものとする。

3 救助の実施状況の記録及び情報提供

(1) 救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、市町村においては県（災害対策本部被災者支援班）に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

(2) 県（災害対策本部被災者支援班）においては、市町村からの報告を取りまとめるうえ、内閣府に情報提供するものとする。

4 特別基準の申請

(1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこと。

(2) 市町村長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要がある場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。

(3) 内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により関係市町村に連絡するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理

- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

3 迅速な救助の実施

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

知事（災害対策本部総括班）は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事（災害対策本部総括班）は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事（災害対策本部総括班）は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事（災害対策本部総括班）は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、県教育委員会、市町村)

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。
また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害(法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)における自然災害(施行令第1条第4号)
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る)で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第5号)
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第6号)

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯(以下「全壊世帯」という。)(法第2条第2号イ)
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「解体世帯」という。)(法第2条第2号ロ)
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。)(法第2条第2号ハ)
- エ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)(法第2条第2号ニ)
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難

であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

(1) 市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事（災害対策本部被災者支援班）は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第1の2 アからエの世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

（第1の2 オの世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37.5万円

居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く) (法第3条第5項第3号)	25万円	18.75万円
---	------	---------

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市町村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

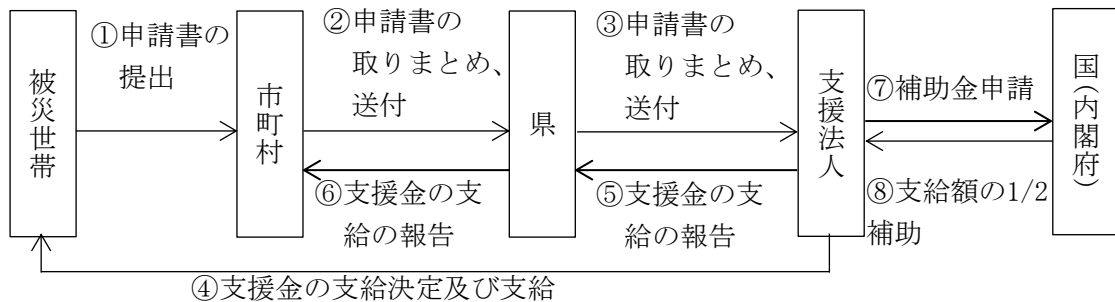
市町村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（災害対策本部被災者支援班・危機管理総室・避難地域復興局）に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県（災害対策本部被災者支援班・危機管理総室・避難地域復興局）は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書の交付

1 市町村は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当

組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- 3 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

- 4 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- 5 県（災害対策本部被災者支援班）は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第3 被災者台帳の作成

市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市町村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

第4 被災者の生活支援

県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第27節 水害・土砂災害応急対策

(農林水産部、土木部、各道路管理者、各鉄道事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株))

【平時の対応については第2章 第4節 水害・土砂災害予防対策を参照】

第1 水害応急対策(水防計画)

洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について示すこととし、その詳細は部門別計画である福島県水防計画によるものとする。

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体(市町村)は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県の水防責任

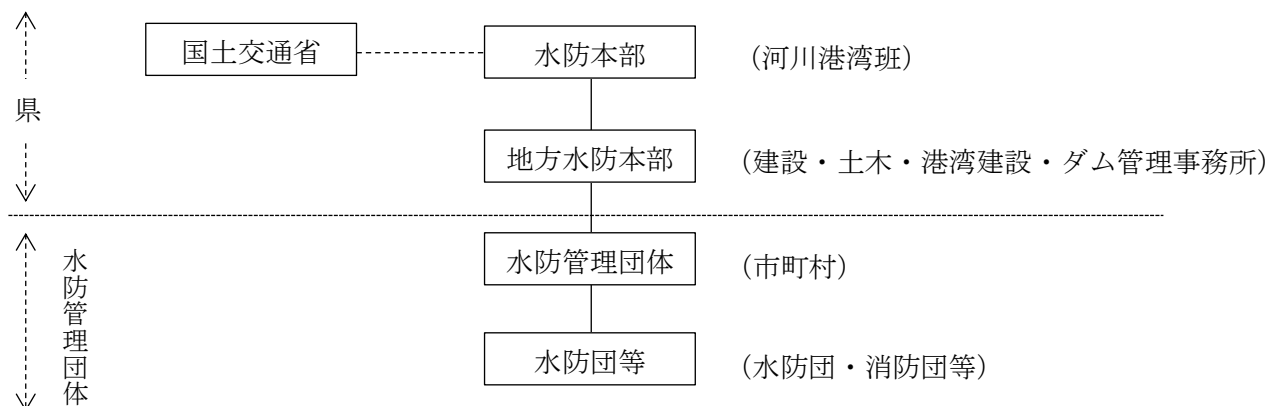
県(河川港湾班)は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

ア 県(河川港湾班)と水防管理団体(市町村)は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

<水防組織>



イ 各水防組織の役割

(ア) 水防本部

県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

- (イ) 地方水防本部
地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務）
- (ウ) 水防管理団体
各市町村の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下「水防団等」という。）への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施）
- ウ 水防組織間の連絡
 - (ア) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ各水防管理団体に連絡する。
 - (イ) 水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
 - (ウ) 各水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。
- (2) 県の水防組織
 - ア 水防本部
 - (ア) 水防本部の組織
水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表による。
なお、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。
 - (イ) 水防本部事務局
水防本部の事務局は、土木部河川港湾総室河川整備課におく。
 - (ウ) 水防非常配備体制
水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備態勢の切り換えを迅速確実に行う。
なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。
 - (エ) 水防本部解散基準
気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。
 - イ 地方水防本部
 - (ア) 地方水防本部設置基準
水防本部設置基準に準ずる。なお、管内において水防活動の実施が予想されるときは、設置基準に関わらず設置する。
 - (イ) 地方水防本部の組織
地方水防本部の組織は、別に定める地方水防本部組織表による。
なお、災害対策基本法の規定により、災害対策地方本部が設けられた場合、地方水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。
 - (ウ) 地方水防非常配備体制
水防非常配備体制に準ずる。
 - (エ) 地方水防本部解散基準
水防本部解散基準に準ずる。
- (3) 水防管理団体の水防組織
水防管理団体が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基

準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

3 水防活動

(1) 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所及び土木事務所に報告し、建設事務所長及び土木事務所長は、水防本部に報告するものとする。

(2) ダム、水門及び閘門の操作

ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

(3) 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに所轄建設事務所及び土木事務所長に報告し、建設事務所長及び土木事務所長は水防本部に報告するものとする。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方气象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努めるものとする。

(2) 市町村の情報の伝達について

市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、住民は、市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方气象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は第3章 第3節「防災気象情報の伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、市町村長が災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。

ただし、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (ア) 県(河川港湾総室)と気象台が共同して作成・発表する情報である
- (イ) 市町村長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報(土砂災害)の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準(C L)に達したとき、又は達するおそれがあるときに県(河川港湾総室)と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県(河川港湾総室)と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

(イ) 解除基準

C Lを下回り、かつ短時間で再びC Lを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県(河川港湾総室)と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

カ 利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (ウ) 市町村長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料として、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

キ 情報の伝達体制

県（危機管理総室、河川港湾総室）は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- (ア) 県（河川港湾総室）と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を気象情報伝送処理システム等により、県（危機管理総室）等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。
- (イ) 県（危機管理総室、河川港湾総室）は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。
また、県（河川港湾総室）は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、建設事務所を経由して電話・FAXによる伝達確認を行う。
- (ウ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- (エ) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 県（森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市町村及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

イ 市町村は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 土砂災害等の調査

ア 国、県（河川港湾総室）、市町村は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 国、県（河川港湾総室）は、被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。

緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。

ウ 市町村は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）、市町村は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

ア 国、県（河川港湾総室）は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

イ 市町村は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県（河川港湾総室）は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(2) 市町村の情報の伝達について

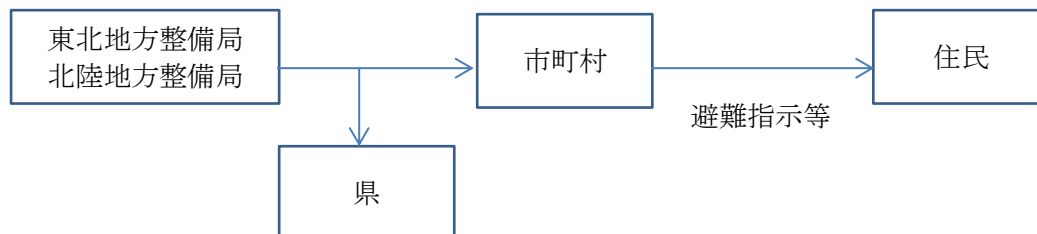
市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

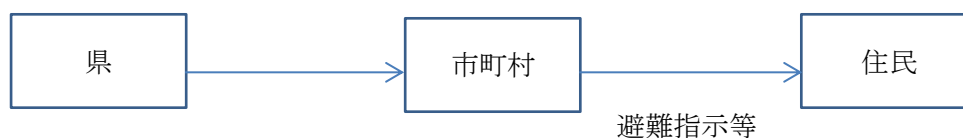
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(4) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市町村に通知する。

イ 県（河川港湾総室）は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市町村に通知する。

第28節 ヘリコプター等による災害応急対応

(県、福島県警察本部、市町村、消防本部、東北地方整備局、東京航空局福島空港出張所、
第二管区海上保安本部、自衛隊)

【平時の対応については第2章 第12節 航空消防防災体制の整備を参照】

第1 消防防災ヘリコプターの運航方針

県（災害対策本部総括班）は、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、消防防災ヘリコプターを運航し、災害応急対応を実施する。

第2 消防防災ヘリコプターによる活動

消防防災ヘリコプターは、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第2章第12節第1に規定する活動に従事する。

第3 運航管理体制

消防防災ヘリコプターの運航管理の総括は、危機管理部長が行い、航空隊の指揮監督、航空機の運航管理に関する事務は、航空センター所長（運航責任者）が行う。運航中のヘリコプター機内における指揮は、運航指揮者が行うものとし、運航指揮者は、航空隊隊長もしくは航空隊隊員の中から隊長が指名する者をもって充てる。

第4 市町村等の受け入れ体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した市町村長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備するものとする。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第5 災害対策本部総括班による運用調整

福島県内で大規模災害が発生し、災害対策本部を設置する場合において、県（災害対策本部総括班）は、「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、効率的なヘリコプター、固定翼機及び無人航空機（以下、「ヘリコプター等」という。）の運用と相互の連携、安全な運航確保のため、各防災関係機関のヘリコプター等の運用の調整を図るものとする。

この場合、各防災関係機関は、県（災害対策本部総括班）の調整のもと、広域かつ機動的な対応を行うため、それぞれが保有するヘリコプター等により災害応急対応を行う。

また、県（災害対策本部総括班）は、災害応急対策に従事するヘリコプター等の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第6 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容

(1) ヘリコプター等による活動

県（災害対策本部総括班）及び各防災関係機関は、ヘリコプター等による活動が有効と認められる場合において、「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、災害応急対応を行うものとする。

(2) 地上支援活動

県（災害対策本部総括班）及び各防災関係機関は、ヘリコプター等の活動を支援するため、相互に連携して「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、地上支援活動を行う。

第7 広域応援要請

県（災害対策本部総括）は、必要に応じ、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」、「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等に基づき、他県等からの応援ヘリコプターの派遣を要請できる。

この場合、県（災害対策本部総括班）は、他県等からの応援ヘリコプターについても、応援県等と連携のもと、ヘリコプター等の運用の調整を実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、県教育委員会、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

県（総務部、危機管理部、生活環境部、商工労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県（関係各部署）又は市町村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県（関係各部署）及び市町村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

(1) 県の措置等

県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると認めると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

(2) 市町村の協力等

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害指定の促進

県（総務部、危機管理部、生活環境部、商工労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会）は、激甚災害の指定を受けると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定

の促進を図るものとする。

第4 災害復旧事業の実施

県（関係各部局）、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、福島労働局、日本赤十字社福島県支部、日本郵便(株)、市町村、市町村社会福祉協議会、住宅金融支援機構)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

(1) 県(生活福祉総室)

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表(日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等)からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会

日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、(1)の義援金配分委員会に付託して配分する。

(3) 市町村

市町村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害(全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下、「公営住宅等」という。)の一時使用に関する計画の立案と実施は、市町村長が行うものとする。

イ 県(建築総室)及び市町村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。
- イ 一時使用対象者の選定
 - (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
 - (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。
- ウ 一時使用の条件
 - 一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市町村内に市町村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。
 - (ア) 一時使用の期間
 - (イ) 家賃及び敷金の負担者
 - (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
 - (エ) 退去時の修繕義務
 - その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに市町村住宅等条例を準用する。
- エ 一時使用させる住宅の戸数
 - (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
 - (イ) 市町村は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
 - (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市町村は自らの公営住宅等に、県（建築総室）は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。
- オ 正式入居の措置
 - 一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- エ 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県（財務総室）及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

7 生活必需品等の安定供給の確保

県（生活環境部、商工労働部、農林水産部）は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

第3 災害弔慰金の支給

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、当該市町村の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

県（農業支援総室、生産流通総室、森林林業総室）は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合及び漁業協同組合（以下「組合」という。）に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

県（商工労働総室）は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要な設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

3 住宅関係

県（建築総室）は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

- (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第5章 火山災害対策

〔総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教
育庁、警察本部、福島地方気象台、市町村、消防本部、各施設管理者、各道路管理者、各報道機関〕

第1節 火山災害対策の概要

第1 火山災害対策について

1 本章の目的

火山災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、県、市町村及び防災関係機関が連携し、火山災害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。この章においては、住民、登山者、観光客等の生命、身体、及び財産を火山災害から保護するため、県、市町村及び防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定め、本県における火山防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 本県の火山の概況

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の5活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

しかし、一方では、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしているところである。

全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている（2014年11月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県内に影響を及ぼす火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターが常時観測・監視している。

本県の5活火山、及び隣接する那須岳の特徴は以下のとおり。

(1) 吾妻山

玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。

2014（平成26）年12月～2016（平成28）年10月、2018（平成30）年9月～2019（平成31）年4月、2019（令和元）年5月～2019（令和元）年6月の期間で大穴火口周辺における火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられた。

(2) 安達太良山

玄武岩～安山岩の成層火山列で、東西9km南北14kmにわたり、約55万年前から活動を開始し、およそ10万年ごとに活動期が繰り返されてきた。北の鬼面山、次いで南東の前ヶ岳基部が、そして約35万年前に前ヶ岳主部と、頂部を除く和尚山がそれぞれ形成された。25万年前頃に大規

模な溶岩流が流出し、火山列の基部ができ、12万年前以降、数万年かかって火山列中央頂部の鉄山、胎内岩、障子ヶ岩などの火砕岩が噴出、堆積した。最新の火山活動は主に沼ノ平火口付近で発生している。有史以降の噴火は水蒸気噴火であり、明確な記録のある噴火活動は明治以後に限られる。1900（明治33）年の水蒸気噴火では、死者80名以上を出し、また、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所も吹き飛ばされた。山頂部～沼ノ平火口周辺にかけては、噴気地帯や硫黄地帯が多く存在する。

(3) 磐梯山

大磐梯・櫛ヶ峰・赤埴山から成る安山岩の成層火山。火山体の形成と崩壊が繰り返されて、現在の山容がつくられた。1888（明治21）年の水蒸気噴火により小磐梯の北側が崩壊し、岩屑なだれで大被害を生じた（死者461名）。馬蹄形カルデラ壁、北麓の流れ山、桧原湖など大小の湖沼がこの活動でできた。有史以降の噴火はすべて水蒸気噴火で、カルデラ壁や山頂付近には噴気孔が点在する。

(4) 燧ヶ岳

安山岩の成層火山。ミノブチ岳、赤ナグレ岳、柴安嶮(シバヤガラ)を外輪山として、火口に溶岩円頂丘の俎嶮(マイタガラ)がある。数万年前に噴火したと考えられていたが、火山灰や礫などが堆積した新しい地層が発見された。調査により約5000年前の水蒸気噴火によるものとわかり、活火山に指定された。尾瀬ヶ原、尾瀬沼は有史前の火山活動によって形成された。東北地方の最高峰である。

(5) 沼沢

沼沢は、会津盆地の南西山地にある小型のカルデラ火山である。中央には沼沢湖カルデラがあり、その周囲に惣山、前山の溶岩ドーム、火砕流台地が分布する。沼沢の形成は約11万年前のプリニー式噴火に始まり、数万年間隔でプリニー式噴火とデイサイト溶岩ドームの形成を繰り返している。最後の噴火は約5000年前の沼沢湖火砕物の噴火で、この時に沼沢湖カルデラが形成された。

(6) 那須岳

那須火山は関東平野北端の関谷断層に沿って南北に配列する成層火山群である。活火山としての那須岳はその1峰で別名、茶臼岳という。茶臼岳火山は、約1.6万年前から活動を開始し、溶岩・火砕物を大部分は東山麓に、一部は西側の那珂川上流部に堆積させている。茶臼岳は溶岩ドームの中央火口(直径100m)の内外には噴気孔が多いが、特に西斜面の二つの爆裂火口内では活発な噴気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型で泥流を生じやすい。

第2 火山地域市町村

本県においては、表のとおり18市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

吾 妻 山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安 達 太 良 山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐 梯 山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、会津坂下町、湯川村
那 須 岳	白河市、西郷村、下郷町
沼 沢	三島町、金山町
燧 ヶ 岳	檜枝岐村

第3 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

本県の警戒地域は表のとおりであり、本章における市町村とは次の14市町村をいう。

福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村

火山名	県	市 町 村
吾 妻 山	福島県、(山形県)	福島市、猪苗代町、(米沢市)
安 達 太 良 山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐 梯 山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村
那 須 岳	福島県、(栃木県)	下郷町、西郷村、(那須塩原市、那須町)

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第4 過去の火山による被害

本県では、記録に残る以下の火山災害が発生している。なお、沼沢、燧ヶ岳では、記録に残る火山活動はない。

① 吾妻山

1893年（明治26年）6月7日

燕沢で爆発があり、2名が死亡した。

② 安達太良山

1900年（明治33年）7月17日

噴火により、80名以上が死亡、10名が負傷するとともに、沼ノ平内に長径300m、短径150mの火口が形成された。

1997年（平成9年）9月15日

火山ガス（硫化水素）により、沼ノ平で登山者4名が死亡した。

③ 磐梯山

1888年（明治21年）7月15日

7時45分ころ大音響とともに爆発した。短時間に爆発が15～20回反復し、小磐梯の山体の大半を崩壊させた。爆発音が50～100kmまで聞こえ、降灰は太平洋岸まで達した。山麓の集落は埋没し、461名が死亡した。また、家屋耕地山林の被害が大きく、檜原湖、秋元湖等ができた。

④ 那須岳（栃木県）

1408年～1410年の活動で茶臼岳溶岩ドームが形成され、噴出降下した溶岩による火砕流が発生し、犠牲者180余名の記録が残る。以降は小規模な水蒸気噴火や地震群発を繰り返す。

第2節 火山災害予防対策

国、県、市町村及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行うこととする。

なお、県、市町村及び防災関係機関が行う火山災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2章各節を参照するものとする。

第1 本県の火山防災協議会

本県（危機管理総室）、山形県、栃木県及び関係市町村は、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、吾妻山火山防災協議会、安達太良山火山防災協議会、磐梯山火山防災協議会及び那須岳火山防災協議会を共同で設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加える。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (6) 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
- (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
- (9) 警戒区域の設定や避難指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会は、避難開始時期、避難対象地域、火山活動が活発化した場合における避難対応、立入規制、情報伝達など具体的な防災対応について定める避難計画を策定するとともに、火山活動状況と具体的な避難行動が結びついた噴火警戒レベルについて設定する。

これらを踏まえながら、市町村は各火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所および避難経路に関する事項
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の

発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地

(7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

2 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。また、噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

福島県内に影響を及ぼす活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

吾妻山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山 規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5kmまで飛散
		火口周辺	2 (火口 周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1966年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2kmまで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」(大穴火口と燕沢火口列)をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地近くまで)。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地近くまで)。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

磐梯山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な 被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは切迫 している状態にある 。	危険な居住地域か らの避難等が必要 。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な 被害を及ぼす噴火が 発生すると予想され る(可能性が高まっ ている)。	警戒が必要な居住 地域での高齢者等 の要配慮者及び特 定地域の避難、住 民の避難の準備等 が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで 重大な影響を及ぼす (この範囲に入った 場合には生命に危険 が及ぶ) 噴火が発生 、あるいは発生す ると予想される。	住民は通常の生活 。 登山禁止・入山規 制など危険な地域 への立入規制等。 状況に応じて特定 地域の避難、高齢 者等の要配慮者の 避難の準備等が必 要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を 及ぼす(この範囲に 入った場合には生命 に危険が及ぶ) 噴火 が発生、あるいは発 生すると予想される 。	住民は通常の生活 。 火口周辺への立入 規制等。 状況に応じて特定 地域の避難等が必 要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態に よって、火口内で火 山灰の噴出等が見 られる(この範囲に 入った場合には生命 に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口 内への立入規制、 特定地域の避難の 準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

那須岳の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生し、火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。または大きな噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生。 【過去事例】 1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火、または大きな噴石が概ね4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1408～1410年：水蒸気噴火が頻発
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 中規模噴火が発生し、山頂から概ね2.5km程度まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1881年：水蒸気噴火発生 ・中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火が発生し、山頂から概ね1.5km程度まで大きな噴石が飛散。（ごく小規模噴火含む） 【過去事例】 1953年、1960年、1963年：水蒸気噴火発生 ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。

※ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20cm～30cm以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

○噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

県（危機管理総室）及び市町村は、火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。市町村は作成した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。

県（環境共生総室、観光交流局、道路総室）及び市町村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行うとともに、火山ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

福島県観光物産交流協会、市町村観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付等、周知・啓発を行うほか、県又は市町村から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

4 登山届等の提出の周知・啓発

県（危機管理総室、警察本部）及び市町村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

5 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

県（危機管理総室）及び市町村は、火山災害による被害の軽減を図るため、防災関係機関、避難促進施設、住民、登山者、観光客等に参加を求め、実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

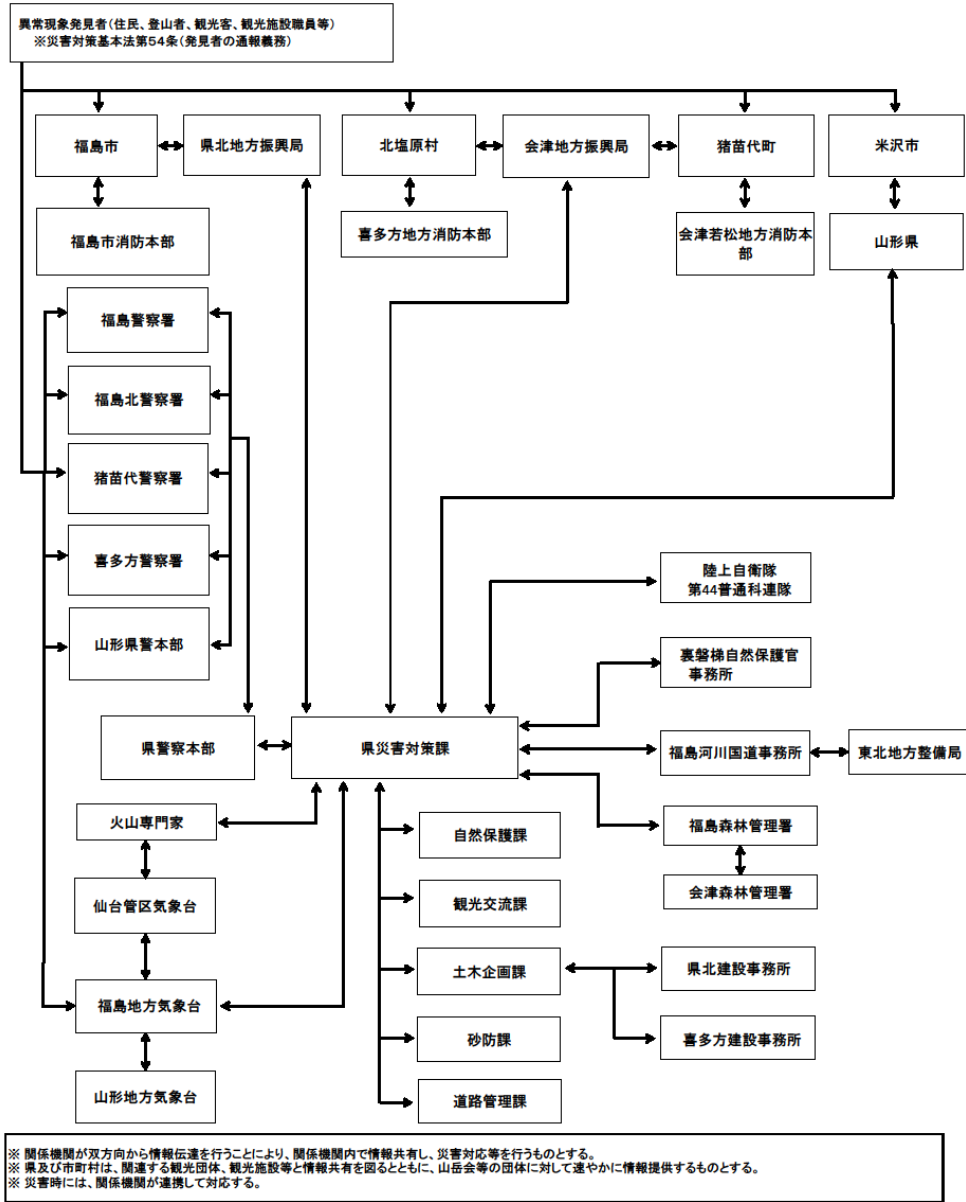
本節第1の1（6）で市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

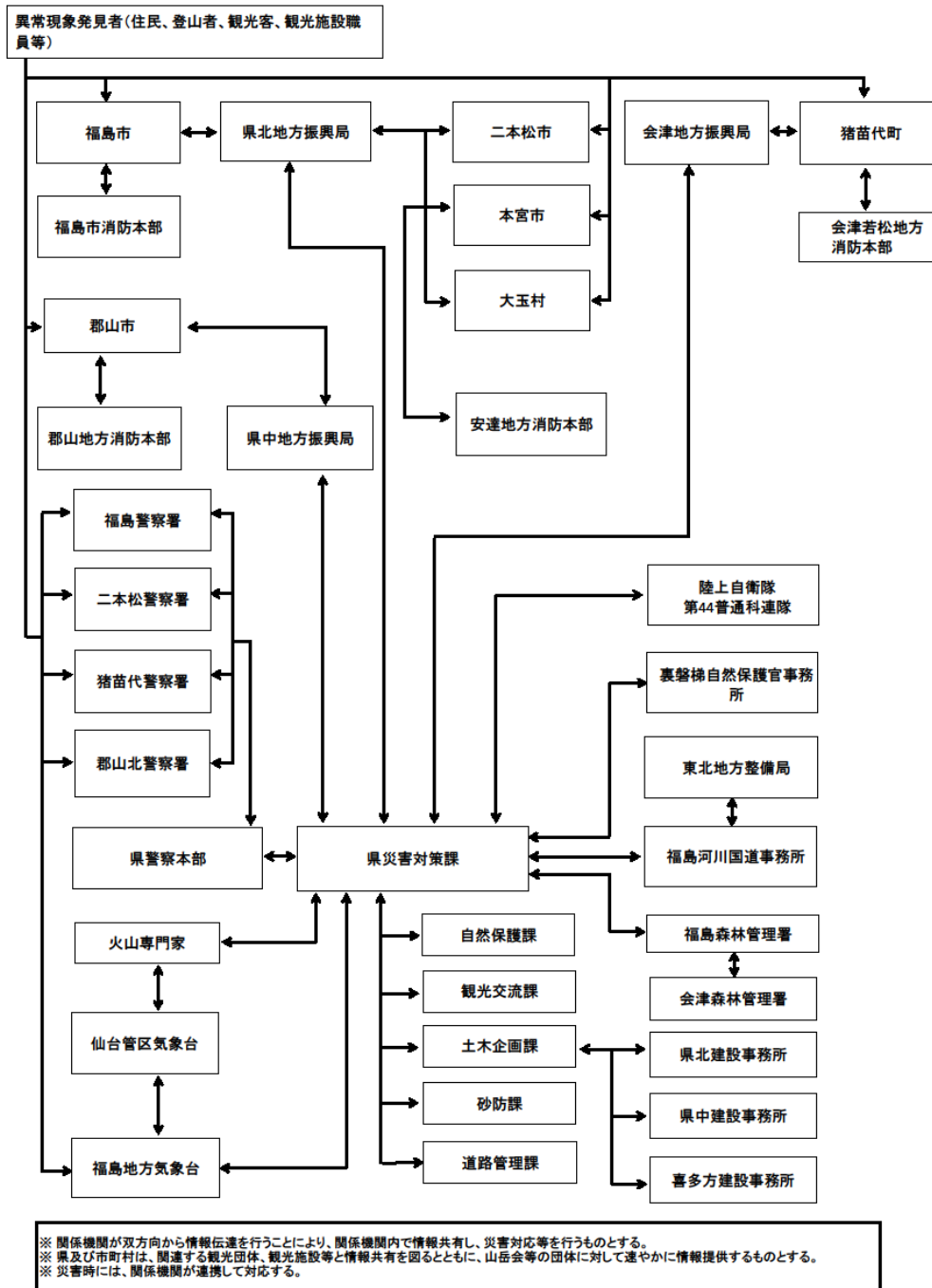
7 情報の共有等

県（危機管理総室）は、火山防災協議会を構成する国、市町村、防災関係機関、火山専門家との連携を確立するため、火山毎の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進し、火山噴火時等に迅速な情報連絡が行えるよう備えるものとする。

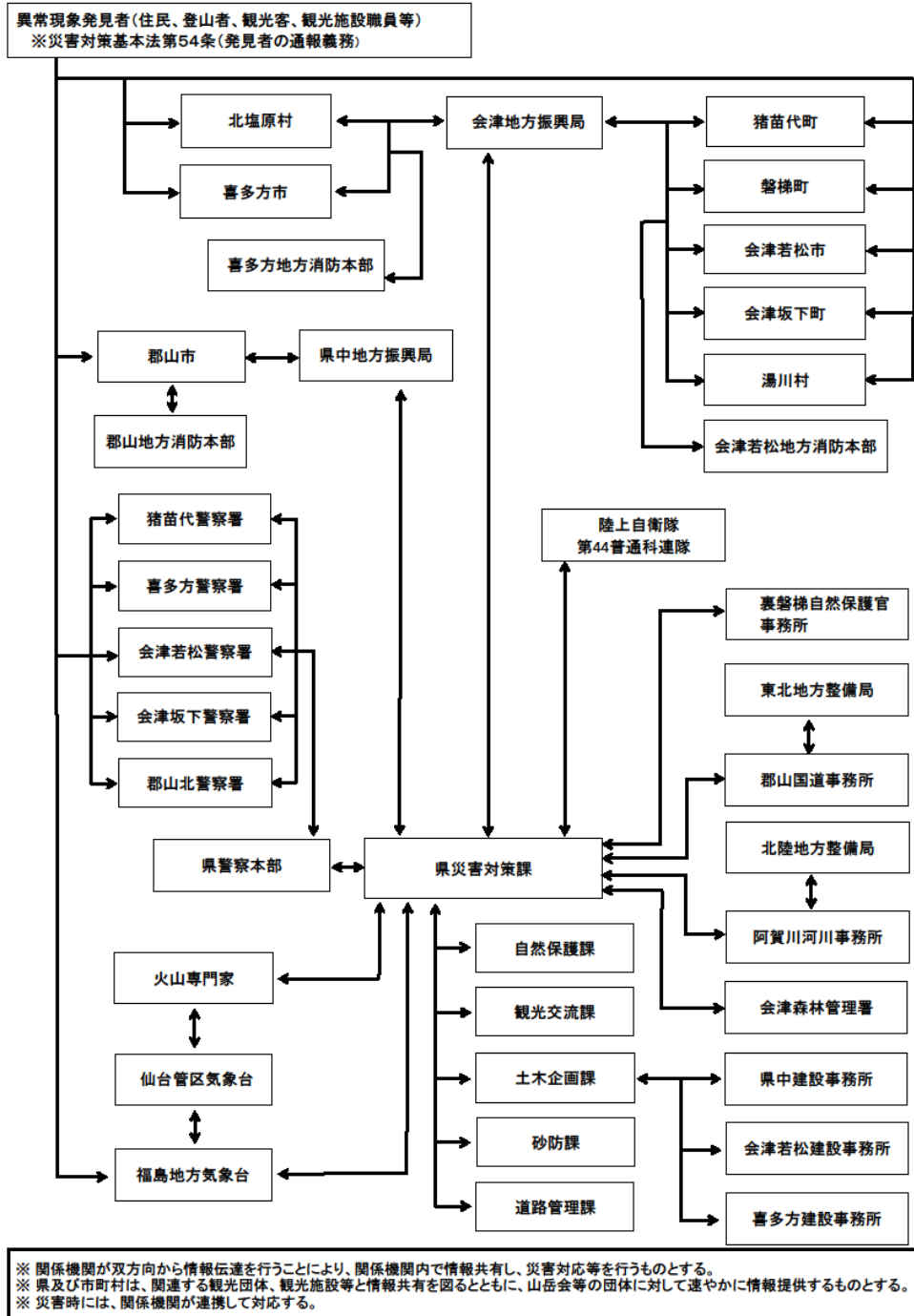
吾妻山情報連絡系統図



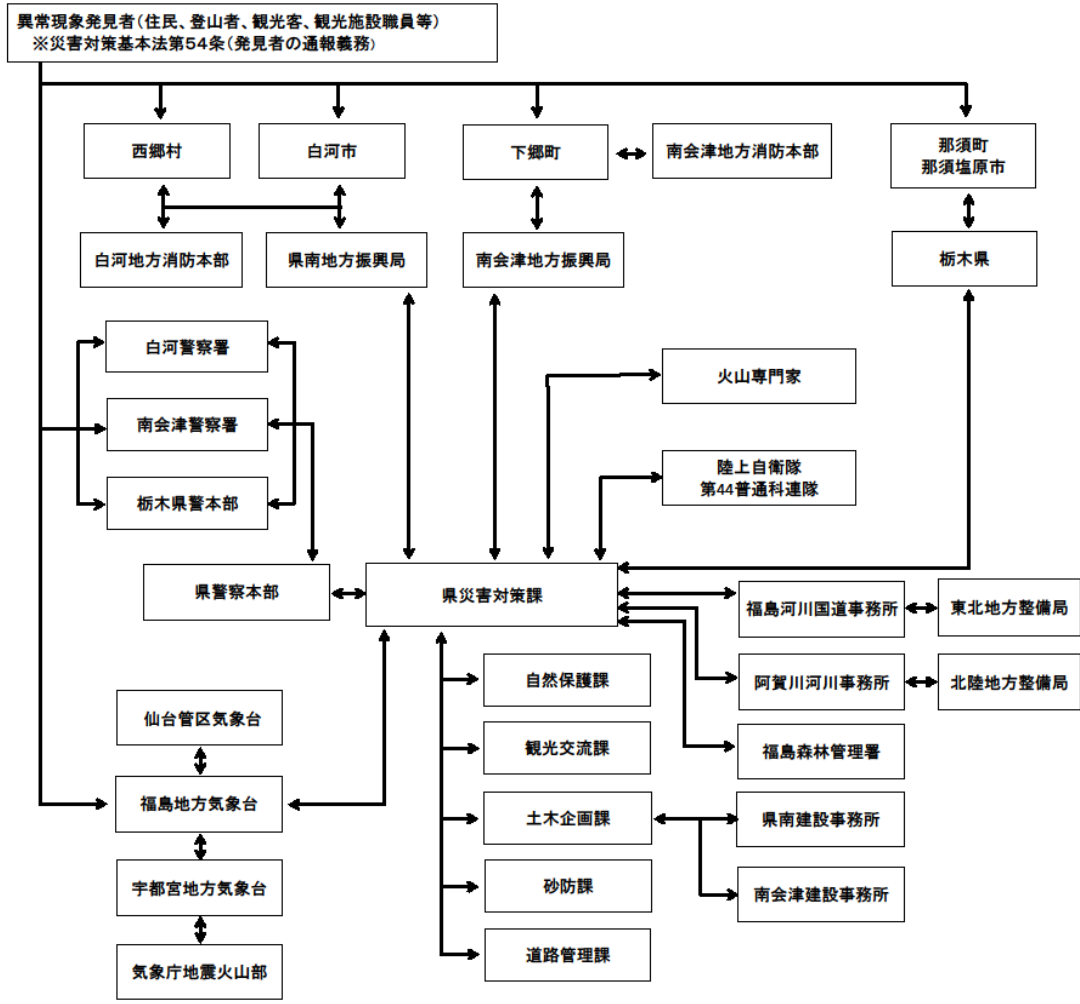
安達太良山情報連絡系統図



磐梯山情報連絡系統図



那須岳情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画

福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会（事務局：国、県（河川港湾総室））は吾妻山、安達太良山、磐梯山の火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を行う。

国及び県（河川港湾総室）は、火山噴火時に発生が想定される火山災害の被害をできる限り軽減（減災）するために緊急的に実施する減災対策を火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めるところにより行うものとする。

また、市町村及び防災関係機関は、それぞれの地域防災計画、防災業務計画書等に定めるところにより、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整えるものとする。

さらに、火山の専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

第3 防災対策の推進

(1) 福島地方気象台、山形地方気象台（吾妻山のみ）及び仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは、常時観測火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山の監視・観測体制を整備し、24時間体制で観測・監視するとともに噴火警報等の情報を発表する。また、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢について定期的又は必要に応じて、現地で機動観測を実施する。那須岳については気象庁地震火山部火山監視・警報センターが24時間体制で監視・観測、情報発表等を行う。

(2) 県（危機管理総室、環境共生総室、観光交流局、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

ア 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備

イ 防災営農施設の整備

ウ 降灰除去事業

エ 治山治水事業

オ 砂防事業

カ 河川の水質汚濁防止措置

キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

ク 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

なお、県は、活火山法の規定に基づく避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定を受けた場合は、同法第14条及び第19条の規定に基づく整備計画の策定などを行うものとする。

(3) 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）及び市町村は、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。

第3節 火山災害応急対策

県、市町村及び防災関係機関が行う火山災害応急対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第3章各節を参照するものとする。

第1 活動体制

(1) 県の活動体制

【火山災害対策に係る配備基準】

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、災害対策課、関係部総室の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 〔情報収集体制〕	1 火山活動に活発化の兆候が観測され、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき。 2 その他特に災害対策課長が必要と認めたとき。
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）又は3（入山規制）に引き上げられたとき。 2 その他特に危機管理部政策監が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めたとき。 2 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが4（高齢者等避難）に引き上げられたとき。 3 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めたとき。

※特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、「第3章第2節 職員の動員配備」に定めるとおりとする。

(2) 地方本部体制

県災害対策本部長は、火山災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認めたときは、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域とする災害対策地方本部を設置する。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、必要と認めるときは災害対策本部や現地本部等を設置するなど、「第3章第1節第3市町村の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

(4) 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関等は「第3章第1節第4 指定地方行政機関等の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

第2 噴火警報等の伝達

1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳について、仙台管区気象台及び気象庁地震火山部が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。

(3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」

を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
 - ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。
- （※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
 - ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。
- （※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

(6) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。

(7) その他の情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表。

イ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表。

2 伝達気象官署

気象庁地震火山部及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

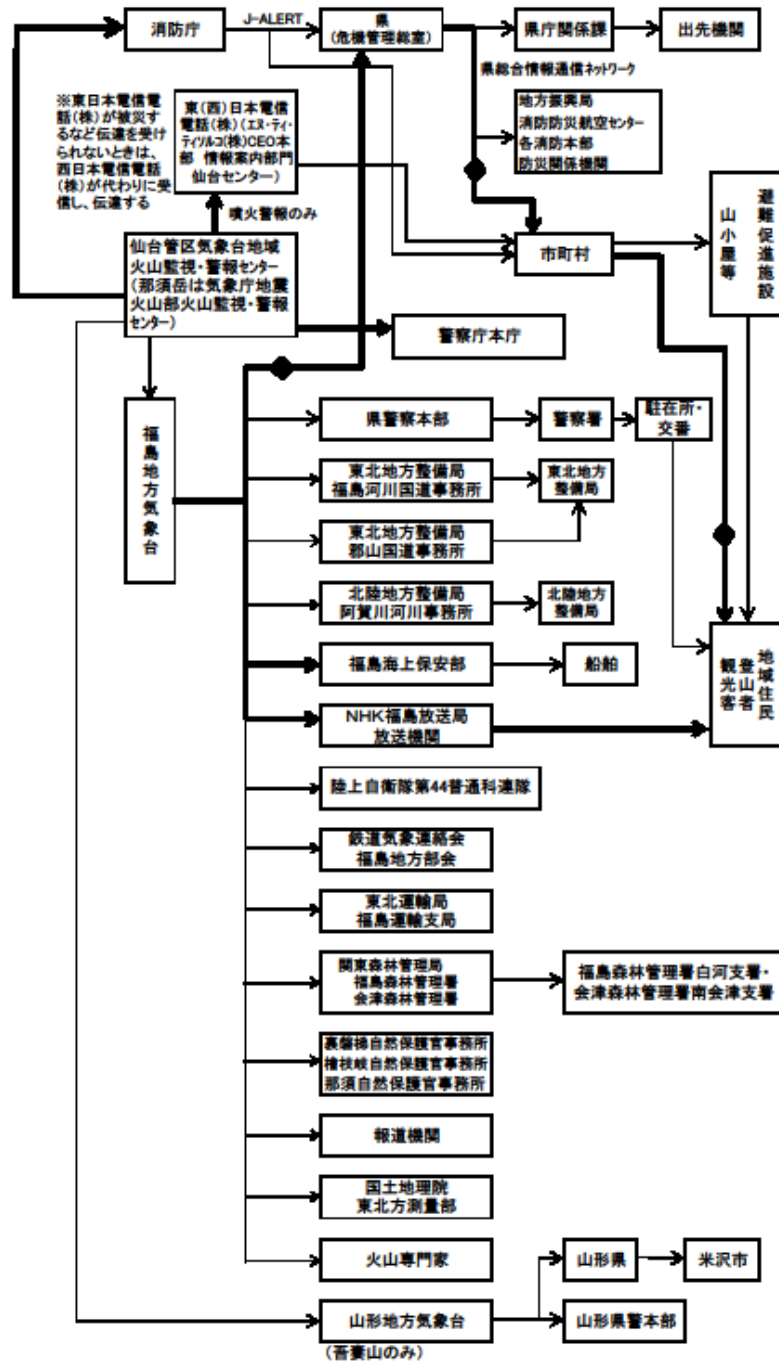
3 伝達系統

噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図るものとする。

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	—	—	—	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	—
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	—	—	○	—	—	—
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	—	—	—
	檜枝岐自然保護官事務所	—	—	—	○	—	—
	那須自然保護官事務所	—	—	—	—	—	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	—
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

噴火警報等伝達系統図



※ 二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)
 ※ 「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
 ※ 北陸地方整備局には、新潟地方気象台から伝達。

(1) 県の措置

県（危機管理総室）は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。

また、噴火警報の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画で定める地点において、道路及び登山道の規制を行う。

(2) 市町村の措置

市町村は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して防災行政無線及び広報車などを活用して、伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた登山道の立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

(3) 警察本部の措置

警察本部は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。

(5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 通信手段の確保

県（危機管理総室）、市町村、消防機関その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話などの山岳地でも情報伝達可能な通信手段を確保し情報の収集及び伝達に努めるものとする。

2 災害情報の収集、伝達

(1) 収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

(2) 県（危機管理総室）及び市町村は、火山の現象や避難に関する情報について緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ伝達するものとする。

第4 避難対策

1 避難の指示等

(1) 火口周辺規制

県（危機管理総室）及び市町村は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。

(2) 入山規制

県（危機管理総室）及び市町村は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。

(3) 高齢者等避難

市町村は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地の住民に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

(4) 避難指示

市町村は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地の住民に対して、避難を指示するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難指示等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。

(5) 緊急退避

県（危機管理総室）及び市町村は突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかけるものとする。

各火山防災協議会の構成機関は、市町村が実施する住民等の避難誘導や輸送手段の確保等について支援する。

2 立入規制

県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報等の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路及び登山道の規制を行う。

3 広域的な避難対策

市町村は、火山現象の影響により、同市町村内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。

なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努めるものとする。

県は市町村による広域避難に係る調整について、「第3章第9節 避難」及び「第3章第10節 避難所の設置・運営」により支援する。

4 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第3章第12節 緊急輸送対

策」、「第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」及び「第3章第17節 被災地の応急対策」によるものとする。

5 災害警備活動

火山の噴火等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、「第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」によるものとする。

第5 救助・救急、医療活動

1 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第3章第7節 救助・救急」及び「第3章第8節 自衛隊災害派遣」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、市町村その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出に当たるものとする。

(1) 救助隊の編成

市町村長は、消防本部に配置されている救助隊のほか、警察又は災害派遣による自衛隊（派遣要請先は、県知事（災害対策本部総括班））その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。

特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議するものとする。

(2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

2 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第3章第11節 医療（助産）救護」によるものとするが、市町村は、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編制等について市町村地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

第6 各機関の応急対策

(1) 県（危機管理総室、観光交流局、環境共生総室、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村は、火山災害による応急対策として、必要に応じ次の事業等を実施するものとする。

ア 降灰除去事業

イ 治山治水事業

ウ 砂防事業

エ 河川の水質汚濁防止措置

オ 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

(2) 市町村は、仙台管区气象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民、登山者、観光客等への周知に努めるものとする。

また、火山現象により市町村長が発する避難指示等を住民、登山者、観光客等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

なお、伝達にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

(3) 県及び市町村以外の防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県（危機管理総室、河川港湾総室）及び市町村と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講ずるものとする。

福島地方気象台は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第7 災害復旧

火山による災害の復旧については、県及び市町村はそれぞれ当該地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。

第6章 雪害対策

第1節 雪害対策の概要

(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部、警察本部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部、各施設管理者、各道路管理者、各鉄道事業者、各バス事業者、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPGガス事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、日本郵便(株))

第1 雪害対策について

1 本章の目的

平成26年2月の豪雪による被害を踏まえ、雪害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、雪害予防計画、雪害応急対策及び雪害復旧・復興に関する事項を定め、もって県、市町村その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

2 本県の特徴

本県では、12月になり、シベリア高気圧が優勢になって冬型の気圧配置が続くようになると、季節風が会津に雪をもたらす。

会津では、年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、日本屈指の豪雪地帯となっている。特に奥会津では一晩で1メートル以上の降雪となることもあり、最深積雪が5～6メートルにも達する。なお、冬の会津では、日本海に低気圧がある場合に晴れるという特徴がある。

会津とは逆に、冬型の気圧配置の場合、中通りの平地や浜通りでは晴天が多くなる。また、浜通りの冬は西よりの風と晴天によって空気が乾燥するため、湿度が最も低くなる時期が1月で、会津や中通りの5月とは異なっている。浜通りでは、強い寒気が入り込んだ場合に一時的な雪が降ることはあるが、冬型の気圧配置で平地に雪が積もることはほとんどなく、厳しい冬といわれる東北地方の中では最も温暖な地域である。

ただし、平成26年2月の豪雪の際は、南岸低気圧が発達しながら三陸沖を北東に進んだ影響により中通りを中心に記録的な大雪となったことから大きな混乱につながっており、中通りや浜通りにおいても雪害対策を万全にする必要がある。

第2 過去の雪害被害

(1) 平成13年大雪(平成12年12月13日～平成13年2月28日)

福島県内では死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、床下浸水32棟の被害が発生した。

(2) 平成18年豪雪(平成17年12月1日～平成18年3月31日)

12月から1月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。福島県内では死者3名、重傷者27名、軽傷者38名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、床下浸水19棟の被害が発生した。

(3) 平成22年11月からの大雪等(平成22年11月1日～平成23年3月7日)

福島県内では死者4名、重傷者6名、軽傷者20名、住家半壊1棟、住家一部破損16棟、床下浸水12棟の被害が発生した。

(4) 平成26年豪雪(平成26年2月14日～2月16日)

2月13日に発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。福島県内では重傷者2名、軽傷者9名、住家全壊1棟、住家一部破損3棟、床下浸水5棟、非住家公共建物7棟、非住家その他34棟の被害が発生した。

第2節 雪害予防対策

降積雪期においても県民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関が行う雪害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2章各節を参照するものとする。

第1 雪害予防体制の整備

1 県の活動体制

県は、雪害に関する予防対策及び応急対策の即応性を図るため、毎年12月から3月までを目途とし、雪害に関する各種情報の収集等、関係機関相互の連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害対策を行う。このため、部局内の協力体制及び緊急連絡体制を確立するものとする。

さらに、情報提供の円滑化や関係部局及び関係地方振興局との連絡調整を十分行うため、県（危機管理総室、地域づくり総室）は会議等を開催する。

2 市町村の活動体制

市町村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

市町村は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪降ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

県（危機管理総室、地域づくり総室）及び市町村は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

(1) 電力施設

ア 豪雪時の給電網の管理体制

(ア) 雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「非常災害対策実施基準」を定め、応急・復旧体制の確立を図る。

(イ) 平常時から「需給・系統運用基準」等に基づき、事故の未然防止を図る。

イ 雪害防止施設の整備

(ア) 降積雪時に事故を防止するため、電力機器カバーの取付、融雪装置の設置、雪崩防止柵の設置、その他関連の防雪対策を行う。

(イ) 特別高圧送電線の雪害事故を防止するため、電線の難着雪化を推進するとともに、事故回線の選択には、保護継電装置の高速高度化を図る。なお、降雪期前に支持物及び電線等の巡視、点検改修を実施する。

(ウ) 高低圧配電線の雪害事故を防止するため、難着雪電線を使用し、複合柱、コンクリート柱の使用、倒木ガードワイヤー又は融雪用ヒートパイプの取付、冠雪防止装柱の推進など支持物の恒久化を図る。なお、降雪期前に積雪地域の配電路線について、巡視・点検改修を実施する。

ウ 倒木対策

県、電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(2) 通信施設

ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の早期確立を図る。

イ 訓練及び演習

(ア) 県や市町村の防災訓練等の参加や独自訓練を通じ、災害対応機器を用いた回線復旧演習を行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。

(イ) 年2回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

ウ 設備の改善

(ア) 雪崩や崖崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替える。

(イ) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。

(ウ) 主要な伝送路を2ルート構成とし、通信網の整備を図る。

(エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

エ 倒木対策

県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(3) ガス施設

ア 都市ガス及び簡易ガス

(ア) 供給施設の耐雪化

・設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を行い、十分な強度と機能の維持に努める。

・屋外管、メータ類及び排気筒などの屋外露出設備の耐雪化を図る。

(イ) 需要家設備

- ・一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメータの設置を促進するほか、ガス漏れ警報機の普及促進に努める。

イ LPガス

(ア) 安定供給の確保

- ・降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上に努める。
- ・冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

(イ) 設備の保護対策

- ・屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。
- ・ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下に設置し、雪囲いや収納庫に納めるなど屋根からの落雪対策を行うこととする。なお、新たに容器を設置する場合は、危険を発見しやすい場所を選定するものとする。

(ウ) 消費者に対する周知啓発活動

- ・消費者に対し除排雪や雪降ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。
- ・冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

3 道路交通対策

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪害防止施設の整備を進める必要がある。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う通行規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

特に、短期間の集中的な大雪時は、「人命を再優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

(1) 道路の整備

各道路管理者は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設、待避所等の整備を進める。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅

速かつ効果的に行えるよう、平常時から各道路管理者を中心に国、県、市町村で協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりがでやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレータの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。また、チェーン着脱所の整備を進める。

(3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

エ 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(4) 除雪計画書の見直し

県（道路総室）は、平成26年2月豪雪により、交通障害や除雪の遅れなど除雪に関する様々な問題が顕在化したことから、除雪機械の能力不足・応援体制の不備、道路管理者間の除雪における連携不足などといった問題点を解決するため、平成26年8月に策定した「除雪業務改善のためのアクション・プラン」、平成26年12月に見直した除雪計画書に基づき、以下の対策を講じるものとする。

ア 地域の重要路線を優先的に除雪し、早期交通確保を図る。

イ 早期除雪対応に向けた基準や仕組みを整える。

ウ 除雪効率化に向けた対策工事を実施する。

エ 中・浜通りの市街地部や歩道の除排雪を実施する。

オ 住民の理解促進のため、迅速かつきめ細やかな広報に努める。

カ 除雪関係者の育成や事務改善で除雪体制を維持・確保する。

(5) タイムラインの策定

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ他の防災関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

(6) 実動訓練の実施

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための実動訓練を実施する。

4 公共交通機関対策

(1) 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、各鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪

要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

ア 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとともに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

イ 沿線関係者との協力

(ア) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。

また、踏切事故防止のため、市町村等を通じ沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに、除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

エ 雪崩予防

雪崩止め柵、防雪柵等の防雪設備の整備を推進する。

オ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第3 雪崩対策等の推進

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

県（森林林業総室、道路総室、河川港湾総室）は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、災害を未然に防止するため雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

また、市町村は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、雪崩防止施設等の適切な維持管理を図るため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努めるものとする。

なお、福島県地域防災計画に記載する雪崩災害危険箇所は次のとおりとする。

- (1) 農林水産部森林林業総室で定める雪崩危険箇所一覧表
- (2) 土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表
- (3) 土木部河川港湾総室で定める雪崩危険箇所調査

2 警戒避難体制の確立

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、県（森林林業総室、河川港湾総室）は緊急時における警戒、避難、救援等が実施できるよう、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行う等、平常時から体制整備に努める。

市町村は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 雪崩災害危険箇所
- (2) 避難指示等の発令判断基準の設定
- (3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- (4) 予警報及び避難指示等の伝達方法

3 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図るものとする。

4 消防防災ヘリコプター等の活用

県（危機管理総室）は、消防防災ヘリコプター等を活用し、雪崩危険箇所等を上空から随時監視し、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努めるものとする。

第4 救済体制の整備

1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

市町村は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておくものとする。

(2) 機能の維持

市町村は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

市町村は、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、県（危機管理総室）及び警察本部はヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、市町村は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

県（危機管理総室）及び市町村は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

市町村及び県（生活福祉総室）は、ボランティアの受入れ体制として、「第2章第17節第3ボランティアの連携体制の整備」に定める体制を整備するものとする。

(2) 受入れ

ボランティアは市町村及び市町村社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入れ窓口は、市町村及び市町村社会福祉協議会が協議して一本化に努める。また、県（生活福祉総室）はこれを広報等により支援する。

なお、県（生活福祉総室）及び県社会福祉協議会は、ボランティアを募集する市町村及び市町村社会福祉協議会を支援する。

(3) 企業やNPO等との連携

県（文化スポーツ局）は、迅速かつ的確な雪害応急活動が行われるため、企業やNPO等と連携するよう努めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難行動

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

市町村は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、市町村及び県（危機管理総室、保健福祉部各総室）は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、市町村は一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

なお、降積雪期に、市町村は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行うものとする。

4 県の支援体制

雪害から県民の生命、身体及び財産を保護するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、市町村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努めるものとする。

県（危機管理総室）は、広域的な地方公共団体として、市町村が処理する防災事務実施を支援し、総合調整を行う立場であることから、当該地域の市町村だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、情報収集や職員の派遣など支援体制の整備に努めるものとする。

第5 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応につい

て、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、県（危機管理総室、地域づくり総室）をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

2 県民に対する防災知識の普及

県（危機管理総室、地域づくり総室）及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

さらに、県（危機管理総室、地域づくり総室、建築総室）及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、県（危機管理総室、地域づくり総室、建築総室）は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村に提供するものとする。

また、県、市町村及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備等について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第3節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

なお、県、市町村及び防災関係機関が行う雪害応急対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第3章各節を参照するものとする。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 市町村道路除排雪対策

各市町村は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 一般国道13号及び49号並びに115号におけるブリザード（吹雪）時道路交通確保

ブリザード（吹雪）時等道路上における事故の発生が予測される場合において関係機関が講ずる予防措置及び伝達系統措置について、関係機関は「一般国道13号及び49号並びに115号におけるブリザード（吹雪）時道路交通確保のための対策措置要綱」に定める対策を講ずる。

エ 交通情報の収集及び提供

警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

オ 交通規制等

- ・警察本部又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。
- ・警察本部は、隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施する。

カ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

キ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な提供に努めるとともに、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、滞留車両の乗員に対しては、救援物資の提供などを行うものとする。

また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。

ク バス運行の安全対策

- (ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
 - (イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。
- (2) 鉄道交通確保対策
- 鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。
- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。
 - イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。
 - ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の前回避に努める。
 - エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び警察本部と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
 - オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。
- (3) 通信確保対策
- ア 通信の確保
 - (ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。
 - (イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。
 - イ 孤立集落等への情報提供
 - 県（災害対策本部各班）及び市町村は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。
 - ウ 郵便の確保
 - 積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。
- (4) 電力供給確保対策
- ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。
 - イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。
- 2 被害状況等の収集、報告**
- 県（災害対策本部情報班）、市町村及び防災関係機関は「第3章第3節第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制の整備

1 県の活動体制

(1) 県災害対策本部の設置

知事は、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準により雪害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

また、知事は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

設置基準
1 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 2 雪害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

なお、この節に記載のないものについては、「第3章第1節第2 県の活動体制（県災害対策本部）」に定めるところによる。

(2) 県特別警戒本部の設置

ア 設置

県内に雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間、又は本部の設置に至らない程度の雪害において必要と認められたときは、次の基準により総合的かつ迅速な雪害応急対策を講ずるため、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部（以下「特別警戒本部」という。）を設置する。

設置基準
1 次の状況を総合的に判断し、副知事が必要と認めたとき。 (1) 市町村における雪害対策本部設置の状況 (2) 指定雪量観測点における積雪深の状況 (3) 気象台アメダス観測点における積雪深の状況 2 その他、特に副知事が必要と認めたとき。

特別警戒本部には、「福島県特別警戒地方本部（以下「特別警戒地方本部」という。）」を置き、本部と連動し、所管区域の総合的かつ迅速な雪害応急対策を講ずる。

イ 組織

特別警戒本部は、知事を除く災害対策本部員全員と必要に応じ副知事が特別警戒本部設置の都度指定する次長、課長等をもって構成し、本部長には副知事を充てる。

特別警戒地方本部についても、管内の実情に応じて整備を図るものとする。

ウ 業務

本部内の協力体制を確立し、災害情報等の収集連絡、住民への注意喚起、市町村への支援、総合的な災害対策の樹立等の協議調整を行い、総合的な災害応急対策を実施する。

(3) 職員の非常配備・参集

県（危機管理総室）は、迅速な初動活動を実施するため、あらかじめ防災連絡員を指定し、常時連絡体制を確保するとともに、雪害発生時において、雪害応急対策を強力に推進するため、定められた基準により、速やかに非常配備体制をとる。

ア 非常配備基準

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、災害対策課及び関係部総室の少数人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 〔情報収集体制〕	1 降積雪期において、大雪又は風雪注意報が発表され、なお大雪又は暴風雪警報の発表が予想されるときで、災害対策課長が配備を決定したとき。 2 その他特に災害対策課長が必要と認めるとき。
警戒配備	危機管理総室及び関係部総室の所要人員で雪害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 大雪又は暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他特に危機管理部政策監が必要と認めるとき。
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で雪害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 次の状況を総合的に判断し、危機管理部長が必要と認めるとき。 (1) 市町村における雪害対策本部設置の状況 (2) 指定雪量観測点における積雪深の状況 (3) 気象台アメダス観測点における積雪深の状況 2 その他、特に危機管理部長が必要と認めるとき。
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2 その他特に副知事が必要と認めるとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき。 2 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 3 県内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。 4 その他特に知事が当該配備を指令したとき。

各配備体制における配備要員数は「第3章第2節（別表）特別警戒配備、特別警戒本部及び災害対策本部の配備編成計画」に定めるものとする。

イ 配備指令

- ・特別警戒配備にかかわる指揮監督は、危機管理部長が行う。
- ・特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副知事が行う。
- ・各配備にかかわる指揮監督者及び各部局長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

ウ 動員計画及び動員の伝達

- ・災害対策本部の各部各班は、動員の系統、総員の順位又は連絡の方法について、具体的に計画しておく。
- ・配備指定職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び雪害応急対策にあたる。

(4) 市町村の活動体制

市町村は「第3章第1節第3 市町村の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

(5) 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関等は「第3章第1節第4 指定地方行政機関等の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

2 非常配備の基準について

- (1) 警戒配備の基準となる大雪及び暴風雪（風雪）に関する警報等の発表基準については、「第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めるところによる。
- (2) 特別警戒配備の基準となる「指定雪量観測点における積雪深」及び「気象台アメダス観測点における積雪深」については以下のとおり。

(指定雪量観測点)

事務所名	観測箇所名	警戒積雪深 (cm)	道路種別	路線名	観測点住所
会津若松	門田	80	国道	118号	会津若松市門田町飯寺910-1
喜多方	野沢	150	一般	大久保野沢(停)線	耶麻郡西会津町野沢字下條乙1969-13
猪苗代	猪苗代	110	国道	115号	耶麻郡猪苗代町字梨木西70
南会津	田島	90	国道	121号	南会津郡南会津町長野字向山
山口	只見	280	国道	252号	南会津郡只見町大字寄岩字間々田

(気象台アメダス観測点)

観測箇所名	最深積雪 平年値 (cm)	2倍の数値 (cm)	観測点住所
西会津	96	192	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙
猪苗代	90	180	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島
金山	162	324	大沼郡金山町大字中川字沖根原
若松	59	118	会津若松市材木町 若松特別地域気象観測所
只見	231	462	南会津郡只見町只見字原
南郷	166	332	南会津郡南会津町界字梨木平
田島	88	176	南会津郡南会津町田島字東下原
桧枝岐	222	444	南会津郡檜枝岐村字上河原
茂庭	54	108	福島市飯坂町茂庭字滑滝道

福島	26	52	福島市松木町 福島地方気象台
白河	25	50	白河市郭内 白河特別地域気象観測所
湯本	87	174	岩瀬郡天栄村田良尾字持石

3 県の支援体制

(1) 市町村への支援（除排雪等対策）

県（災害対策本部各班、道路班）は、以下の状況となり、当該市町村だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、当該市町村と協議を行い、意向を踏まえたうえで、雪害対策の一部を実施するものとする。

- ・ 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ・ 雪崩発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- ・ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- ・ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

県（災害対策本部各班、道路班）は、市町村から要請があった場合、職員を派遣して雪害対策を行う。

これに対応するため、県は市町村からの要望をとりまとめ、調整を図りながら派遣計画を作成するものとする。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

市町村は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、県（災害対策本部各班、道路班）、市町村、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難指示等の発令及び避難誘導等

避難指示等については、「第3章第9節第1 避難指示等の発令」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第3章第9節第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第3章第9節第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第3章第10節第1 避難所の設置」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の避難行動

ア 市町村は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

- イ 市町村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。
 - ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。
 - エ 市町村は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。
 - オ 県（生活環境班）及び市町村は、外国人の避難行動のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。
- (2) 社会福祉施設入所者等の避難行動
- 社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第5 災害復旧

雪害による災害の復旧については、県及び市町村はそれぞれ当該地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。